

全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長 会議資料

令和 7 年 3 月

高齢者支援課

目次

1	介護施設等の整備及び運営について	1
2	介護施設等における防災・減災対策の推進について	17
3	業務継続計画（BCP）の作成について	21
4	養護老人ホーム・軽費老人ホームについて	27
5	有料老人ホーム等の適切な運営の推進等について	50
6	高齢者住まいにおける適正なサービス提供確保のための更なる指導の徹底について	66
7	高齢者の居住と生活の一体的な支援について	93
8	介護現場の生産性の向上について	97
9	経営の協働化・大規模化について	113
10	福祉用具・住宅改修について	116
11	介護現場におけるリスクマネジメントについて	127
12	高齢者虐待の防止等について	133
13	介護サービス相談員制度等の推進について	137

1. 介護施設等の整備及び運営について

(1) 地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備に関する事業分）

① 予算案及び対象事業の拡充

- 地域医療介護総合確保基金（介護分）令和7年度予算案については、地域の実情に応じた介護サービス基盤の整備を後押しするために介護保険事業（支援）計画等と整合性が図られた施設整備や、多様な人材の参入促進、介護ロボット・ICT等の導入を通じた労働環境の改善等による介護人材の確保の推進に必要な経費として、524億円（うち国費349億円）を計上している。

[内訳]

介護施設等の整備分 378億円（うち国費252億円）

介護従事者の確保分 146億円（うち国費97億円）

- 令和7年度予算案では、本年度と同様に地域密着型サービスの施設等の整備や施設開設準備、特養多床室のプライバシー保護のための改修等に対する支援を実施することに加えて、

■ 地域密着型施設から広域型施設への転換による受け皿の拡大

■ 2つ以上の施設の集約化・ダウンサイジング等に取り組む施設への支援を新たなメニューに加えることとした。これについては、現在、要綱等の準備を進めているところである。加えて

■ 令和6年度が終期となっている以下の事業の期限の撤廃

- ・ 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業
- ・ 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援
- ・ 介護職員の宿舍施設整備事業

■ 近年の建設コストの高騰等を踏まえ、実態に見合った補助を行うために配分基礎単価の上限額の4.7%増改定を行う予定である。

- 地域医療介護総合確保基金（介護分）の執行状況については、都道府県ごとに差があるものの、多くの都道府県では過去に造成した基金の残額が確認されている。これらは過去、都道府県計画を立てていたものの事業の中止等により当面の執行の見込みのない事業も含まれており、適正な基金の管理・執行の観点から、令和6年度改正により、当該年度の交付額及び運用益と、過年度に生じた基金の残高を一体的に管理できることとしている。また、「施設整備分」においては、都道府県が国から平成27年度補正予算の「地域介護対策支援臨時特例交付金」により交付を受けて造成した基金についても介護施設等

の整備に関する事業においても活用できることとしたところであり、都道府県の基金において未執行となっている財源のうち、活用が可能な基金の執行を徹底していただきたい。

令和6年度における協議に当たって、都道府県ごとの基金の残額を踏まえた交付としたところであるが、令和7年度における協議についても、基金の残額を踏まえた執行を徹底する予定としているので、以下にご留意いただきたい。

■ 協議にあたっては、協議事業について優先順位をつけて検討し、確実な事業計画遂行が見込まれる事業のみ協議すること。

■ 協議において、基金残高の活用状況を確認することとし、未活用又は活用が不足していると判断される場合には、活用できない理由等を挙証資料により確認、必要に応じて交付額に反映することも検討。

② スケジュール（予定）

4月中	第1次協議及び事業量調査の依頼
4～5月	厚生労働省本省による管理運営要領、留意事項通知等の関連通知の発出 ＜地方厚生（支）局による都道府県ヒアリング＞
速やかに（夏頃）	厚生労働省本省による都道府県への内示
3月まで	地方厚生（支）局による都道府県への交付決定
翌年度	地方厚生（支）局による都道府県への交付確定

③ その他留意事項

○ 広域型介護施設等の整備費支援

- ・ 広域型介護施設等の整備費の支援については、国が補助対象としている一部の要件に該当するものを除き、地方六団体の提案を踏まえた三位一体の改革により平成18年に税源移譲され、都道府県等により支援が行われているところであるが、令和6年8月に実施した「令和6年度地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備分）の都道府県ヒアリング」において、広域型介護施設等の施設整備費の支援のうち、大規模修繕に関する支援の実施は一部に留まっていることを把握したところ。
- ・ 広域型介護施設等への施設整備費の支援については、各都道府県等の判断によることが前提ではあるが、高齢者保健福祉推進10ヵ年戦略（ゴールドプラン）以降整備されてきた施設が老朽化している状況、三位一体改革で税源が移譲された経緯を改めてご認識頂き、改築を含め大規模修繕等への支援の実施により、介護サービス基盤の維持により一層努めて頂くようお願いする。

○ 重点支援地方交付金の活用

- ・ 「重点支援地方交付金等を活用した介護施設等の整備費支援について」（令和6年12月6日厚生労働省高齢者支援課事務連絡）において、重点支援地方交付金は、建築資材費等の高騰が生じている場合の事業者支援にも活用できることから、介護基盤の整備を着実に推進するため、地域の実情に合わ

せてご検討いただくようお願いしているところである。

- ・ 各都道府県・市区町村におかれては、事業者の申請にかかる負担軽減に配慮いただくとともに、引き続き、地域の実情に応じたきめ細かい物価高騰への支援につながるよう、管内の介護現場の状況等を注視いただきたい。

○ 介護施設等における木材の利用の促進及び CLT（Cross Laminated Timber：直交集成板）の活用

- ・ 社会福祉施設等における木材の利用の促進及び CLT の活用にあたっては、「社会福祉施設等における木材の利用の促進及び CLT の活用について」（平成 28 年 7 月 21 日付け雇児発 0721 第 17 号・社援発 0721 第 5 号・障発 0721 第 2 号・老発 0721 第 2 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長等連名通知）において、木材の持つ柔らかさ、暖かさを取り入れることにより施設入所者や利用者に精神的なゆとりと安らぎを与えるなどの効果も期待できることから、木材の利用や CLT の積極的な活用についてご配慮をいただくとともに、木材の利用や CLT の積極的な活用についての管内市町村及び社会福祉法人等に対する周知にご協力いただくようお願いしているところであり、引き続き、ご協力をお願いしたい。
- ・ なお、地域医療介護総合確保基金については、管理運営要領上、都道府県及び市町村が作成する整備計画の事業の選定に当たっては、入所者等の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用、木製品の利用等を行うものが優先的に盛り込まれるよう配慮することとしているので、念のため申し添える。

<参考>

- ・ 現在、政府では、林業及び木材産業の成長産業化を推進し、地方の持続的な産業の育成と雇用の確保を図り、地方創生を実現することを目的に、CLT（直交集成板）の公共建築物、商業施設等への幅広く積極的な活用に向けて、関係省庁の緊密な連携を確保し、実効ある方策を検討するため、CLT 活用促進に関する関係省庁連絡会議（平成 28 年 6 月 2 日設置）を設置し、各省庁の連携を図っているところ。
- ・ 具体的には、令和 2 年度に「CLT の普及に向けた新たなロードマップ～更なる利用拡大に向けて～」(対象期間 R3～R7)を策定し、これらの施策に基づき一層の推進を図っている。

■ CLT 活用促進のための政府一元窓口

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/cltmadoguchi/index.html>

(2) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（ハード交付金）

① 予算案及び対象事業

- 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の令和7年度予算案については、高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、スプリンクラー設備等の整備、耐震化改修・大規模修繕等のほか、非常用自家発電・給水設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修の対策を講じるものとして、12億円を計上している。
- また、令和6年度補正予算においては、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）として、社会福祉施設等の耐災害性強化対策として、耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策及び非常用自家発電設備対策に取り組むほか、地域密着型施設の大規模修繕等の支援を推進するための予算を措置しており、令和7年度も引き続き、本交付金によりこれらの対策の支援を行っていく予定である。
（参考）令和6年度補正予算：64億円（うち国土強靱化分56億円）
- 都道府県・市区町村におかれては、必要な予算を確保しつつ、本交付金を有効に活用し、高齢者施設等の防災・減災の強化を着実に進めていただきたい。

（参考）防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策
（令和2年12月11日閣議決定）（抜粋）

第2章 重点的に取り組むべき対策

1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策

（1）人命・財産の被害を防止・最小化するための対策

- ・社会福祉施設等の耐災害性強化対策（耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策及び非常用自家発電設備対策）（厚生労働省）

第4章 対策の事業規模

第2章において示した重点的に取り組むべき対策について、加速化・深化を図る観点から、追加的に必要となる事業規模は、今後5年間でおおむね15兆円程度を目途としており、別表のとおりである。また、対策の初年度については、令和2年度第3次補正予算により措置する。

次年度以降の各年度における取扱いについても、予算編成過程で検討することとし、今後の災害の発生状況や事業の進捗状況、経済情勢・財政事情等を踏まえ、機動的・弾力的に対応する。

また、本対策には、財政措置に加え、財政投融资のほか、民間事業者等による事業が想定されている。

② スケジュール（予定）

- | | |
|-----|--|
| 3月中 | 厚生労働省本省による実施要綱等の関連通知の発出
協議の依頼（事務連絡） |
| 5月頃 | 厚生労働省本省による都道府県への内示 |
| 随時 | 地方厚生（支）局による都道府県への交付決定 |

③ その他留意事項

○ 令和7年度協議について

<当初予算分（一般分）及びR6補正予算分（国土強靱化分）>

- ・ 令和7年度協議については、予算を上回る協議額となる可能性があることから、補助協議申請にあたっては、引き続き、各都道府県・指定都市・中核市ごとに、事業ごとの優先順位を付して協議していただくようご協力をお願いする。
- ・ 令和7年度における採択方針については、昨年度と同様に、都道府県・指定都市・中核市ごとの優先順位を踏まえ、総合的に判断した上で採択することを予定している。
- ・ なお、義務とされている業務継続計画（BCP）及び非常災害対策計画の策定がない施設については原則補助対象外とすることとしている。

<R6補正予算分（国土強靱化分）>

- ・ また、国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援等として、耐震化整備、ブロック塀等の改修、非常用自家発電設備の整備、水害対策のための施設改修等の支援については、市区町村が策定する国土強靱化地域計画に明記された事業について、優先採択とすることを予定している。また、国土強靱化地域計画を未策定の市区町村に所在する高齢者施設等については、原則、補助対象外とすることも予定しているので、御了知いただきたい。
- ・ なお、令和6年度においては、特に進捗が遅れている耐震化整備事業、水害対策のための施設改修等事業を優先的に採択すること、非常用自家発電設備については発災後72時間以上の事業継続が可能であるものを要件に採択することとしているため、都道府県・市区町村におかれては、これらの事業の積極的な活用をご検討いただきたい。

○ 高齢者施設等に整備する非常用設備等の整備について

- ・ 高齢者施設等については、日常生活上の支援が必要な方が多数利用していることから、災害時においてもその機能を維持できるよう必要な対策を講じることが重要であるため、非常用自家発電設備・給水設備（「非常用設備等」という。以下同じ。）の整備を推進することとしている。
- ・ なお、これらの設置場所については、津波や浸水等の水害や土砂災害等に備え、立地場所のハザードマップ等を勘案の上、重量に見合った設置場所の強度にも留意しつつ、屋上等の被災しにくい場所に設置する等、非常用設備等が非常時に機能を発揮できるようご留意いただきたい。
- ・ 防災基本計画（令和6年6月中央防災会議）において、「病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。」とされていることを踏まえ、飲料水や食料等の確保のみならず、

給水設備も含め、非常用設備等については、災害による停電・断水時に非常用設備等を問題なく使用できるよう、各都道府県・市区町村におかれては、高齢者施設等に対し、燃料確保手段の確保、定期的な点検や使用訓練等を行っていただくよう周知をお願いする。

※ 独立行政法人福祉医療機構において、自家発電設備等の導入工事に対して、融資条件の優遇措置を実施している。

【国庫補助金の交付を受ける事業】

融資率 95%（施設本体を含む）

貸付利率 基準金利同率（措置期間中無利子）（注）

【上記以外の事業】

融資率 95%（注）

貸付利率 基準金利同率（注）

（注） 自家発電設備部分及び給水設備部分のみ

○ 太陽光など自然エネルギーを活用した発電設備の整備について

- ・ 本交付金における非常用自家発電設備整備事業について、太陽光など自然エネルギーを活用した発電設備など平時を含めた使用が想定されるものは、原則、補助対象外としているところであるが、太陽光発電の設置に活用できるメニューとしては、下記の補助事業が考えられるので、御了知いただきたい。

【太陽光発電の設置に活用できるメニュー】

○ 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

- ① 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（定員 29 名以下の小規模施設が対象）
- ② 社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修支援事業
※①②のいずれも屋上防水等の大規模修繕を伴うものに限る

○ 地域医療介護総合確保基金

- ③ 地域密着型サービス等整備等助成事業（定員 29 名以下の小規模施設が対象）※整備時に合わせて実施
- ④ 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業（定員 30 人以上の大規模施設が対象）

（３）特別養護老人ホームにおける特例入所の適切な運用について

令和４年 12 月 20 日に社会保障審議会介護保険部会において取りまとめられた「介護保険制度の見直しに関する意見」において、特別養護老人ホームの特例入所に地域によってばらつきがあるとの報告があることや、特別養護老人ホームが在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化さ

れている趣旨等を踏まえ、改めて、特例入所の趣旨の明確化を図るなど、地域における実情を踏まえた適切な運用を図ることが適当であるとされた。これを踏まえ、令和5年4月に「「指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について」の一部改正について（令和5年4月7日厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）」をお示ししており、都道府県等においては、管内市町村、関係団体等に引き続き周知を図るとともに、施設への入所が適切かつ円滑に行われるようご配慮願いたい。

【参考】

- 「指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について」の一部改正について（通知）
（令和5年4月7日付け 老高発 0407 第1号）
- ※ <https://www.mhlw.go.jp/content/001085558.pdf>

（４）介護施設等における身元保証人等の取扱について

介護施設等に関する法令上は身元保証人等を求める規定はない。また、各施設の基準省令において、正当な理由なくサービスの提供を拒否することはできないこととされており、入院・入所希望者に身元保証人等がないことは、サービス提供を拒否する正当な理由には該当しない。

介護施設等に対する指導・監督権限を持つ都道府県等におかれては、管内の介護施設等が、身元保証人等がないことのみを理由に入所を拒むことや退所を求めるといった不適切な取扱を行うことのないよう、適切に指導・監督を行っていただきたい。

【参考】

- 平成29年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「介護施設等における身元保証人等に関する調査研究事業」報告書
- ※ https://www.mizuho-ir.co.jp/case/research/mhlw_kaigo2018.html
- 「市町村や地域包括支援センターにおける身元保証等高齢者サポート事業に関する相談への対応について」（平成30年8月30日付け老高発 0830 第1号・老振発 0830 第2号通知）
- ※ <https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou-files/documents/2018/0831091312359/ksvol676.pdf>
（「2. 介護施設等における身元保証人等に求める役割」参照）

（５）ユニット型施設について

令和6年度介護報酬改定では、ユニットケアの質向上に向けた体制を確保する観点から、ユニットケア施設管理者研修を努力義務化することとしたほか、柔軟なサービス提供により、より良いケアを提供する観点から、「馴染みの関係」を

維持しつつ、職員の主たる所属ユニットを明らかにした上で、必要に応じてユニット間の勤務が可能であることを明確化したところである。各自治体において、改定趣旨を十分にご了知いただくとともに、ユニット型施設に対して柔軟なサービス提供を認めつつ、より良いケアが提供されるよう指導されたい。

また、ユニットケア研修のうち特にユニットリーダー研修に関して、新型コロナウイルスの影響により実地研修を受講できない状況を踏まえ、特例措置として、講義・演習を受講済みであって、実地研修が未修了の者については、実地研修が可能となった際は速やかに受講することを条件に、令和6年度に限り、人員基準上、ユニットリーダー研修修了者として取り扱って差し支えないものとしていた。研修実施団体に対する未受講者の受講状況調査を踏まえ、当初の予定通り令和6年度末で特例措置を終了することとした。

なお、昨年度に「「ユニットケア施設管理者研修」及び「ユニットリーダー研修」の実施について」（令和4年3月30日厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）を改正し、複数の研修実施団体へ委託が可能であることを明確化したところであるので、ご了知の上引き続きユニットリーダー研修の運営及びユニットリーダーの育成並びにユニットケアの推進にご協力をお願いしたい。

（６）特別養護老人ホーム等における訪問理容・美容サービスについて

特別養護老人ホーム等の老人福祉施設における出張理容・出張美容に関する留意点については、「出張理容・出張美容に関する衛生管理の徹底について」（平成25年12月25日厚生労働省老健局高齢者支援課長振興課長通知）にてお知らせしているところであるが、外出の困難な在宅の高齢者に対する出張理容・出張美容サービスの提供事業については、市町村において、介護保険法に基づく市町村特別給付事業や、独自事業として実施している事例もあると承知しており、その中には、高齢者施設の入所者や、医療機関に入院中の者等も事業の対象としている例もあるので、管内市町村とともに、必要に応じて参考とされたい。

（参考）Ａ市における訪問理容・美容サービス事業の例

市内に住所のある高齢者や重度の身体障害者を対象とし、居宅、病院、老人福祉施設、介護保険施設を訪問先とする訪問理容・美容サービスに対し、出張に係る経費を助成。

（７）「「その他の日常生活費」に係るＱ＆Ａについて」の一部改正について

近年、情報通信技術の進展に伴い、特別養護老人ホーム等の介護保険施設の利用者においてもインターネットやスマートフォン等の利用が広がりつつある。こうした状況に鑑み、利用者の生活の質を向上させるために居室等においてWi-Fi等の通信環境が利用できる施設があるところ、こうした利用料の徴収が可能であることについて明確化を行うため、令和7年2月13日付で「「その他の日常生活費」に係るＱ＆Ａについて」（平成12年3月31日各都道府県介護保険担当課

(室)あて厚生省老人保健福祉局介護保険制度施行準備室事務連絡)の改正を行ったところであり、本改正について御了知の上、管内事業者等に対して周知をお願いしたい。

【参考】

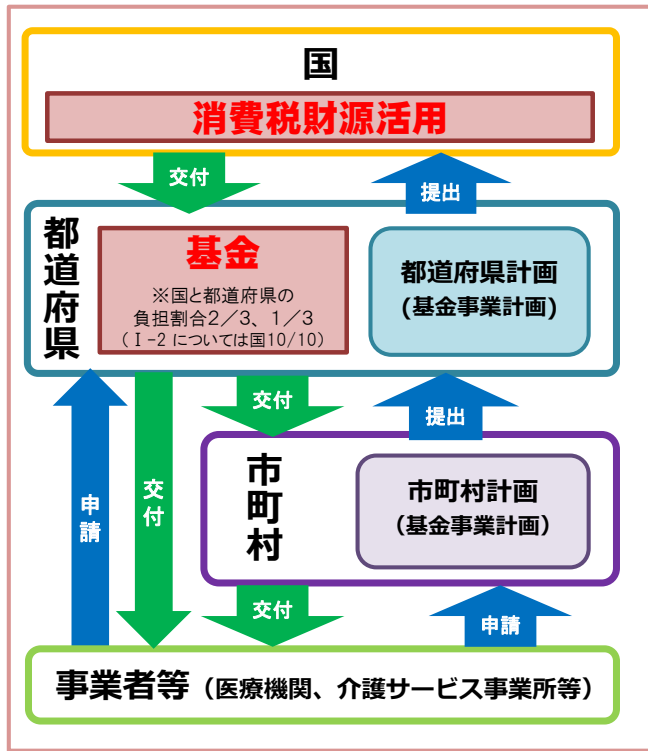
○ 「「その他の日常生活費」に係るQ&Aについて」の一部改正について（令和7年2月13日付け 厚生労働省老健局高齢者支援課等 事務連絡）

※ <https://www.mhlw.go.jp/content/001409305.pdf>

地域医療介護総合確保基金

令和7年度予算案:公費で1,433億円
(医療分 909億円、介護分 524億円)

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



都道府県計画及び市町村計画 (基金事業計画)

- **基金に関する基本的事項**
 - ・公正かつ透明なプロセスの確保(関係者の意見を反映させる仕組みの整備)
 - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
 - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- **都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項**

医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間(原則1年間) / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2

 - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
 - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施。国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用
- **都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成**

地域医療介護総合確保基金の対象事業

- I-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- I-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業
- II 居宅等における医療の提供に関する事業
- III 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等)
- IV 医療従事者の確保に関する事業
- V 介護従事者の確保に関する事業
- VI 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

地域医療介護総合確保基金の令和7年度予算案について

- 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)を創設し、各都道府県に設置。
- 地域医療介護総合確保基金の令和7年度予算案は、**公費ベースで1,433億円(医療分909億円(うち、国分613億円)、介護分524億円(うち、国分349億円))**を計上。

地域医療介護総合確保基金の予算額

年度	医療分	介護分	合計
平成26年度(当初予算)	904億円 (うち、国分602億円)	724億円 (うち、国分483億円)	1,628億円
平成27年度(当初予算)	904億円 (うち、国分602億円)	724億円 (うち、国分483億円)	1,628億円
平成27年度(補正予算)	1,040億円 (うち、国分602億円)	1,561億円 (うち、国分483億円)	2,601億円
平成28年度(当初予算)	904億円 (うち、国分602億円)	724億円 (うち、国分483億円)	1,628億円
平成29年度(当初予算)	904億円 (うち、国分602億円)	724億円 (うち、国分483億円)	1,628億円
平成30年度(当初予算)	934億円 (うち、国分622億円)	724億円 (うち、国分483億円)	1,658億円
令和元年度(当初予算)	1,034億円 (うち、国分689億円)	824億円 (うち、国分549億円)	1,858億円
令和2年度(当初予算)	1,194億円 (うち、国分796億円)	824億円 (うち、国分549億円)	2,018億円
令和3年度(当初予算)	1,179億円 (うち、国分851億円)	824億円 (うち、国分549億円)	2,003億円
令和4年度(当初予算)	1,029億円 (うち、国分751億円)	824億円 (うち、国分549億円)	1,853億円
令和5年度(当初予算)	1,029億円 (うち、国分751億円)	734億円 (うち、国分489億円)	1,763億円
令和6年度(当初予算)	1,029億円 (うち、国分733億円)	524億円 (うち、国分349億円)	1,553億円
令和7年度(案)(当初予算)	909億円 (うち、国分613億円)	524億円 (うち、国分349億円)	1,433億円

地域医療介護総合確保基金の対象事業

- I-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- I-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業
- II 居宅等における医療の提供に関する事業
- III 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等)
- IV 医療従事者の確保に関する事業
- V 介護従事者の確保に関する事業
- VI 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

※ 基金の対象事業変遷

- 平成26年度に医療を対象としてI-1、II、IVで創設
- 平成27年度より介護を対象としてIII、Vが追加
- 令和2年度より医療を対象としてVIが追加
- 令和3年度より医療を対象としてI-2が追加

○ 地域包括ケアシステムの構築に向けて、都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行う。

対象事業

※赤字が令和7年度当初予算案による拡充分

1. 地域密着型サービス施設等の整備への助成

- ① 可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域密着型サービス施設・事業所等の整備（土地所有者（オーナー）が施設運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する場合や、改築・増改築を含む）に対して支援を行う。
（対象施設） 地域密着型特別養護老人ホーム（併設されるショートステイ用居室を含む）、小規模な老人保健施設、小規模な介護医療院、小規模な養護老人ホーム、小規模な特定施設（ケアハウス、介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅））、都市型軽費老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型デイサービスセンター、介護予防拠点、地域包括支援センター、生活支援ハウス（離島・奄美群島・山村・水源地域・半島・過疎地域・沖縄・豪雪地帯に係る振興法や特別措置法に基づくものに限る）、緊急ショートステイ、施設内保育施設
※定員30人以上の広域型施設の整備費については、平成18年度より一般財源化され、各都道府県が支援を行っている（介護医療院を含む）。
- ② 上記対象施設を合築・併設を行う場合に、それぞれ補助単価の5%加算を行う。
- ③ 空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等の整備について支援を行う。
- ④ 介護離職ゼロ50万人受け皿整備と老朽化した広域型施設の大規模修繕を同時に進めるため、介護離職ゼロ対象サービス（※）を整備する際に、あわせて行う広域型特別養護老人ホーム等の大規模修繕・耐震化について支援を行う。
※特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設（ケアハウス、介護付きホーム）。いずれも定員規模を問わない。
- ⑤ 一定の条件の下で、災害レッドゾーン・災害イエローゾーンに立地する老朽化等した広域型介護施設の移転建替（災害イエローゾーンにおいては現地建替も含む。）にかかる整備費の支援を実施。
- ⑥ 移転用地の確保が困難な大都市において、老朽化した介護施設の改築・大規模修繕等を促進させるため、工事中に介護施設の利用者を受け入れる代替施設の整備を公有地において実施する場合の費用の支援を実施。
- ⑦ 地域の介護ニーズに応じて、地域密着型施設から広域型施設への転換による受け皿の拡大、2施設以上の施設の集約化・ダウンサイジング等（サービス転換含む）に取り組む施設整備費（大規模修繕含む）の支援を実施。※ 都市部においては、5%の加算を設定。

2. 介護施設の開設準備経費等への支援

- ① 特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設の開設準備（既存施設の増床や再開設時、大規模修繕時を含む）に要する経費の支援を行う。
※定員30人以上の広域型施設を含む。広域型・地域密着型の特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室を含む。
※「大規模修繕時」は、施設の大規模修繕の際に、あわせて行う介護ロボット、ICTの導入支援に限る。
※介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発のための取組についても支援を行う。
- ② 在宅での療養生活に伴う医療ニーズの増大に対応するため、訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に必要な設備費用等について支援を行う。
- ③ 土地取得が困難な地域での施設整備を支援するため、定期借地権（一定の条件の下、普通借地権）の設定のための一時金の支援を行う。
- ④ 介護施設で働く職員等を確保するため、施設内の保育施設の整備、介護職員用の宿舍の整備に対して支援を行う。

3. 特養多床室のプライバシー保護のための改修等による介護サービスの改善

- ① 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室における多床室のプライバシー保護のための改修費用について支援を行う。
 - ② 特別養護老人ホーム等のユニット化改修費用について支援を行う。
 - ③ 施設の看取りに対応できる環境を整備するため、看取り・家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修費用について支援を行う。
 - ④ 共生型サービス事業所の整備を推進するため、介護保険事業所において、障害児・者を受け入れるために必要な改修・設備について支援を行う。
- ※1～3を行う施設・事業所等が、特別豪雪地帯又は奄美群島・離島・小笠原諸島に所在する場合は、補助単価の8%加算が可能。

案 介護施設等の改築・大規模修繕等の工事中における代替施設整備事業（R 7～）

移転用地の確保が困難な大都市に所在する老朽化した介護施設等の改築・大規模修繕等を促進させるために、改築・大規模修繕等の工事中に利用者を受け入れるための代替施設を整備する事業を対象とする。

（代替施設を活用できる介護施設等）

特別養護老人ホーム（併設されるショートステイ用居室を含む）、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、認知症対応型デイサービスセンター、介護予防拠点、地域包括支援センター、生活支援ハウス（離島・奄美群島・山村・水源地域・半島・過疎地域・沖縄・豪雪地帯に係る振興法や特別措置法に基づくものに限る）、緊急ショートステイ、施設内保育施設
※いずれも定員規模は問わない。



（補助要件等）

- 代替施設を活用するためには、工事を行う介護施設等が大都市に所在すること。
※ 大都市とは、指定都市、特別区、その他都道府県知事が必要と認めた地域
- 代替施設を整備する土地が公有地であること。
- 代替施設がレッドゾーン・イエローゾーンに所在しないこと（イエローゾーンについては例外あり。）。
- 実施主体は、都道府県、指定都市、特別区、その他都道府県知事が必要と認めた地方公共団体とする。
- 代替施設を整備するにあたっては、施設種別ごとに定めのある施設基準を遵守すること。

（例外）

自然災害等が発生した場合において、実施主体の長がやむを得ないと判断した場合は、一時的に代替施設以外の目的で活用しても差し支えない。

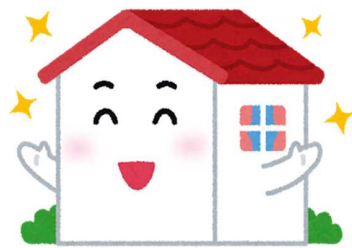


地域密着型サービス等から広域型施設への転換事業（R 7～）

高齢者の増加が見込まれる大都市において、介護施設等の不足や人材競争の激化、介護ニーズの増加等に対応するため、都市部に所在する地域密着型サービス等が、広域型施設への転換（サービス転換を含む）を行う事業について対象とする。

（対象施設等）

地域密着型特別養護老人ホーム（併設されるショートステイ用居室を含む）、小規模な老人保健施設、小規模な介護医療院、小規模な養護老人ホーム、小規模な特定施設（ケアハウス、介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅））、都市型軽費老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型デイサービスセンター、介護予防拠点、地域包括支援センター、生活支援ハウス（離島・奄美群島・山村・水源地域・半島・過疎地域・沖縄・豪雪地帯に係る振興法や特別措置法に基づくものに限る）、緊急ショートステイ、施設内保育施設



（補助要件）

- 対象施設等が都市部に所在すること。
※ 都市部とは、都道府県知事が必要と認めた地域
- 事業者は、転換及び生産性向上に資する投資に関する計画を作成し、施設等が所在する市町村町の同意を得ること。
- 転換後の施設等がレッドゾーン・イエローゾーンに所在しないこと（イエローゾーンについては例外あり。）。
- 当事業の実施を行った介護施設等は、事業実施後に処遇改善加算Ⅰ若しくはⅡ又はそれらに相当する加算を取得すること。



広域型施設におけるダウンサイジング実施事業（R 7～）

地域の実状を踏まえた定員の減員を行うため、過疎地域等に所在する広域型の介護施設等を、広域型介護施設（床数減少）や地域密着型サービス等施設へと転換（サービス転換を含む）する事業を対象とする。

（対象施設等）

定員30名以上の広域型介護施設等（※）

※ 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ、介護老人保健施設、介護医療院、ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）、養護老人ホーム、介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。ただし、一部地域における整備に限る。）



（補助要件）

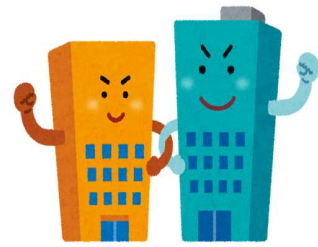
- 対象施設等が過疎地域等※に所在すること。
- 整備内容（ダウンサイジング）は、現在定員を基準として10パーセント以上の減員（転換を含む）に必要な整備とする。
- 事業者は、減員及び生産性向上に資する投資に関する計画を作成し、施設等が所在する市町村町の同意を得ること。
- 転換後の施設等がレッドゾーン・イエローゾーンに所在しないこと（イエローゾーンについては例外あり。）。
- 当事業の実施を行った介護施設等は、事業実施後に処遇改善加算Ⅰ若しくはⅡ又はそれらに相当する加算を取得すること。

※離島振興法（昭和28年法律第72号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）又は豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）の適用を受ける地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（令和3年厚生労働省令第83号）附則第4条の適用を受ける場合を含む）。

地域の介護ニーズに応じたサービスを提供するため、大都市及び過疎地域等に所在する次の2つ以上の広域型施設が合築又は併設を行う場合に必要な整備を実施する事業及び、広域型・地域密着型サービス等の施設等が、2施設以上を統廃合するために必要な整備する事業を対象とする。

（対象施設等）

特別養護老人ホーム（併設されるショートステイ用居室を含む）、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、認知症対応型デイサービスセンター、介護予防拠点、地域包括支援センター、生活支援ハウス（離島・奄美群島・山村・水源地域・半島・過疎地域・沖縄・豪雪地帯に係る振興法や特別措置法に基づくものに限る）、緊急ショートステイ、施設内保育施設
※いずれも定員規模は問わない。



（補助要件）

- 対象施設等が大都市※₁又は過疎地域等※₂に所在すること。
- 事業者は、減員及び生産性向上に資する投資に関する計画を作成し、施設等が所在する市町村町の同意を得ること。
- 当事業の実施後の施設等がレッドゾーン・イエローゾーンに所在しないこと（イエローゾーンについては例外あり。）。
- 過疎地域等においてが当事業を実施するにあたっては、当事業実施後の施設等が、都市再生特別措置法第81条による立地適正化計画に記載される居住誘導区域等に立地すること。
- 当事業の実施を行った介護施設等は、事業実施後に処遇改善加算Ⅰ若しくはⅡ又はそれらに相当する加算を取得すること。

※₁ 指定都市、特別区、その他都道府県知事が必要と認めた地域（人口20万人以上を目安とする）

※₂ 離島振興法（昭和28年法律第72号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）又は豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）の適用を受ける地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（令和3年厚生労働省令第83号）附則第4条の適用をうける場合を含む）

老健局高齢者支援課（内線3928）

介護施設等における感染拡大防止対策に係る支援（地域医療介護総合確保基金）

令和7年度当初予算案 252億円の内数（252億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 介護施設等において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、①多床室の個室化に要する改修費、②簡易陰圧装置の設置に要する費用、③感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に要する費用を支援する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

① 多床室の個室化に要する改修費

■事業内容

事業継続に必要な介護施設等において、感染が疑われる者が複数発生して多床室に分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化（※）に要する改修費について補助

※可動の壁は可
※天井と壁の間に隙間が生じることは不可

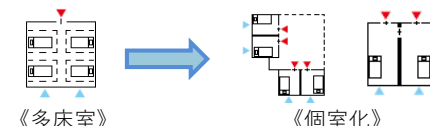
■補助対象施設

入所系の介護施設・事業所

■補助単価・補助率

1定員あたり116万円

※補助率を導入



② 簡易陰圧装置の設置に要する費用

■事業内容

介護施設等において、感染が疑われる者が発生した場合に、感染拡大のリスクを低減するためには、ウイルスが外に漏れないよう、気圧を低くした居室である陰圧室の設置が有効であることから、居室等に陰圧装置を据えるとともに簡易的なダクト工事等に必要となる費用について補助

■補助対象施設

入所系の介護施設・事業所

■補助単価・補助率

1施設あたり：510万円×都道府県が認めた台数（定員が上限）

※補助率を導入



③ 感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に要する費用

■事業内容

新型コロナウイルス感染症対策として、感染発生時対応及び感染拡大防止の観点からゾーニング環境等の整備に要する費用について補助

■補助対象施設

入所系の介護施設・事業所

■補助単価・補助率

① ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング：118万円/箇所

② 従来型個室・多床室のゾーニング：707万円/箇所

③ 家族面会室の整備：413万円/施設

※①～③補助率を導入



介護施設等の新規整備を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備（R2～）

「介護離職ゼロ」の実現に向けた受け皿整備量拡大と老朽化した特養等の広域型施設の修繕を同時に進めるため、**介護施設等の新規整備を条件に行う、定員30人以上の広域型施設の大規模修繕（おおむね10年以上経過した施設の一部改修や付帯設備の改造等）・耐震化について補助する。**

（新規整備する介護施設等）

- 特別養護老人ホーム
- 介護老人保健施設
- 介護医療院
- ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）
- 認知症高齢者グループホーム
- 小規模多機能型居宅介護事業所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）

※ いずれも定員規模及び助成を受けているかは問わない。

（大規模修繕・耐震化する広域型施設）

- 特別養護老人ホーム
- 介護老人保健施設
- 介護医療院
- 養護老人ホーム
- 軽費老人ホーム

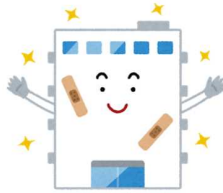


（最大補助単価）

1 定員あたり

133万円

※補助単価は令和6年度の単価



（補助要件等）

- 1の介護施設等の新規整備につき、1の広域型施設の大規模修繕・耐震化が対象。
- 新規整備する介護施設等と大規模修繕・耐震化する施設の場所は、同一敷地内や近隣に限定されない。
- 介護施設等の新規整備と広域型施設の大規模修繕・耐震化の整備主体は同一法人であること。
- 都道府県計画及び市町村計画に沿った介護施設等の新規整備と広域型施設の大規模修繕・耐震化の両方に係る1年から4年程度の範囲内を期間とする整備計画を定めること。

介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援（R2～）

介護現場の生産性向上を推進するため、**介護施設等の大規模修繕（おおむね10年以上経過した施設の一部改修や付帯設備の改造）の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入を補助対象に追加する。**

（現行の開設準備経費の
補助対象時点）

- 開設時
- 増床時
- 再開設時（改築時）

※現行の開設準備経費の補助対象
・施設開設時の設備整備
・人材募集・研修に係る経費 等

（拡大後の開設準備経費の
補助対象時点）

- 開設時
- 増床時
- 再開設時（改築時）



- **大規模修繕時**

（開設時等の開設準備経費の
最大補助単価）

特養、老健、認知症グループ
ホーム、介護付きホームの例：
1 定員あたり 98.9万円

（大規模修繕時の開設準備経費の
最大補助単価）

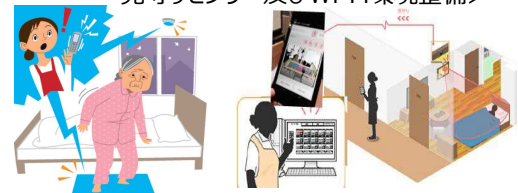
特養、老健、認知症グループ
ホーム、介護付きホームの例：
1 定員あたり 49.6万円

※補助単価は令和6年度の単価

（補助要件等）

- 補助対象経費は、介護従事者の確保分における「介護ロボット導入支援事業」及び「ICT導入支援事業」において対象となっている機器等を導入するために必要な経費。
（なお、介護ロボット・ICT以外の設備整備、人材募集・研修に係る経費等は対象外。）
- 「介護施設等の新規整備を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備」と併せた補助実施も可能。

＜例①：天井の内装改修や電気設備改造と
見守りセンサー及びWi-Fi環境整備＞



＜例②：給排水設備の改造工事とロボット技術を用いた
設置位置を調節可能なトイレ整備＞



＜例③：浴室の改修工事とロボット技術を用いた
浴槽の出入り動作の支援機器整備＞



介護職員の宿舎施設整備（R2～）

介護人材（外国人を含む）を確保するため、**介護施設等の事業者が介護職員（職種は問わず、幅広く対象）用の宿舎を整備する費用の一部を補助することによって、介護職員が働きやすい環境を整備する。**

（補助対象施設等）

- 特別養護老人ホーム
 - 介護老人保健施設
 - 介護医療院
 - ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）
 - 認知症高齢者グループホーム
 - 小規模多機能型居宅介護事業所
 - 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
 - 看護小規模多機能型居宅介護事業所
 - 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）
- ※ いずれも定員規模は問わない。

（補助率）

1 宿舎あたり
1 / 3



（補助基準額）

- 宿舎の定員規模や設備、居室類型は問わない。
- ただし、補助対象となるのは、補助対象施設等（建築中を含む）の職員数分の定員規模までであって、1 定員あたりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む）33㎡以下とする。
- 土地の買収や整地費用、設備整備に係る経費は対象外。

（整備方法）

- 新築のほか、既存建物を買収した整備（新築より効率的な場合に限る）、既存建物を改修した整備も対象。
- 土地所有者が補助対象施設等の運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する場合も対象。（オーナー型）

（補助要件等）

- 宿舎の家賃設定は、近傍類似の家賃と比較して低廉なものとすること。
- 宿舎の設置場所は、施設等の敷地内又は近隣の設置に限定されない。
- 宿舎の入居者は、補助対象施設等に勤務する職員でなければならない。ただし、宿舎の定員規模の2割以内において、職員の家族等や介護保険・老人福祉関連施設・事業所（サ高住を含む）の職員の利用も可能。

令和6年度 介護施設等の整備に関する事業見込量等調査① （事業別・都道府県別の令和6年度執行予定）

区分	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県
1. 地域密着型サービス等整備助成事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
うち介護施設等の合築等	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	○	-
うち空き家を活用した整備	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-
うち介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	○	-
うち災害レッドゾーンに所在する老朽化した広域型介護施設の移転改築整備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
うち災害イエローゾーンに所在する老朽化した広域型介護施設の移転改築整備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2. 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
うち大規模修繕の際の介護ロボット・ICT導入支援	○	-	-	-	○	-	○	-	○	○	-	-	-	○	-	-
3. 定期借地権設定のための一時金の支援事業	-	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	-	-
4. 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5. 民有地マッチング事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-
6. 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業	○	○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	-
7. 介護職員の宿舎施設整備事業	○	○	-	○	-	○	○	○	-	-	○	○	○	○	○	-

区分	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県
1. 地域密着型サービス等整備助成事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
うち介護施設等の合築等	○	-	○	-	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-
うち空き家を活用した整備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-
うち介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備	-	-	-	-	-	-	○	-	○	○	-	-	○	○	○	-
うち災害レッドゾーンに所在する老朽化した広域型介護施設の移転改築整備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
うち災害イエローゾーンに所在する老朽化した広域型介護施設の移転改築整備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2. 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
うち大規模修繕の際の介護ロボット・ICT導入支援	○	-	○	-	○	○	○	-	○	○	-	-	○	○	○	-
3. 定期借地権設定のための一時金の支援事業	-	-	-	○	-	-	○	-	-	○	○	○	-	-	-	-
4. 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5. 民有地マッチング事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6. 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7. 介護職員の宿舎施設整備事業	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-

令和6年度介護施設等の整備に関する事業見込量等調査②
(事業別・都道府県別の令和6年度執行予定)

区分		岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県
1. 地域密着型サービス等整備助成事業		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	うち介護施設等の合築等	○	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	○
	うち空き家を活用した整備	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-
	うち介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備	○	-	○	○	-	○	-	-	-	○	-	○	-	○	-
	うち災害レッドゾーンに所在する老朽化した広域型介護施設の移転改築整備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	うち災害イエローゾーンに所在する老朽化した広域型介護施設の移転改築整備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-
2. 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	うち大規模修繕の際の介護ロボット・ICT導入支援	○	○	○	○	○	○	-	○	○	-	-	-	○	○	○
3. 定期借地権設定のための一時金の支援事業		-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4. 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5. 民有地マッチング事業		-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
6. 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業		○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7. 介護職員の宿舎施設整備事業		○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○

※令和7年2月10日集計時点

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 令和7年度予算案（令和6年度当初予算額）：12億円（12億円） ※令和6年度補正予算：64億円

高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、スプリンクラー設備等の整備、耐震化改修・大規模修繕等のほか、非常用自家発電・給水設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修の対策を講じる。

① 既存高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業

○ 高齢者施設等については、火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所しているため、消防法令の改正に伴い、新たにスプリンクラー設備等の整備が必要となる施設に対して、その設置を促進

施設種別	補助率	上限額	下限額
軽費老人ホーム、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊を伴う事業 （※上記施設種別のうち、定員のうち要介護3～5の入居者が半数以上を占める場合等、「避難が困難」な要介護者を主として入居させるもの」に該当する施設を除く）	定額補助	○スプリンクラー設備（1,000㎡未満） ・スプリンクラー設備を整備する場合 9,710円/㎡ ・消火ポンプユニット等の設置が必要な場合 9,710円/㎡+2,440千円/施設 ○自動火災報知設備 1,080千円/施設（300㎡未満） ○消防機関へ通報する火災報知設備 325千円/施設（500㎡未満）	なし

② 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

○ 高齢者施設等の利用者等の安全・安心を確保するため、耐震化改修、水害対策に伴う改修等や施設の老朽化に伴う大規模修繕等（※）を促進 ※「等」には、非常用自家発電設備の設置も含まれる。

施設種別（※「小規模」とは、定員29人以下のこと。以下同じ）	補助率	上限額	下限額
小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模ケアハウス、小規模介護医療院	定額補助	1,540万円/施設	80万円/施設
小規模養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所 等		773万円/施設	ただし、非常用自家発電設備はなし

③ 社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修等支援事業

○ 高齢者施設等の利用者等の安全・安心を確保するため、施設の老朽化に伴う大規模修繕等を促進

施設種別	補助率	上限額	下限額
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	総事業費6,160万円/施設	総事業費80万円/施設

④ 高齢者施設等の非常用自家発電・給水設備整備事業・水害対策強化事業

○ 高齢者施設等が、災害による停電・断水時にも、施設機能を維持するための電力や水の確保を自力でできるよう、非常用自家発電設備（燃料タンクを含む）、給水設備（受水槽・地下水利用給水設備）の整備、水害対策に伴う改修等を促進

非常用自家発電設備（i） 水害対策に伴う改修等（ii）	施設種別	補助率	区分	上限額	下限額
	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	i	なし	総事業費500万円/施設
			ii	なし	総事業費80万円/施設

給水設備	施設種別	補助率	上限額	下限額
	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	なし	総事業費500万円/施設
	小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模軽費老人ホーム、小規模養護老人ホーム、小規模介護医療院			なし
	認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所 等			

⑤ 高齢者施設等の安全対策強化事業・換気設備設置事業

○ 災害によるブロック塀の倒壊事故等を防ぐため、高齢者施設等における安全上対策が必要なブロック塀等の改修を促進。
また、風通しの悪い空間は感染リスクが高いことから、施設の立地等により窓があっても十分な換気が行えない場合等にも定期的に換気できるよう、換気設備の設置※を促進。
※地域医療介護総合確保基金を活用して令和2年度第1次補正予算から実施していた事業を移管

	施設種別	補助率	上限額	下限額
ブロック塀等の改修	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、老人デイサービスセンター 等	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	なし	なし
換気設備	入所系の介護施設・事業所	定額補助	4,000円/㎡	なし

補助の流れ

国

②整備計画
交付申請

③採択
交付決定

都道府県

市区町村

①整備計画
交付申請

④採択
交付決定

定員30人以上の施設等

定員29人以下の施設等

2. 介護施設等における防災・減災対策の推進について

(1) 令和6年能登半島地震等への対応について

- 令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震において被災した介護施設等の復旧については、「被災者の生活と生業(なりわい)支援のためのパッケージ」に基づき、1月26日に閣議決定された予備費による災害復旧事業の活用とともに、地域医療介護総合確保基金なども活用しながら、被災地の復旧に取り組んでいるところであるが、9月20日から同月23日までの間の豪雨による災害により甚大な被害が発生したことを受けて、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に基づき、11月22日に令和6年度補正予算が閣議決定されたところである。

能登半島地震により被災した介護施設等のうち、豪雨災害により再度被害を受けた事業所も多いことから、被災施設の早期復旧を図るため、災害復旧費算定の基礎となる調査については、令和6年能登半島地震と一体的な取扱いとするなど、早期復旧に向けた取り組みを行っている。

- 災害復旧は、形状、寸法及び材質の等しい「原形復旧」が原則であるが、原形復旧が不可能、困難、不相当と認められる場合には、財務省と協議の上、移転復旧が可能となる場合もあるので、被災県におかれては、早めに高齢者支援課に相談いただくなど、被災施設・事業所の早期に復旧されるよう、引き続き、支援をお願いしたい。

(2) 「介護施設等における防災リーダー養成等支援事業」の実施

地域医療介護総合確保基金を活用した「介護施設等における防災リーダー養成等支援事業」が実施されているところである。

本事業は、都道府県における介護職員等向けの防災研修の実施や防災に関する相談窓口の設置のために必要な経費に対して支援を行うものであり、この研修や相談窓口については、災害時情報共有システムを活用した研修等やBCP（業務継続計画）の作成等に関する個々の介護施設等に対する支援としても、効果的かつ効率的であると考えられることから、本事業の積極的な実施をお願いしたい。

○地域医療介護総合確保基金管理運営要領（抜粋）

別記2 介護従事者の確保に関する事業

(29) 介護施設等における防災リーダー養成等支援事業

介護施設等における防災リーダー（介護施設等における防災対策の中心となる職員を指し、役職等を問わない）の養成等を目的として、都道府県における介護職員等向けの防災研修の実施や公益団体等が実施する介護職員等向けの防災研修の受講支援のほか、都道府県における介護施設等からの防災に関する相談を受ける防災相談窓口を設置するために必要な経費に対して助成する。

（３）「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」による支援（再掲）

令和２年１２月１１日に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」において、介護施設等の社会福祉施設等については、耐災害性強化対策として、耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策及び非常用自家発電設備対策に取り組むこととなっており、令和７年度においても、本交付金による支援を行っていくので、積極的な活用をお願いしたい。

社会福祉施設等災害復旧費補助金(介護施設等分)

1. 概要

令和6年能登半島地震により被害を受けた介護施設等に関し、災害の速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保するため、施設の災害復旧に要する費用について財政支援を行う。

2. 補助対象施設

- ◇特別養護老人ホーム
- ◇老人短期入所施設
- ◇介護老人保健施設
- ◇養護老人ホーム
- ◇軽費老人ホーム
- ◇訪問看護ステーション
- ◇老人デイサービスセンター
- ◇認知症高齢者グループホーム
- 等

3. 補助対象経費

介護施設の災害復旧事業に要する経費
(※災害復旧事業が1件につき80万円以上)

4. 設置主体

都道府県、市町村、社会福祉法人 等

5. 補助率の引き上げ(激甚災害に指定された場合)

- ◇ 特別養護老人ホーム・養護老人ホーム(激甚災害法の対象)

国1/2、都道府県等1/4、事業者1/4 → 国2/3程度(注1)、都道府県等1/6程度(注1)、事業者1/6

注1 嵩上げ率は、自治体の税収と河川・道路、学校などを含めた災害復旧費事業の自治体負担額に応じて算定することから、「程度」と表記。

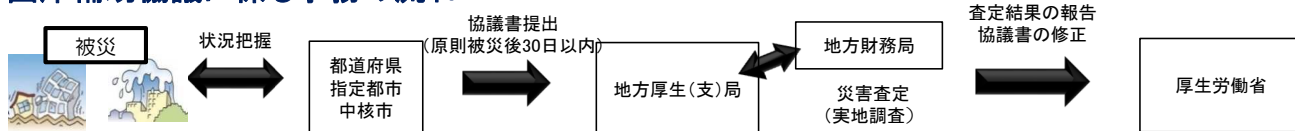
- ◇ 認知症高齢者グループホーム・介護老人保健施設等のその他施設(激甚災害法の対象外)(注2)

国1/2、都道府県等1/4、事業者1/4 → 国2/3、都道府県等1/6、事業者1/6

注2 東日本大震災、熊本地震、平成30年北海道胆振東部地震、令和2年7月豪雨、令和4年8月豪雨等、令和5年豪雨等の際も、予算措置等により同様に対応。

※1 上記は、公立ではなく、社会福祉法人等の民間法人立施設の場合。 ※2 その他施設は種類によって補助率が異なる。

6. 国庫補助協議に係る事務の流れ



社会福祉施設等設備災害復旧費補助金(介護施設等分)

令和6年能登半島地震により被災した介護サービス事業者等に対し、事業再開に要する設備等の経費に対する国庫補助を行い、被災地で生活する要介護高齢者に対する介護サービスを確保する。

1. 実施主体 都道府県・指定都市・中核市
2. 補助率 定額補助
(介護保険サービス・施設ごとに定める額)
3. 補助対象 災害により被災した介護事業所・施設等を有する事業者
(対象となる事業所・施設等は右のとおり)
4. 補助対象となる経費の例
 - ・ 事業所の車輛(訪問、送迎、移送用)
 - ・ 事務用品、事務機器(パソコン、デスク、コピー機、キャビネットなど、事業所・施設事務に要するもの)
 - ・ 事業所を借り上げる際の礼金・事務手数料
 - ・ その他事業再開に必要な初度経費

(対象となる介護保険サービス・施設)

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター

【予算科目】

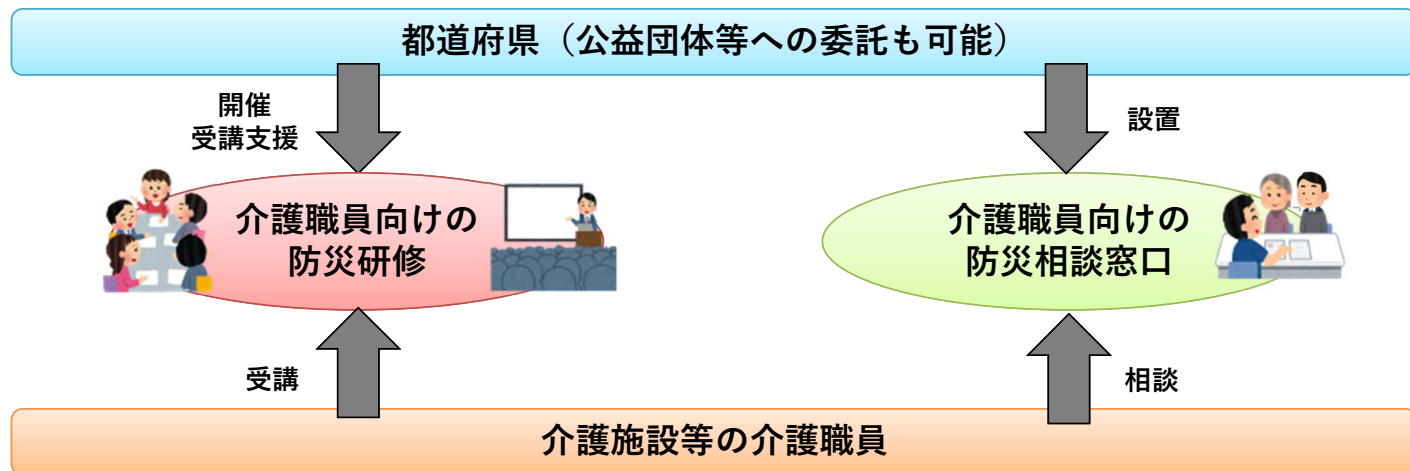
(項) 介護保険制度運営推進費 (目) 社会福祉施設等設備災害復旧費補助金

※介護サービス事業者等の「等」は居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターを指す。

介護施設等における防災リーダー養成等支援事業 (地域医療介護総合確保基金)

- 介護施設等は、自力避難困難な方が多く利用されていることから、利用者の安全を確保するため、災害に備えた十分な対策を講じることが必要である。
- 介護施設等の介護職員については、災害発生時において、現場で避難のタイミング等を判断することが必要となるため、防災知識の習得などが求められる。
- そのため、介護職員向けの防災研修を都道府県が行うことや、公益団体等が実施する介護職員向けの防災研修の受講を支援する。
- また、都道府県において、介護施設等から、防災に関する相談を受けるための「防災相談窓口」を設置することを支援する。

【事業イメージ】



社会福祉施設等の耐災害性強化対策

国土強靱化
NATURAL RESILIENCE

概要：近年頻発する豪雨等の災害に伴い発生する停電・土砂災害・浸水災害を踏まえ、以下4つの緊急対策を実施する。

- ① 社会福祉施設等の耐震化を進めることにより、地震発生による建物倒壊等での人的被害を防ぐ
- ② 安全性に問題のあるブロック塀等の改修を進めることにより、地震発生によるブロック塀等の倒壊等での人的被害を防ぐ
- ③ 社会福祉施設等において、水害対策のための施設改修等を推進することで、被害を最小限に抑える
- ④ 非常用自家発電設備の整備を進めることにより、停電時においてもライフラインの確保を可能とする

府省庁名：厚生労働省

①耐震化整備

◆中長期の目標

社会福祉施設等の耐震化を進めることにより、地震発生による建物倒壊等での人的被害を防ぐ。

昭和56年以前に建築された以下の施設のうち、耐震診断の結果、改修の必要があるとされた施設に対する対策の実施数

中長期の目標：

- ・児童関係施設等 約595箇所
- ・障害児者関係施設 約280箇所
- ・介護関係施設 約65箇所
- ・その他関係施設 約84箇所

本対策による達成年次の前倒し
令和12年度 → 令和7年度

◆5年後(令和7年度)の状況
同上

◆実施主体

都道府県、市区町村

②ブロック塀等改修整備

◆中長期の目標

安全性に問題のあるブロック塀等の改修を進めることにより、地震発生によるブロック塀等の倒壊等での人的被害を防ぐ。

安全性に問題のあるブロック塀等を設置している施設における改修整備数

中長期の目標：

- ・児童関係施設等 約385箇所
- ・障害児者関係施設 約255箇所
- ・介護関係施設 約820箇所
- ・その他関係施設 約12箇所

本対策による達成年次の前倒し
令和12年度 → 令和7年度

◆5年後(令和7年度)の状況
同上

◆実施主体

都道府県、市区町村

③水害対策強化

◆中長期の目標

要配慮者施設において、水害対策のための施設改修等を推進することで、被害を最小限に抑える。

水害による危険性が高い地域において、安全な避難のための整備が必要な施設数

中長期の目標：

- ・児童関係施設等 約45箇所
- ・障害児者関係施設 約470箇所
- ・介護関係施設 約1,175箇所

本対策による達成年次の前倒し
令和12年度 → 令和7年度

◆5年後(令和7年度)の状況
同上

◆実施主体

都道府県、市区町村

④非常用自家発電設備整備

◆中長期の目標

非常用自家発電設備の整備を進めることにより、停電時においてもライフラインの確保を可能とする。

非常用自家発電設備がなく、今後、整備予定のある施設における整備

中長期の目標：

- ・児童関係施設等 約5箇所
- ・障害児者関係施設 約495箇所
- ・介護関係施設 約2,350箇所
- ・その他関係施設 約7箇所

本対策による達成年次の前倒し
令和12年度 → 令和7年度

◆5年後(令和7年度)の状況
同上

◆実施主体

都道府県、市区町村

3. 業務継続計画（BCP）の作成等について

（１）業務継続計画（BCP）の作成について

- 令和６年度介護報酬改定において、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画（「BCP」という。以下同じ。）が未策定の場合、基本報酬を減算する「業務継続計画未策定減算」を設けたところ。

令和７年３月３１日をもって経過措置期間が終了となり、減算が適用されるので、都道府県、市区町村におかれては、引き続き、運営指導等において、集中的な指導の徹底をお願いしたい。

※ 居宅療養管理指導、特定福祉用具販売については、減算の対象としない。

- BCP に実効性を持たせるためには、危機発生時においても迅速に行動ができるよう関係者に周知し、平時から研修、訓練（シミュレーション）を行い、最新の知見等を踏まえ、定期的に見直すことが重要となるので、業務継続計画の策定状況と併せて、一連の取組状況について、確認、指導をお願いしたい。

また、BCP 策定に当たっては、記載すべき項目として、備蓄品の確保等が位置付けられており、各事業所において当該 BCP に基づき必要な水、食料、個人防護具（マスク・ガウン・フェイスシールド・非滅菌手袋等）等の備蓄が行われるよう指導をお願いしたい。

- 特定施設入居者生活介護事業所の指定を受けていない養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームについても、介護サービス事業者同様、BCP の策定等について、基準上の義務付け等がある点に注意されたい。
- 厚生労働省においては、介護事業者における BCP 作成等を支援する事業を令和７年度も引き続き実施する予定であり、実施の際に改めて連絡するので、管内の事業者等への周知のご協力をお願いしたい。

（２）災害時情報共有システムの改修等について

- 令和３年９月より、介護施設等の被災状況を迅速かつ正確に情報収集し、適切な支援につなげることができるよう、介護施設等の災害発生時における被災状況等を把握するシステム（「災害時情報共有システム」という。以下同じ。）の運用を開始したところである。

令和６年度において、介護サービス及び障害福祉サービスの災害時情報共有システムに登録された介護施設等の被災状況について、災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）に集約し、都道府県が一括して確認できるようにする等の改修を行ったところであり、令和７年度においては、介護施設等の被災状況の登録について、市区町村による代理登録を可能とすること、平時から物資の備蓄状況を報告する機能等を追加する改修を行うこととし、運用が可能となり次第、改めて

お知らせする予定である。

- 介護施設等の被災状況等の報告については、令和6年9月13日付事務連絡「介護施設・事業所等における災害時情報共有システムの利用について」のとおり、被害状況報告率が低く、一部の施設においては

- システムのログイン ID やパスワードがわからない
- システムを利用したことがない

という問い合わせが散見されている。

被災状況を迅速かつ正確に把握し、必要な支援に繋げるためにも、都道府県・市区町村におかれては、介護施設等に対して、システムの利用方法と被害状況の報告について迅速かつ的確に行うよう改めて周知するとともに、入力が行われていない施設に対して、速やかな入力を促すなど、引き続き、早期把握にご協力いただくよう改めてお願いする。

また、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、養護老人ホームについては、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護の指定の有無に関わらず、災害時情報共有システムの利用に当たっては、介護施設等が所在する都道府県等において、被災確認対象事業所番号の発行・通知が必要となるが、発行・通知が滞っている自治体が見受けられたので、特に注意いただきたい。

- 「災害時情報共有システムの5か年訓練計画について」（令和5年3月30日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）により、令和5年度から9年度までの5年間で47都道府県の全市町村に所在する介護施設等に対する訓練を計画的に実施することをお示ししていたが、この間発生した災害における災害時情報共有システムの活用状況を踏まえると、引き続き入力の徹底をお願いする必要がある。また、中央防災会議・防災対策実行会議の下に設置された「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ」においては、災害時情報共有システムの平時における入力促進や有事に入力率向上を図っていくこととされている。

このため、全ての介護施設等において早期に災害時情報共有システムを利用可能となるよう、訓練を一部前倒して、令和7年度までの3か年で訓練を完了するよう進めることとしているので、引き続きご協力をお願いしたい。令和7年度の具体的な訓練日については今年度内に別途お知らせするが、5月頃と11月頃の2回に分けて実施予定であるため、あらかじめご承知おきいただきたい。なお、各地方公共団体が自主的に訓練を行いたい場合も、国において災害情報の設定など必要な対応を行うので、適宜ご相談いただきたい。また、システムの入力訓練にあたっては、自治体職員（都道府県・指定都市・中核市）による代理入力も実施いただくことを推奨する。

- 介護施設等における災害時情報共有システムの利用にあたって、必要な登録等の手続きや操作方法等については、「介護施設・事業所等における災害時情報共有

システムについて」(令和3年6月23日厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡)において周知しているので、災害発生時の被災状況等を迅速に把握し、適切な支援につなげることができるよう、内容について了知いただくとともに、関係施設・事業者への周知徹底のご協力をお願いします。

「災害時情報共有システムのマニュアル」

- 都道府県マニュアル

https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/kanri/index.php?action_kanri_static_help=true

- 事業所向けマニュアル（被災状況報告編）

https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/?action_houkoku_static_help=true

令和7年度当初予算案 15百万円（20百万円）※（）内は前年度当初予算額

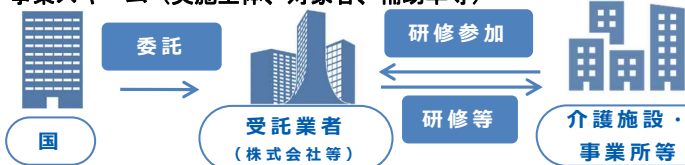
1 事業の目的

- 令和6年度介護報酬改定においては、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、かつ、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合に基本報酬を減算する「業務継続計画未策定減算」を設けることとなった。
- 義務化された業務継続計画に一層の実効性を持たせるためには、大規模災害や感染症発生時においても迅速に行動ができるよう、平時から研修、訓練（シミュレーション）を行うとともに、最新の知見や地域の特性を踏まえた実効的な内容となるよう定期的に見直すことが重要である。
- 令和6年能登半島地震における課題をニーズ調査等により明確にするとともに、福祉避難所に指定された介護施設・事業所に対して、地域の特性等を踏まえた業務継続計画の策定や定期的な見直しに資する研修、訓練（シミュレーション）を実施し、危機発生時の対応力を強化する。

2 事業の概要・実施主体等

所要額
研修・訓練（シミュレーション）の実施
要介護認定調査委託費15,000千円

事業スキーム（実施主体、対象者、補助率等）



3 スキーム

【事業者・従事者への支援】



【事業内容】

- 福祉避難所に指定された介護施設や事業所及び介護従事者が地域の特性を踏まえた実効的な業務継続計画の策定や定期的な見直しに資する研修を実施する。
- 危機発生時のシミュレーション訓練の他、災害時情報共有システムへの入力訓練や食料や感染症対策に係る物資の備蓄状況の管理の促進、非常用電源の点検・管理の促進するとともに、危機発生時の対応力を強化する。

令和5年度研修参加者：【事業者・従事者への支援】143事業所

【事業所への支援】23,395事業所

4 その他

令和6年度介護報酬改定に関する審議報告において以下の課題あり。

- 介護サービス事業所において、業務継続計画が早期に策定されるよう、既存の調査も活用しつつ、計画の策定状況を毎年度調査し、周知及び必要な支援に取り組むべきである。
- 研修や訓練（シミュレーション）の実施状況に加え、訓練の実施に当たっての地域住民との連携状況についても毎年度調査を行うとともに、住民を含めた地域全体での取組を促すため、好事例の横展開等の対応を検討していくべきである。

介護施設等の災害時情報共有システム

（介護サービス情報公表システムの1コンテンツ）

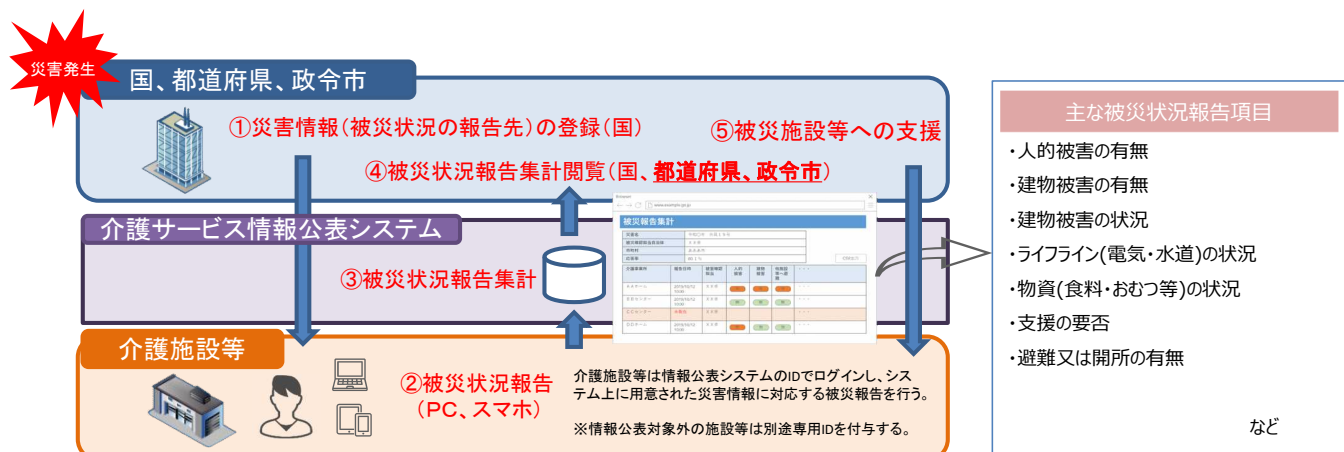
災害時情報共有システムを構築し、災害時における介護施設・事業所の被害状況を国・自治体が迅速に把握・共有し、被災した介護施設・事業所への適切な支援につなげることを目的とする。（令和3年9月から運用開始）

■対象施設 入所施設、居住系サービス事業所

- (1) 老人短期入所施設 (2) 養護老人ホーム (3) 特別養護老人ホーム (4) 軽費老人ホーム (5) 認知症高齢者グループホーム
(6) 生活支援ハウス (7) 介護老人保健施設 (8) 介護医療院 (9) 小規模多機能型居宅介護事業所
(10) 看護小規模多機能型居宅介護看護事業所 (11) 有料老人ホーム (12) サービス付き高齢者向け住宅

■補助実施主体 国（介護サービス情報公表システムの運用・保守の民間業者へ委託）

※令和4年度運用・保守会社：日本コンピュータシステム株式会社



災害発生時の災害時情報共有システムへの入力をお願い

災害時情報共有システムの概要と現状の課題

介護施設等の被災状況を迅速かつ正確に情報収集し、適切な支援につなげることができるよう、災害発生時における被災状況等を把握することを目的として国が構築したシステムです。

現状の介護施設等における報告率は、障害者支援施設や児童福祉施設等の報告率よりも極めて低い状況です。また、厚生労働省から介護施設等に被害状況の報告を依頼した際、下記の問い合わせが散見されました。

- ・システムのログインIDやパスワードがわからない
- ・システムを利用したことがない

入力項目等

災害時の必須入力項目は、7項目をチェックするだけなので、短時間で入力することができます。システム入力により、行政に対する支援の要請を行うこともできます。

入力必須項目	入力内容
① 人的被害の状況	・ 人的被害なし ・ 人的被害あり
② 建物被害の状況	・ 被害なし ・ 軽微な被害あり（推定被害80万円未満） ・ 重大な被害あり（推定被害80万円以上）
③ 避難の必要性	（入所施設） ・ 避難の必要性なし ・ 避難の必要性あり
	（入所施設以外） ・ 支障なし（開所） ・ 支障あり（閉所中）
④ 電気の状況	・ 停電なし ・ 停電中
⑤ 水道の状況	・ 断水なし ・ 断水中
⑥ ガスの状況	・ 供給あり ・ 停止中
⑦ 冷暖房の状況	・ 使用可能 ・ 使用不可

災害時情報共有システムに関する Q&A

Q 災害時情報共有システムにどこからログインすればよいのでしょうか？

A ログインは、下記URLの「●●」に別添の都道府県番号を入力してアクセスしてください。

【事業所用URL】

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/●●/index.php>

Q 災害時情報共有システムのログインIDやパスワードがわからず、システムにログインできません。どうしたらよいのでしょうか？

A 事業所が所在する都道府県・指定都市において、IDの発行や初期パスワードの設定を行っています。所在する都道府県・指定都市の介護保険主管課までお問い合わせください。

Q 災害時情報共有システムは被害があった場合に入力すればよいのでしょうか？

A 被害がある場合も、被害がない場合も必ず入力してください。

被災地全体の被災状況を迅速かつ正確に把握し、必要な支援に繋げるためにも、速やかに入力いただけますようお願いいたします。

※ 被害情報を入力いただいた場合には、国や都道府県・市町村において、支援の必要性を判断することができます。また、所管官庁等と被害情報を共有することにより、優先的な復旧に活用される場合もあります。

災害時情報共有システム改修のお知らせ

自治体からの御要望を踏まえ、令和5年度のシステム改修により、中核市と一般市区町村もシステムの閲覧が可能となりました。

これにより、管内の施設の被災状況を確認することができるようになりましたので、積極的にご活用ください。

都道府県名	都道府県 番号
北海道	01
青森県	02
岩手県	03
宮城県	04
秋田県	05
山形県	06
福島県	07
茨城県	08
栃木県	09
群馬県	10
埼玉県	11
千葉県	12
東京都	13
神奈川県	14
新潟県	15
富山県	16
石川県	17
福井県	18
山梨県	19
長野県	20
岐阜県	21
静岡県	22
愛知県	23
三重県	24
滋賀県	25

都道府県名	都道府県 番号
京都府	26
大阪府	27
兵庫県	28
奈良県	29
和歌山県	30
鳥取県	31
島根県	32
岡山県	33
広島県	34
山口県	35
徳島県	36
香川県	37
愛媛県	38
高知県	39
福岡県	40
佐賀県	41
長崎県	42
熊本県	43
大分県	44
宮崎県	45
鹿児島県	46
沖縄県	47

4. 養護老人ホーム・軽費老人ホームについて

(1) 養護老人ホーム等の人材確保・職場環境改善等に向けた対応について

今後、生産年齢人口の減少や高齢単身世帯の増加などの人口構造の変化に伴い、社会的孤立の問題等が顕在化し、介護ニーズや介護以外の生活課題を抱える低所得の高齢者が一層増加することが見込まれる。このような状況の中、居宅での生活が困難な低所得の高齢者の受け皿として、措置施設である養護老人ホームや無料又は低額な料金で入所が可能な軽費老人ホームが果たすべき役割はますます重要なものになると考えている。

そのため、養護老人ホームや軽費老人ホームの人材確保・職場環境改善等を図った上で、適切な運営を促進するため、「老人保護措置費に係る支弁額等の改定について」（令和7年1月23日老高発0123第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）（以下、「令和7年1月通知」とする。）にて、令和6年度補正予算「介護人材確保・職場環境改善等事業」を踏まえた対応等を地方自治体へ依頼しているところである。

今後、今回の改定状況に関する実態の把握を行う予定であるので、その際は、協力をお願いする。

なお、上記で依頼している改定に伴い必要となる経費については、令和7年度の地方交付税で措置することとされているので申し添える。

(2) 養護老人ホーム、軽費老人ホームに関する実態把握調査の結果について

令和3年度補正予算（令和4年度介護報酬改定）による処遇改善、消費税率の引上げ、令和6年度介護報酬改定等に伴う支弁額等の改定状況については、実態把握調査を行ったところ、令和7年1月通知でも調査結果を周知したとおり、一部の地方自治体においては「検討中」、「実施の予定がない」と回答されているところである。

また、消費税率の引上げに伴う支弁額等の改定に関して、消費税率5%から8%引上げ分のみ実施（8%から10%は未実施）、消費税率8%から10%引上げ分のみ実施（5%から8%は未実施）と回答された自治体も一定数ある。

このような地方自治体におかれては、管内の養護老人ホーム又は軽費老人ホームの経営実態や、介護サービスに従事する職員との処遇の違い等の状況を十分考慮した上、改定に向けた更なる検討をお願いする。

特に、軽費老人ホームの利用料のうち、消費税率の引上げに伴う改定について未実施（消費税率5%から8%引上げ分のみ実施、消費税率8%から10%引上げ分のみ実施も含む）の自治体におかれては、早急にご対応いただくことをお願いする。

なお、各地方自治体の改定状況については、今後、厚生労働省のホームページ等で公表することも検討しているので、予め、ご承知願いたい。

（３）社会経済情勢や地域の実情等を勘案した地方自治体独自の改定について

養護老人ホームの老人保護措置費に係る支弁額及び徴収額並びに軽費老人ホームの利用料及び徴収額については、厚生労働省より示された指針（技術的助言）を踏まえながら、社会経済情勢や地域の実情等を勘案した地方自治体独自の改定を行っていただいているところである。

しかし、実態把握調査において、厚生労働省より個別に通知等を発出し依頼した内容に基づく改定ではない、このような地方自治体独自の改定の実施について、実施しているのは１割程度であった。そのため、「老人保護措置費に係る支弁額等の改定について」（令和６年１１月２２日老高発 1122 第１号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）（以下、「令和６年１１月通知」とする。）によって、経営状況を確認した上で、所在施設における収支の改善や職員の更なる処遇改善がなされるような水準まで、老人保護措置費に係る支弁額等の改定を依頼したところである。

地方自治体におかれては、他の自治体における取組や、普通交付税の算定における養護老人ホーム被措置者１人当たり算入単価、消費者物価指数の増加率、過去の介護報酬改定（平成２１年～令和３年度）の改定率等を参照しながら、取組の実施・検討をお願いする。

（４）都道府県による管内市町村の改定等に関する支援について

上記のような改定の推進、措置費の水準について市町村間で大きな差を生じさせないようにするため、令和６年１１月通知では、各都道府県に対して、管内市町村に対する説明会の開催や、必要な調整・助言を依頼し、特に、担当者の体制が限られている小規模な市町村等に対しては、より丁寧な対応をお願いしたところである。

厚生労働省としても、老人福祉法に基づく措置入所の適切な実施の促進の観点も含めて、定期的な会議等を通じ、都道府県から管内市町村の取組状況や疑義等を聴取することを予定しているので、予め承知いただくとともに、会議等への出席及び事前の調査等の実施に際しは、御協力をお願いする。

なお、指定都市・中核市については、都道府県より権限等が移譲されているところではあるが、措置費の水準の差という観点からは、一般的な市町村と同一であることから、指定都市・中核市も含めて調整等をお願いする。

（５）養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営の推進について

養護老人ホーム及び軽費老人ホームがその役割を十分に果たしていくためには、地方財政による支援が不可欠であることから、継続的かつ適時適切な財政支援の実施をお願いする。

加えて、養護老人ホームの措置状況を見ると、地域によっては定員に対する入所者の割合が必ずしも高くないケースもあると承知している。各自治体においては、

①関係機関へ措置制度の周知や連携も行った上で、入所措置すべき者の適切な把握、②管外に所在する養護老人ホームも含めた広域的な施設の活用、③柔軟な入所判定委員会の開催など、必要な者に対する措置制度の適切な活用をされたい。

また、居住に課題を抱える者を対象として、空床を活用し収容の余力がある場合に限り、定員の 20 パーセントの範囲内で契約による入所が可能であることから、管内の施設に対して、改めて周知いただきたい。(令和元年 7 月 2 日老高発 0702 第 1 号「養護老人ホームにおける契約入所及び地域における公益的な取組の促進について」参照)

なお、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営や、処遇改善等の改定に伴う所要の経費については、地方交付税措置されている。更に、養護老人ホームに係る経費の地方交付税の算定に際しては、養護老人ホームの当該年度の 4 月 1 日時点の被措置者数に応じた補正を講じており、このような措置の状況については、福祉部（局）のみならず、財政部（局）にも共有をお願いする。

これに加え、各種加算等の取扱い（対象施設、対象者、認定時期等）については、地域の実情等を勘案して自治体において定めることが可能である旨についても、周知いただきたい。

（６）養護老人ホーム等における公益的な取組について

社会福祉法では、社会福祉法人の責務として、「地域における公益的な取組」の実施が明確化されており、主な設置主体が社会福祉法人である養護老人ホーム等においても、高齢者の住まい探しの支援、障害者の就労の場の創出や配食サービス等の「地域における公益的な取組」の促進をお願いしたところである。

加えて、養護老人ホームや軽費老人ホームについては、地域において低所得高齢者の住まいの確保、生活支援という重要な役割を担っている一方、過去の調査研究事業等では認知度について一定の課題があることから、多様化する地域課題への積極的な取組、地域共生社会の実現に向けた取組などを通じ、社会的認知の向上も必要とされている。

令和 5・6 年度の調査研究事業では、施設へのヒアリングやモデル的な伴走支援を通じて、取組を開始するためのプロセス、取組の効果等を整理し、地域における公益的な取組の普及を図ることとしている。

各地方自治体におかれても、養護老人ホームや軽費老人ホームの地域における公益的な取組について、調査研究事業における事例に加え、効果的かつ円滑に実施可能となるよう、管内の施設等が取り組んでいる事例等を周知するなど、御配慮いただきたい。

（参考）令和 5 年度老人保健健康増進等事業「地域共生社会の実現に向けた養護老人ホーム及び軽費老人ホームの取組のあり方について」（事業実施主体：株式会社 NTT データ経営研究所）事業実績報告書 掲載 URL

<https://www.nttdata-strategy.com/roken/index.html>

（７）養護老人ホームの入所措置の実施者について

養護老人ホームの入所措置の実施者については、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 4 において規定され、「老人ホームへの入所措置等に関する留意事項について」（昭和 62 年 1 月 31 日社老第 9 号）の「第 1 措置の実施者」にて、その留意事項を示しているところであり、刑務所出所者等の養護老人ホームの入所措置に当たっては、引き続き、関係自治体と調整の上、適切にご対応いただくことをお願いする。

○老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）（抄）

（福祉の措置の実施者）

第 5 条の 4 65 歳以上の者（六十五歳未満の者であつて特に必要があると認められるものを含む。以下同じ。）又はその者を現に養護する者（以下「養護者」という。）に対する第 10 条の 4 及び第 11 条の規定による福祉の措置は、その 65 歳以上の者が居住地を有するときは、その居住地の市町村が、居住地を有しないか、又はその居住地が明らかでないときは、その現在地の市町村が行うものとする。ただし、同条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号の規定により入所している 65 歳以上の者又は生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 30 条第 1 項ただし書の規定により同法第 38 条第 2 項に規定する救護施設、同条第 3 項に規定する更生施設若しくは同法第 30 条第 1 項ただし書に規定するその他の適当な施設に入所している 65 歳以上の者については、これらの者が入所前に居住地を有した者であるときは、その居住地の市町村が、これらの者が入所前に居住地を有しないか、又はその居住地が明らかでなかった者であるときは、入所前におけるこれらの者の所在地の市町村が行うものとする。

2 （略）

○老人ホームへの入所措置等に関する留意事項について（昭和 62 年 1 月 31 日社老第 9 号）（抄）

第 1 措置の実施者

1 老人福祉法（以下「法」という。）第 11 条第 1 項の措置の相手方たる老人が居住地を有するときは、その居住地の市町村が措置の実施者であること。ただし、当該老人が法第 11 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号又は生活保護法第 30 条第 1 項ただし書きの規定により、老人福祉法第 5 条の 3 に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム、生活保護法第 38 条に規定する救護施設又は更生施設等に入所している場合にあっては、当該老人が入所前に居住地を有した者であるときは、その居住地の市町村が、当該老人が入所前に居住地を有しないか、又はその居住地が明らかでなかった者であるときは、入所前における当該老人の所在地の市町村が措置の実施者であること。

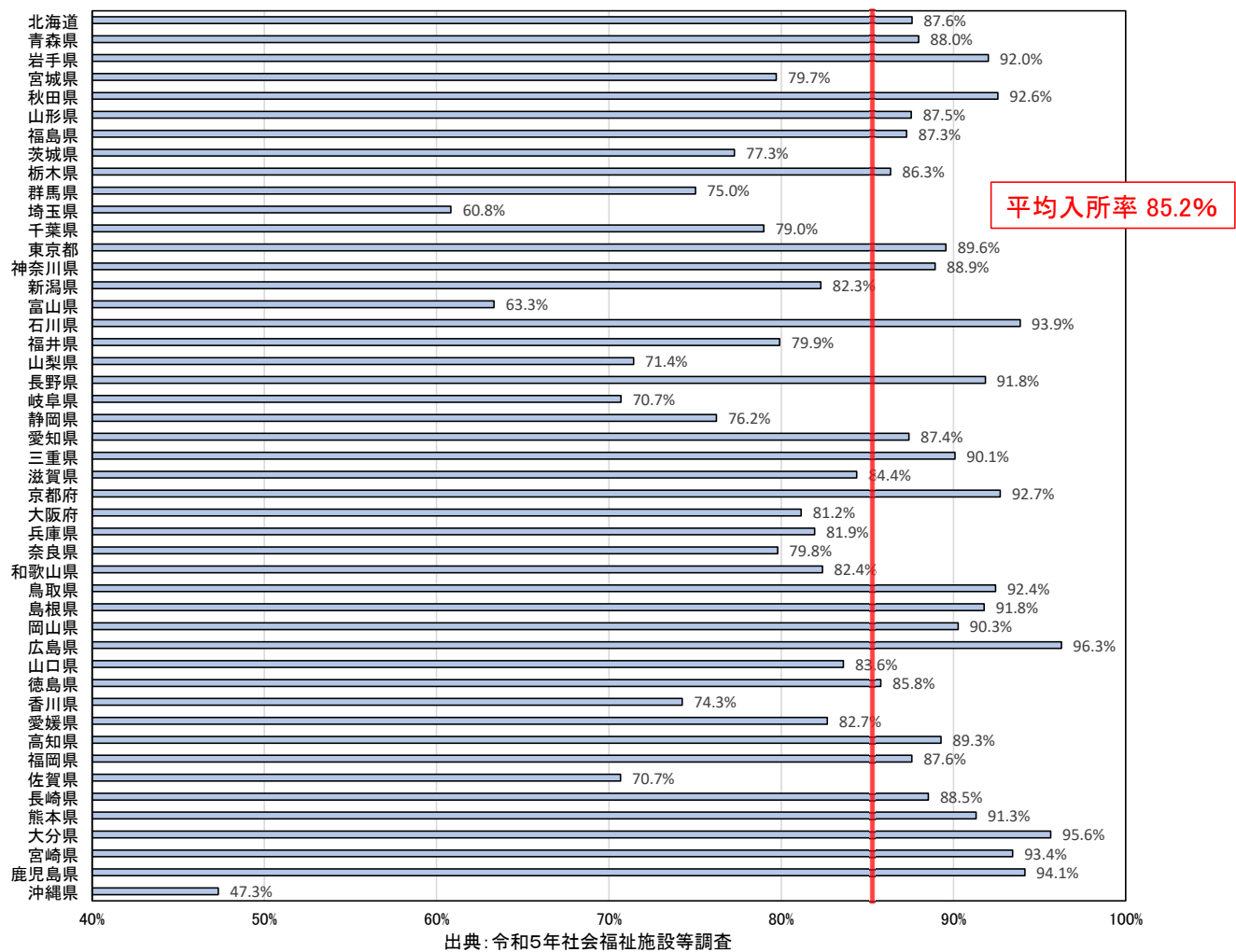
この場合における居住地とは、老人の居住事実がある場合をいうものであるが、現にその場所に生活していなくても、現在地に生活していることが一時的な便宜のためであり、一定期限の到来とともにその場所に復帰して起居を継続していくことが期待される場合等は、その場所を居住地として認定するものであること。

2 法第 11 条第 1 項の措置の相手方たる老人が居住地を有しないか又はその居住地が明らかでないときは、その所在地の市町村が措置の実施者であること。

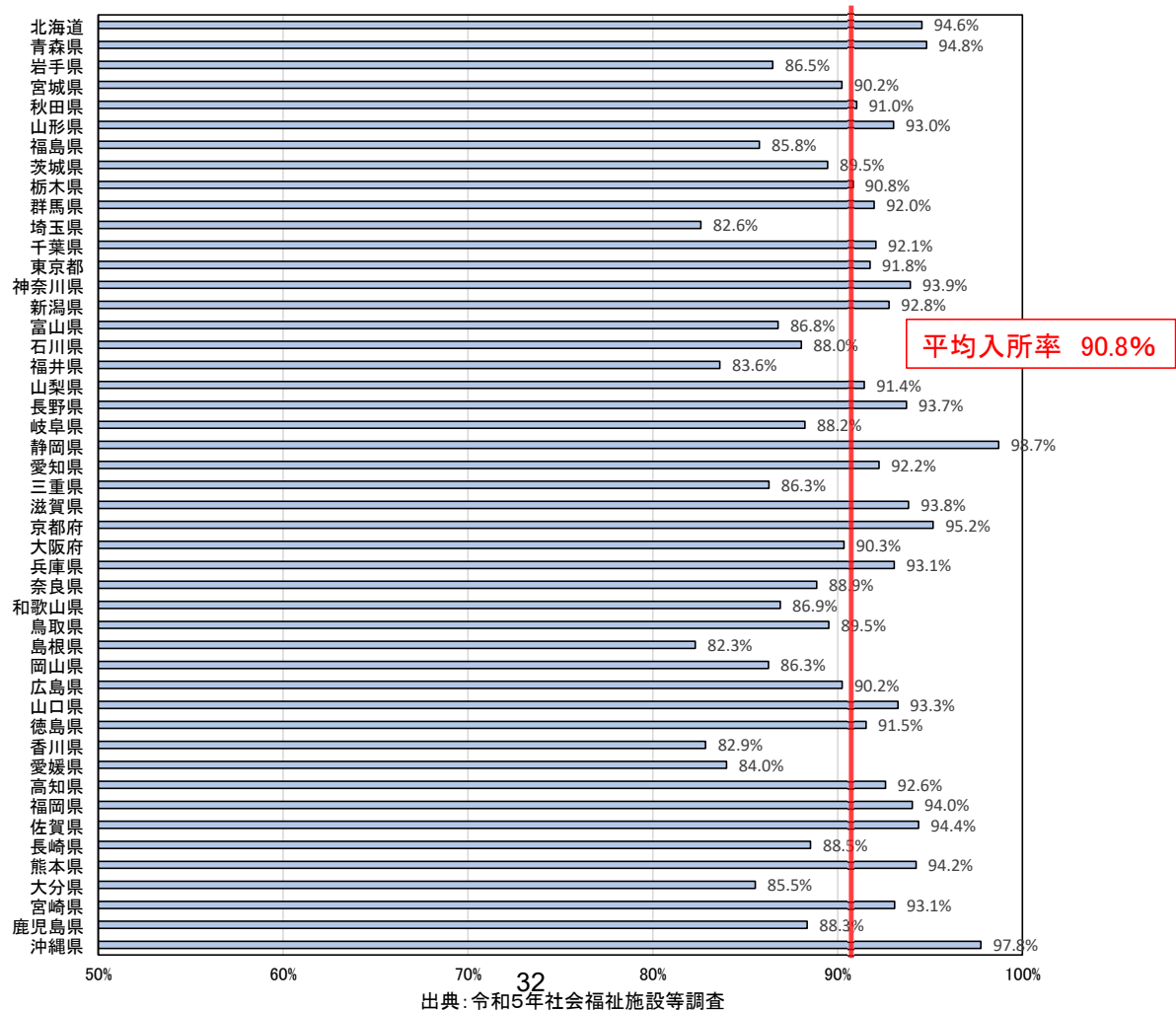
なお、当該老人が、老人福祉法第 5 条の 3 に規定する養護老人ホーム及び特別養護老人ホ

ーム並びに生活保護法第 38 条に規定する救護施設及び更生施設以外の社会福祉施設又は病院等に入所している場合にあっては、当該施設の所在地の市町村が措置の実施者であること。

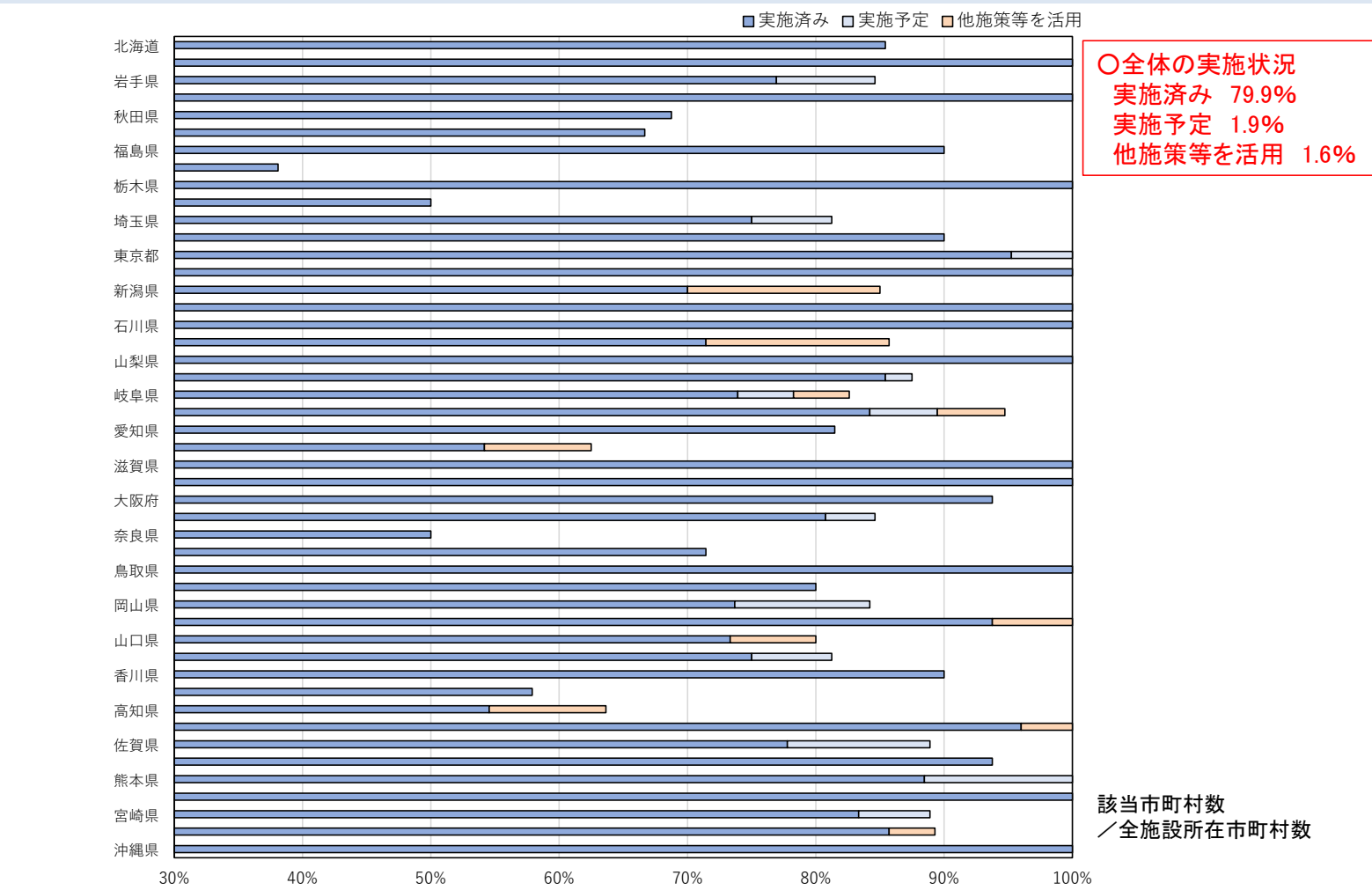
養護老人ホームの入所率（都道府県別）



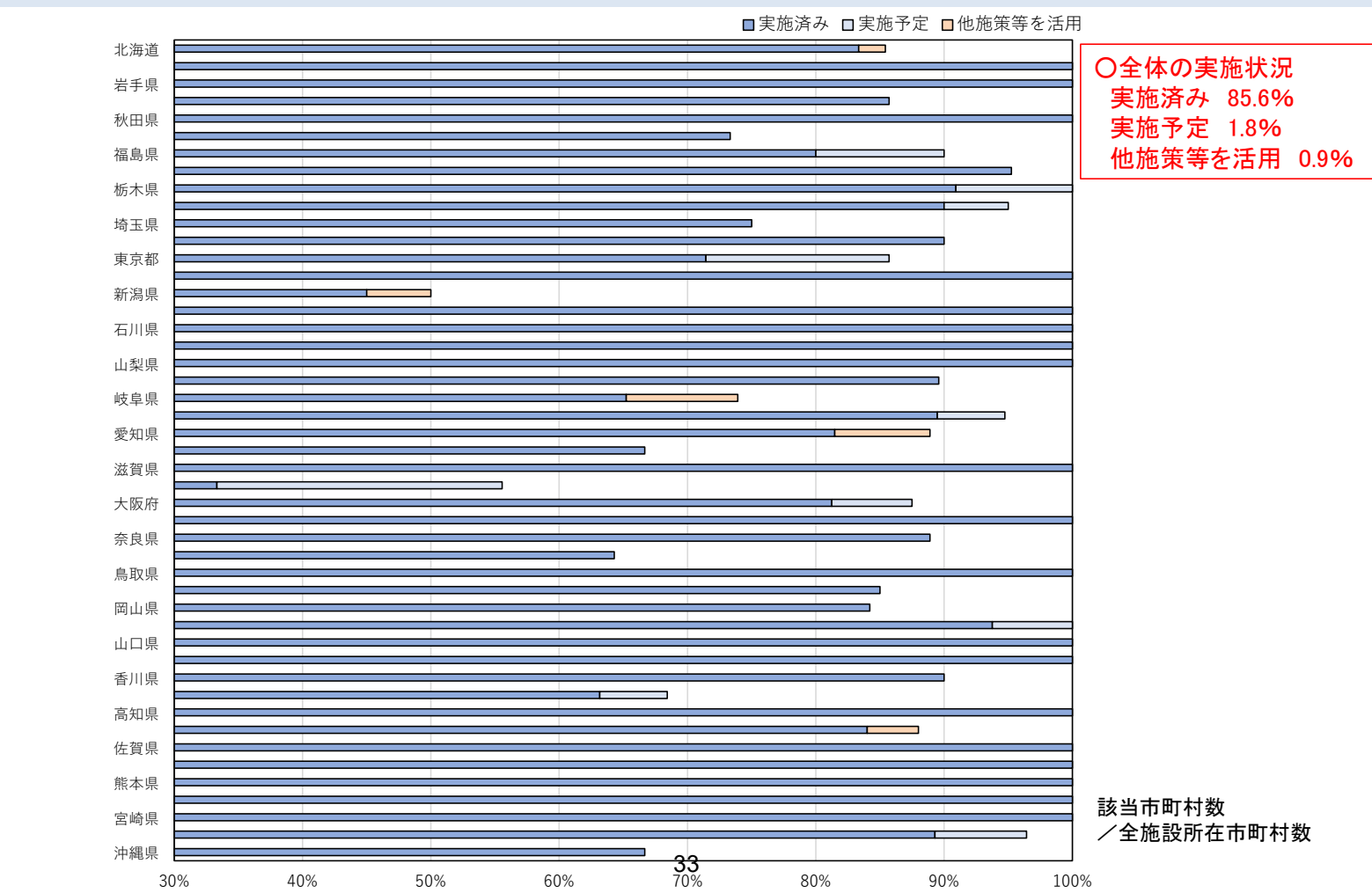
軽費老人ホームの入所率（都道府県別）



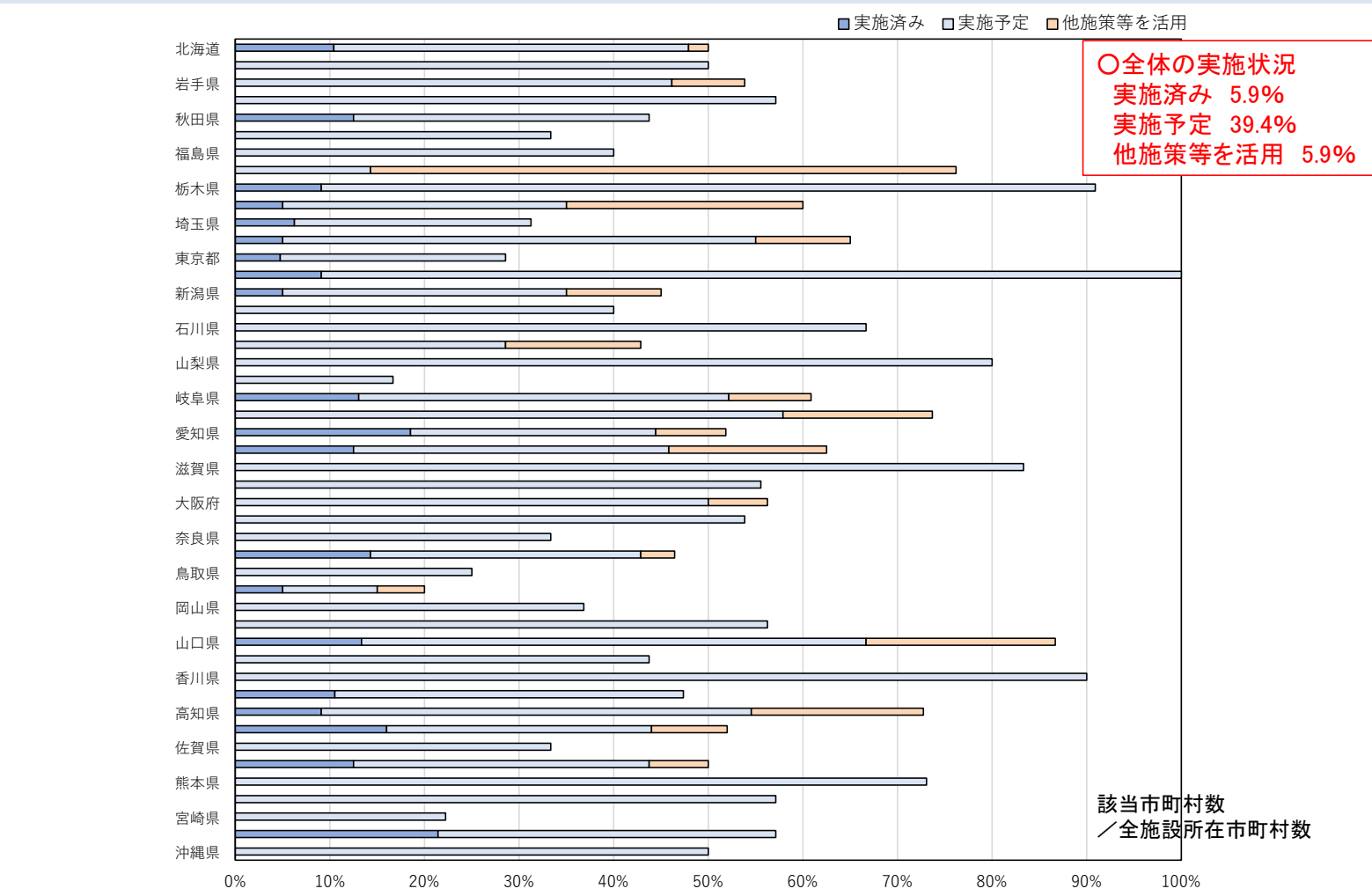
養護老人ホームの老人保護措置費に係る支弁額の改定状況（令和3年度補正予算による処遇改善）
（令和6年4月1日時点） 出典：厚生労働省老健局高齢者支援課調べ（令和6年度実施）



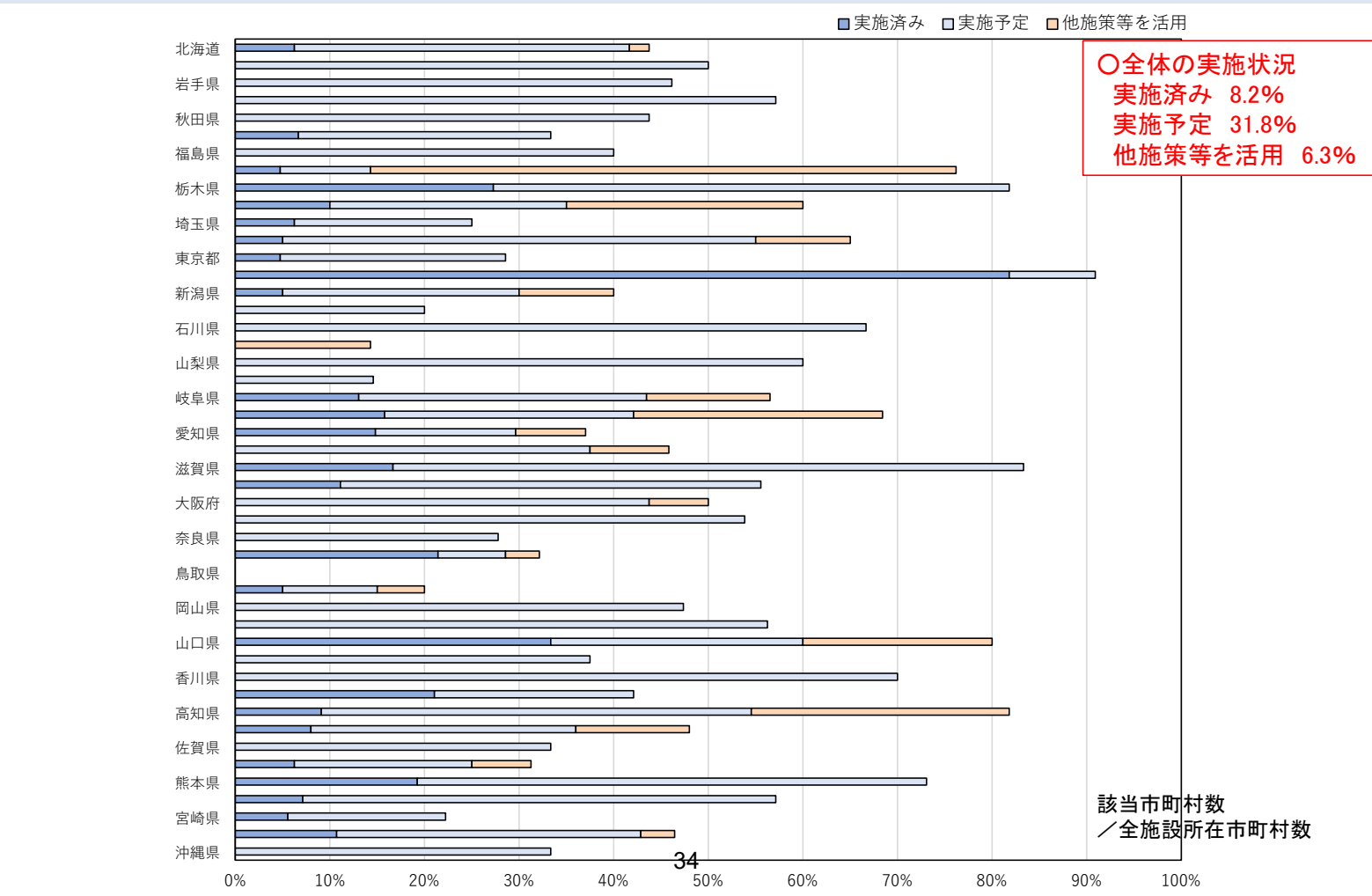
養護老人ホームの老人保護措置費に係る支弁額の改定状況（消費税率の引き上げ）
（令和6年4月1日時点） 出典：厚生労働省老健局高齢者支援課調べ（令和6年度実施）



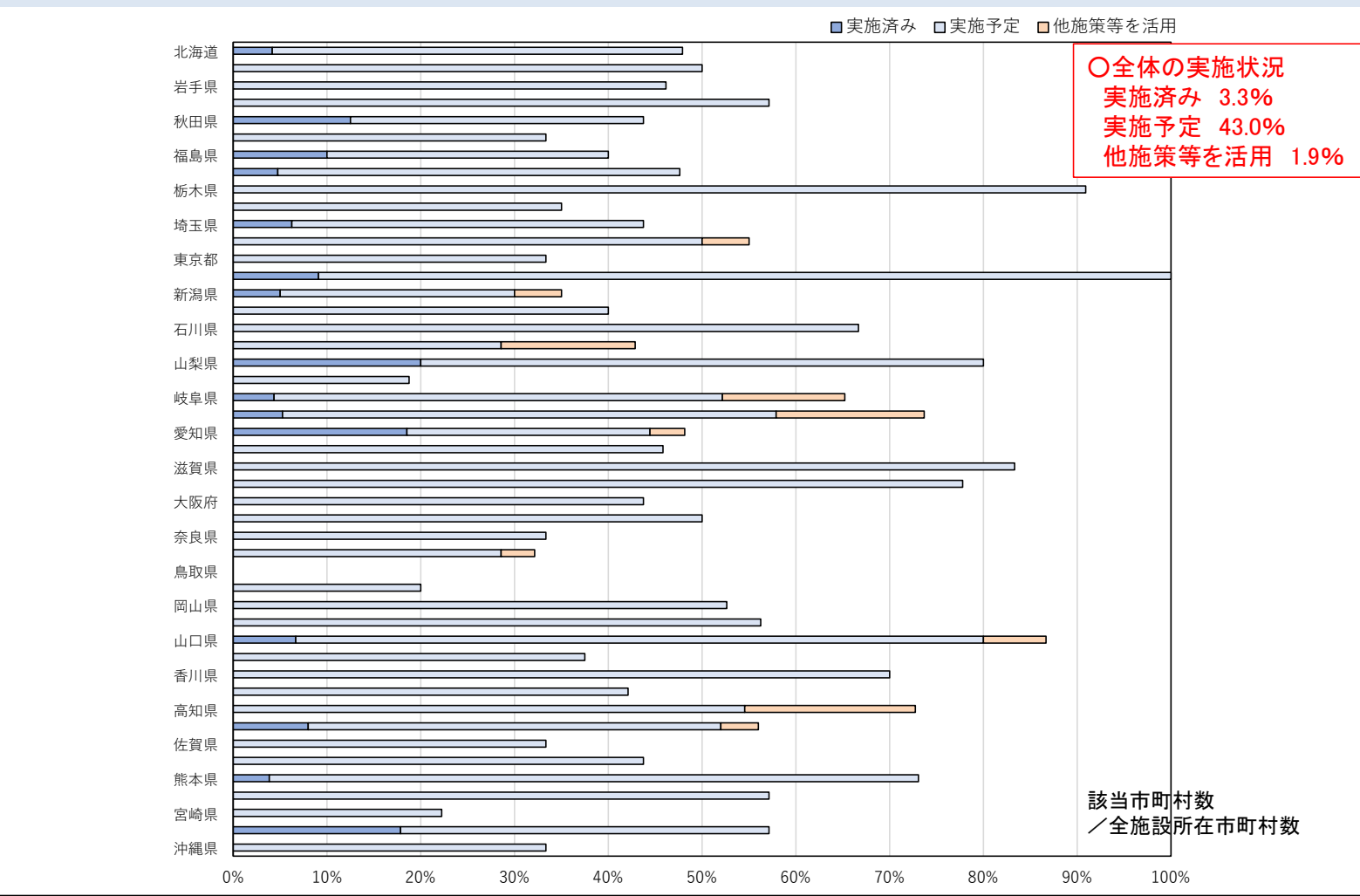
養護老人ホームの老人保護措置費に係る支弁額の改定状況（令和6年度介護報酬改定 処遇改善分）
（令和6年4月1日時点） 出典：厚生労働省老健局高齢者支援課調べ（令和6年度実施）



養護老人ホームの老人保護措置費に係る支弁額の改定状況（令和6年度介護報酬改定 その他分）
（令和6年4月1日時点） 出典：厚生労働省老健局高齢者支援課調べ（令和6年度実施）



養護老人ホームの老人保護措置費に係る支弁額の改定状況（令和6年度介護報酬改定 基準費用額）
 （令和6年4月1日時点） 出典：厚生労働省老健局高齢者支援課調べ（令和6年度実施）



老高発 1 1 2 2 第 1 号
令和 6 年 1 1 月 2 2 日

都道府県
各 指定都市 養護老人ホーム・軽費老人ホーム担当部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課長
（ 公 印 省 略 ）

養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営に向けた取組の促進について

養護老人ホームの老人保護措置費に係る支弁額及び徴収額並びに軽費老人ホームの利用料及び徴収額（以下「老人保護措置費に係る支弁額等」という。）については、「養護老人ホーム・軽費老人ホームに関する実態把握調査について」（令和 6 年 4 月 22 日厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡）により、各地方自治体における改定状況を調査（以下「実態把握調査」という。）したところであり、現時点の集計結果（速報値）は別紙 1 のとおりである。

このうち、令和 6 年度介護報酬改定を踏まえた対応について、1 割程度が「対応予定なし」と回答しているほか、消費税率の引上げ、令和 3 年度補正予算（令和 4 年度介護報酬改定）、令和 6 年度介護報酬改定を踏まえた対応等、厚生労働省より個別に通知等を発出し依頼した内容に基づく改定ではない、社会経済情勢や地域の実情等を勘案した地方自治体独自の改定（以下「地方自治体独自の改定」という。）については、7 割以上の自治体で実施されていないとの回答があったところである。

養護老人ホーム及び軽費老人ホームがその役割を果たすためには、施設に対する財政支援、措置を必要とする者に対する措置制度の適切な活用に加え、各地方自治体で定めている老人保護措置費に係る支弁額等についても、必要な改定を実施していただくことが重要であることから、以下のとおり通知するとともに、各都道府県におかれは、管内市町村への周知をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的助言であることを申し添える。

1 令和 6 年度介護報酬改定を踏まえた対応の着実な実施について

令和 6 年度介護報酬改定を踏まえた対応については、「老人保護措置費に係る支弁額等の改定及び養護老人ホーム等の適切な運営について」（令和 6 年 1 月 11 日老高発 0111 第 1 号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）によって、老人保護措置費に係る支弁額等の改定を依頼するとともに、「老人保護措置費に係る支弁額等の改定

の考え方及び改定の例等について」(令和6年3月26日厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡)にて、増額する費目や増額幅の計算方法等の改定例を示したところである。

しかし、実態把握調査においては、施設より要望がない、必要な予算を確保していないといった理由により、改定の予定がないと回答した地方自治体が1割程度であるほか、具体的な方法を検討中、財政部(局)と調整中、管内施設と協議中など、改定の実施について検討中と回答した地方自治体が3割から4割程度である。

については、改定の予定なしと回答した地方自治体におかれては、管内施設及び財政部(局)等との改定に向けた協議を開始いただくとともに、検討中と回答した地方自治体におかれては、現在行っている調整や検討等を進めていただき、着実な改定の実施をお願いする。

2 地方自治体独自の改定について

老人保護措置費に係る支弁額等については、「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について」(平成18年1月24日老発第0124001号)及び「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」(平成20年5月30日老発第0530003号)において示した「老人保護措置費支弁基準」、「費用徴収基準」及び「軽費老人ホーム利用料等取扱基準」を踏まえ、地方自治体独自の改定を行っていただいているところである。

しかしながら、地方自治体独自の改定については、実態把握調査において実施していないと回答した地方自治体が7割以上である。

一方、独立行政法人福祉医療機構によると、全体的に養護老人ホーム及び軽費老人ホームの経営状況は悪化しており、個々の施設の経営状況を注視する必要がある。

(※) 2022年度 サービス活動増減差額比率(括弧内は前年度の数値)

養護老人ホーム(一般型) $\Delta 2.9\%$ ($\Delta 0.9\%$)

軽費老人ホーム(ケアハウス・一般型) $\Delta 2.4\%$ (0.2%)

については、以下の(1)及び(2)の取組の実施・検討をお願いする。

特に、これまで地方自治体独自の改定を実施していない場合、積極的な対応をお願いする。

- (1) 所在施設における収支差や、特別養護老人ホーム等の介護保険サービスに従事する職員との給与額等の差といった経営状況を確認する。
- (2) 既に改定を行った地方自治体の例にならい、次の①から③までに掲げる方法等により、所在施設における収支の改善や職員の更なる処遇改善がなされるような水準まで、老人保護措置費に係る支弁額等の改定を行う。

ただし、地方自治体によっては短期的に実施することが困難な場合もあることから、複数年にかけて実施するなど、計画的に実施することも考えられる。

なお、改定を行っている地方自治体の取組の概要については、別紙2を参照さ

りたい。

- ① 養護老人ホームに係る経費の普通交付税の算定に際しては、従来から当該年度の4月1日時点の被措置者数に応じた補正を講じていることから、普通交付税の算定における養護老人ホーム被措置者1人当たり算入単価について、平成18年時のものから改定を実施していない年時のものまでの増加率を踏まえて、事務費や生活費の引き上げを行う。

その際、検討の参考として、普通交付税の算定における養護老人ホーム被措置者1人当たり算入単価をもとに計算した普通交付税上の措置額を財政部(局)とも連携して算出した上で、当該措置額及び利用者負担分として見込まれる歳入額と、実際の支弁額や予算額と比較を行うこと。

- ② 消費者物価指数の増加率や人事院勧告等による人件費の増加率を参照して、事務費(人件費等)や生活費の引き上げを行う。
- ③ 過去の介護報酬改定(平成21年～令和3年度)の改定率等を参照して、事務費等の引き上げを行う。

3 その他

(1) 都道府県による管内市町村の改定に向けた支援

一部の都道府県においては、管内市町村の適切な支弁額等の改定を促すとともに、養護老人ホームの利用者は複数市町村にまたがるところ、措置費の水準について市町村間で大きな差を生じさせないようにするため、財政部(局)とも連携の上、市町村担当者に対する説明会等を開催して、改定に向けた検討状況の聴取、質疑応答・意見交換等を実施しているところである。

ついては、このような取組を実施していない都道府県におかれても、管内市町村の老人保護措置費支弁基準の改定の促進のため、開催に向けた検討を進めた上で、必要な調整・助言を図られたい。特に、担当者の体制が限られている小規模な市町村等に対しては、より丁寧な対応をお願いする。

(2) 簡易計算シートの配布

各種改定を円滑に行えるようにするため、厚生労働省において改定後の単価を簡易的に計算できる計算シートを作成することとしている。

当該シートにおいては、介護報酬改定、人事院勧告、消費者物価指数など、改定率を決定する際に参考となる情報を活用し、また、各地方自治体の実際の基準や検討内容に応じて適宜修正等をした上で、改定後の計算等を円滑に行っていただくことを目指しており、改めて配布する予定であるので、御了知願いたい。

(3) 地方自治体向け説明会の実施

今後、令和6年度介護報酬改定等を踏まえた対応、地方自治体独自の改定、更に

は、地域における公益的な取組の促進に関する事例紹介などを行う、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの担当者向け説明会の開催（WEB 形式）を予定しているところである。

詳細等については、別途連絡することから、各地方自治体におかれては積極的に参加されたい。

別紙1 (略)

別紙2

地方自治体独自の改定例

※ 実態把握調査で地方自治体独自の改定ありと回答した一部の自治体に対して、個別に調査を実施し、回答内容を基に作成。

※ いずれの自治体においても、各種調査や他制度の取組等も参考にしつつ、管内施設の経営状況や要望等を踏まえた上で、改定率を決定。

○ 高知市（養護老人ホーム）

- ・ 令和6年度に一般事務費や特別事務費（夜勤体制加算、施設機能強化推進費加算）、一般生活費について、1.9%（令和4年11月時点の前年同月比消費者物価指数上昇率3.8%の1/2）を加算。

○ 八戸市（養護老人ホーム）

- ・ 令和4年度に、平成18年以降の人事院勧告率の積上げ0.91%分として、人件費単価を1,012円加算。
- ・ 令和5年度に、令和4年度人事院勧告率0.23%分として、人件費単価に256円増するとともに、夜勤体制加算100円増額
- ・ 令和6年度に八戸市新採用職員の初任給の増加率（平成18年からの増加率約20%）を考慮し、人件費は7%増するとともに、消費者物価指数の増加率11%（平成18年比）を考慮し、生活費を4%増。

○ 奈良県御所市（養護老人ホーム）

- ・ 厚生労働省が令和6年3月に発出した事務連絡や、県庁が開催した説明会を踏まえ、説明会で提示された単価の改定手順（普通交付税の算定における養護老人ホーム被措置者数1人当たり単価の推移（平成18年度→令和5年度））に基づき所要額の計算を実施、一般事務費及び特別事務費については1.38倍とした。
- ・ また、一般生活費についても、事務連絡や説明会で提示された近年の光熱費等の状況、過去の改定状況等を踏まえ、今回の介護報酬改定を踏まえた対応として、1.2倍の改定とした。

老高発0123第1号
令和7年1月23日

都道府県
各 指定都市 養護老人ホーム・軽費老人ホーム担当部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課長
（ 公 印 省 略 ）

老人保護措置費に係る支弁額等の改定について

各地方自治体における養護老人ホームの老人保護措置費に係る支弁額及び徴収額並びに軽費老人ホームの利用料及び徴収額（以下「老人保護措置費に係る支弁額等」という。）については、「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について」（平成18年1月24日老発第0124001号）及び「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」（平成20年5月30日老発第0530003号）において示した「老人保護措置費支弁基準」、「費用徴収基準」及び「軽費老人ホーム利用料等取扱基準」を踏まえ、社会経済情勢や地域の実情等を勘案し、各地方自治体において改定されているところであるが、令和6年度補正予算による介護人材確保・職場環境改善等事業等を踏まえ、支弁額等の改定並びに養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営について、以下のとおり通知する。都道府県においては、老人保護措置費に係る支弁額等の改定について、管内市町村に対して、周知をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的助言であることを申し添える。

1 養護老人ホーム等の人材確保・職場環境改善等に向けた対応について

今般、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）において、「足元の人材確保の課題に対応する観点から、令和6年度報酬改定において講じた医療・介護・障害福祉分野の職員の処遇を改善するための措置を確実に届け、賃上げを実現するとともに、生産性向上・職場環境改善等による更なる賃上げ等を支援する」とされたところである。

昨年、12月17日に成立した令和6年度補正予算では、介護人材確保・職場環境改善等事業により、生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、介護人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対し、所要の額を補助することとしている。

養護老人ホーム及び軽費老人ホームに勤務する職員は当該事業の対象ではない

が、業務内容は介護職員と類似していることから、同様に職員の離職の防止・職場定着を推進することが重要であるため、各地方自治体においても、老人保護措置費に係る支弁額等の改定をお願いする。

なお、この改定に伴い必要となる経費については、令和7年度の地方交付税で措置することとされている。

また、令和6年度補正予算の「介護テクノロジー導入・協働化等支援事業」や、令和7年度予算案の地域医療介護総合確保基金による「介護テクノロジー導入支援事業」については、新たに養護老人ホーム及び軽費老人ホームも助成対象とする予定であることから、生産性向上による働きやすい職場環境の実現の推進に向けて、積極的な活用を図られたい。

2 養護老人ホーム等の適切な運営について

養護老人ホーム及び軽費老人ホームがその役割を十分に果たしていくためには、地方財政による支援が不可欠であることから、継続的かつ適時適切な財政支援の実施をお願いする。

また、養護老人ホームの措置状況について、地域によっては定員に対する入所者の割合が必ずしも高くないケースもあることから、各市町村の関係部（局）や地域包括支援センター、介護支援専門員、民生委員等の関係機関へ措置制度の周知や連携も行った上で、入所措置すべき者の適切な把握を行うとともに、管外に所在する養護老人ホームも含めた広域的な施設の活用など、措置を必要とする者に対する措置制度の適切な活用をお願いする。

3 「養護老人ホーム・軽費老人ホームに関する実態把握調査」の結果について

令和3年度補正予算（令和4年度介護報酬改定）による処遇改善、消費税率の引上げに伴う支弁額等の改定状況については、「養護老人ホーム・軽費老人ホームに関する実態把握調査について」（令和6年4月22日厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡）により実施したところであり、その結果は別紙のとおりであるが、昨年度に引き続き、処遇改善等について「実施の予定がない」という回答や、消費税率の引上げに伴う支弁額等の改定について「消費税率8%から10%引上げ分のみ実施（5%から8%は未実施）」といった回答が一定数あったところである。

については、昨年度も依頼しているところであるが、このような回答をされた自治体におかれては、管内の養護老人ホーム又は軽費老人ホームの経営実態や、介護サービスに従事する職員との処遇の違い等の状況を十分考慮した上、支弁額等の改定の必要性を判断いただくようお願いする。

特に、軽費老人ホームの利用料のうち、消費税率の引上げに伴う改定について未実施（消費税率5%から8%引上げ分のみ実施、消費税率8%から10%引上げ分のみ実施も含む）の都道府県等におかれては、早急にご対応いただくことをお願いする。

なお、各地方自治体の老人保護措置費に係る支弁額等の改定状況については、今後、厚生労働省のホームページ等で公表することも検討しているので、予め、ご承知願いたい。

また、都道府県におかれては、管内市町村の状況を把握するとともに、市町村担当者に対する説明会等の開催や個別の助言を行うなど、管内市町村の適切な支弁額等の改定に向けた支援を図られたい。特に、担当者の体制が限られている小規模な市町村等に対しては、より丁寧な対応をお願いする。

加えて、令和6年度介護報酬改定を踏まえた対応、厚生労働省より個別に通知等を発出し依頼した内容に基づく改定ではない、社会経済情勢や地域の実情等を勘案した地方自治体独自の改定の実施については、「養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営に向けた取組の促進について」（令和6年11月22日老高発1122第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）にて依頼を行っているが、これらについても引き続き対応をお願いする。

4 その他

養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営や、これまでも依頼している処遇改善等の改定に伴う所要の経費については、引き続き地方交付税措置されているので、各地方自治体においては福祉部（局）のみならず、財政部（局）にも共有をお願いする。

また、養護老人ホームに係る地方交付税の算定に際しては、これまでも養護老人ホームの当該年度の4月1日時点の被措置者数に応じた補正を講じているところである。

別紙

養護老人ホーム、軽費老人ホームに関する実態把握調査の結果について
※令和7年1月20日時点の集計

養護老人ホーム

管内に施設が所在または広域連合等により運営している 796 市町村の回答を集計

軽費老人ホーム

利用料等を定める 128 自治体（都道府県・指定都市・中核市）の回答を集計

1 令和3年度補正予算（令和4年度介護報酬改定）による処遇改善

養護老人ホーム

	令和6年度調査	参考：令和5年度調査
支弁額等の改定実施済み	636 市町村（79.9%）	569 市町村（75.8%）
支弁額等の改定を実施する見込み	15 市町村（1.9%）	30 市町村（4.0%）
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	13 市町村（1.6%）	54 市町村（7.2%）
検討・調整中、施設との協議中による未改定等	122 市町村（15.3%）	75 市町村（10.0%）
当該項目未回答	10 市町村（1.3%）	23 市町村（3.1%）

軽費老人ホーム

	令和6年度調査	参考：令和5年度調査
利用料等の改定実施済み	121 自治体（94.5%）	123 自治体（96.1%）
利用料等の改定を実施する見込み	0 自治体（0.0%）	0 自治体（0.0%）
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	5 自治体（3.9%）	2 自治体（1.6%）
検討・調整中、施設との協議中による未改定等	2 自治体（1.6%）	2 自治体（1.6%）
当該項目未回答	0 自治体（0.0%）	1 自治体（0.8%）

2 消費税率の引上げに伴う改定

養護老人ホーム

	令和6年度調査	参考：令和5年度調査
支弁額等の改定実施済み	681 市町村 (85.6%)	589 市町村 (78.4%)
支弁額等の改定を実施する見込み	14 市町村 (1.8%)	18 市町村 (2.4%)
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	7 市町村 (0.9%)	21 市町村 (2.8%)
検討・調整中、施設との協議中による未改定等	84 市町村 (10.6%)	92 市町村 (12.3%)
当該項目未回答	10 市町村 (1.3%)	31 市町村 (4.1%)

(改定実施済みと回答した自治体の対応状況)

	令和6年度調査	参考：令和5年度調査
消費税率5→8%引上げ分のみ実施（8→10%は未実施）	9 市町村 (1.3%)	15 市町村 (2.5%)
消費税率8→10%引上げ分のみ実施（5→8%は未実施）	140 市町村 (20.6%)	191 市町村 (32.4%)
消費税率5→10%（5→8→10%）引上げ分を実施	528 市町村 (77.5%)	379 市町村 (62.3%)
当該項目未回答	4 市町村 (0.6%)	4 市町村 (0.7%)

軽費老人ホーム

	令和 6 年度調査	参考：令和 5 年度調査
利用料等の改定実施済み	117 自治体 (91.4%)	116 自治体 (90.6%)
利用料等の改定を実施する見込み	1 自治体 (0.8%)	1 自治体 (0.8%)
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	2 自治体 (1.6%)	3 自治体 (2.3%)
検討・調整中、施設との協議中による未改定等	8 自治体 (6.3%)	7 自治体 (5.5%)
当該項目未回答	0 自治体 (0.0%)	1 自治体 (0.8%)

(改定実施済みと回答した自治体の対応状況)

	令和 6 年度調査	参考：令和 5 年度調査
消費税率 5 → 8 % 引上げ分のみ実施 (8 → 10% は未実施)	2 自治体 (1.7%)	1 自治体 (0.9%)
消費税率 8 → 10% 引上げ分のみ実施 (5 → 8 % は未実施)	24 自治体 (20.5%)	53 自治体 (45.7%)
消費税率 5 → 10% (5 → 8 → 10%) 引上げ分を実施	91 自治体 (77.8%)	61 自治体 (52.6%)
当該項目未回答	0 自治体 (0.0%)	1 自治体 (0.9%)

3 令和6年度介護報酬改定等を踏まえた対応

処遇改善分

	養護老人ホーム	軽費老人ホーム
支弁額等の改定実施済み	47 市町村 (5.9%)	22 自治体 (17.2%)
支弁額等の改定を実施する見込み	314 市町村 (39.4%)	63 自治体 (49.2%)
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	47 市町村 (5.9%)	4 自治体 (3.1%)
支弁額等の改定等について検討・調整中	319 市町村 (40.1%)	34 自治体 (26.6%)
支弁額等の改定予定なし	58 市町村 (7.3%)	5 自治体 (3.9%)
当該項目未回答	11 市町村 (1.4%)	0 自治体 (0.0%)

その他分

	養護老人ホーム	軽費老人ホーム
支弁額等の改定実施済み	65 市町村 (8.2%)	11 自治体 (8.6%)
支弁額等の改定を実施する見込み	253 市町村 (31.8%)	52 自治体 (40.6%)
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	50 市町村 (6.3%)	3 自治体 (2.3%)
支弁額等の改定等について検討・調整中	336 市町村 (42.2%)	50 自治体 (39.1%)
支弁額等の改定予定なし	81 市町村 (10.2%)	11 自治体 (8.6%)
当該項目未回答	11 市町村 (1.4%)	0 自治体 (0.0%)

基準費用額引き上げ（60 円／1 日）

	養護老人ホーム
支弁額等の改定実施済み	26 市町村（3.3%）
支弁額等の改定を実施する見込み	342 市町村（43.0%）
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	15 市町村（1.9%）
支弁額等の改定等について検討・調整中	320 市町村（40.2%）
支弁額等の改定予定なし	80 市町村（10.1%）
当該項目未回答	13 市町村（1.6%）

4 地方自治体独自の改定

事務費

	養護老人ホーム	軽費老人ホーム
改定を実施していない	500 市町村（62.8%）	87 自治体（68.0%）
改定を実施している	83 市町村（10.4%）	22 自治体（17.2%）
厚生労働省が示した基準は用いず、当時より独自の基準にて実施	25 市町村（3.1%）	5 自治体（3.9%）
不明	88 市町村（11.1%）	11 自治体（8.6%）
当該項目未回答	100 市町村（12.6%）	3 自治体（2.3%）

生活費

	養護老人ホーム	軽費老人ホーム
改定を実施していない	299 市町村 (37.6%)	91 自治体 (71.1%)
改定を実施している	51 市町村 (6.4%)	15 自治体 (11.7%)
厚生労働省が示した基準は用い ず、当時より独自の基準にて実施	9 市町村 (1.1%)	6 自治体 (4.7%)
不明	42 市町村 (5.3%)	12 自治体 (9.4%)
当該項目未回答	395 市町村 (49.6%)	4 自治体 (3.1%)

5. 有料老人ホーム等の適切な運営の推進等について

(1) 有料老人ホームにおける適切な運営の確保の徹底

令和6年9月末に、同一法人が東京都足立区等全国4ヶ所で運営する住宅型有料老人ホームにおいて、給料の未払いにより職員が一斉退職し、入居者へのサービス提供が困難となり、入居者全員が短期間に施設からの転居を余儀なくされる事案が発生した。

これを踏まえ、令和6年10月に、高齢者支援課長通知において、有料老人ホームの安定的かつ継続的な運営を確保するため、

- ・ 開設後1年以内の、一定入居が進んだと考えられる時期に立入調査を行うこと
- ・ 定期的な立入調査を行うにあたり、資金計画や職員配置等の事業の継続性に関する事項を確認し、必要に応じ改善に向け働きかけを行うこと

など、実効性の高い指導監督を行うよう依頼したところであり、引き続き更なる指導等の徹底をお願いしたい。

また、令和6年11月に、入居する高齢者が難病等の場合に、有料老人ホーム側が高齢者向け住まいの紹介事業者（以下「紹介事業者」という。）に対し1人最高150万円の高額な紹介手数料を支払っていることが報道により判明した。紹介事業者は、高齢者向け住まいの選択肢が多い都市部を中心に、高齢者やその家族に対して、高齢者向け住まいの紹介を担っており、有料老人ホーム等と利用者を結びつける役割を果たす一方、今般の事案は、公平性に疑念を持たれる事例であると考えられる。

これを踏まえ、同月、公益社団法人全国有料老人ホーム協会、一般社団法人全国介護付きホーム協会及び一般社団法人高齢者住宅協会の3団体宛に、当該3団体で構成する高齢者住まい事業者団体連合会（以下「高住連」という。）が創設した「高齢者向け住まい紹介事業者届出公表制度」において定める行動指針の見直し及び届出事業者が行動指針を遵守することを徹底するよう要請したところ。

高住連は、「高齢者住まい紹介事業者届出制度」に届出を行った紹介事業者等に対してアンケート調査を実施し、その調査結果を公表するとともに、実態調査の結果を踏まえ「高齢者住まい紹介事業者届出制度」の行動指針・遵守項目の見直しを行った（同年12月）。

○見直しの主なポイント

- ・ 紹介手数料のルールを明確化し、手数料の金額の定めに当たり、要介護や医療の必要度に応じた設定は厳に慎むこと
- ・ 法令遵守に加え、企業倫理や社会的良識、社会規範、モラルを遵守すること
- ・ 届出遵守項目の違反を高住連が把握した場合、運営の見直しについて依頼を受け、運営の見直しに応じられない場合は、届出事業者のリストから削除されること 等

国においても、「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」（平成 14 年 7 月 18 日老発第 0718003 号）において、有料老人ホーム設置者が、入居希望者の介護度や医療の必要度等の個人の状況や属性に応じた手数料の設定を行わないこと等の徹底を求めるため、入居募集に当たり、有料老人ホームが委託契約等を締結する場合の留意事項などを追加したところである。違反が認められる場合は指導監督の対象となるため、都道府県、指定都市及び中核市においては、指導監督に当たり適切な対応をお願いしたい。

○改正内容の主なポイント

【委託契約等を締結する場合の留意事項】

- ・ 入居希望者の介護度や医療の必要度等の個人の状況や属性に応じて手数料を設定するといった、社会保障費の不適切な費消を助長するとの誤解を与えるような手数料の設定を行わない・応じないこと
- ・ 入居者の月額利用料等に比べて高額な手数料と引き換えに、優先的な入居希望者の紹介を求めないこと

(参考)

- ・ 高齢者向け住まい紹介事業者届出公表制度概要：<https://koujuren.jp/todokede/>
- ・ 高齢者向け住まい紹介事業者届出公表制度事業者一覧：<https://koujuren.jp/search.php>
- ・ 高齢者住まい事業者団体連合会が実施した高齢者向け住まい紹介事業に関する実態把握調査の結果：https://koujuren.jp/news_detail.php?c=0&id=153&page=1&s=1

（２）未届の有料老人ホームや保全措置未実施の有料老人ホームに対する指導の徹底について

未届の有料老人ホームや前払金の保全措置を講じていない有料老人ホーム等、老人福祉法等の規定に違反する施設が存在しており、入居者保護の観点から、引き続き有料老人ホームに対する必要な指導の徹底をお願いしたい。

特に、前払金の保全措置については、従来から義務化されていた平成 18 年 4 月 1 日以降に設置されたホームにおいて、未だに保全措置を講じていない場合の指導の徹底はもちろんのこと、「有料老人ホームにおける前払金の保全措置の徹底について」（令和 2 年 12 月 25 日付事務連絡）においてお伝えした通り、令和 3 年 4 月 1 日以降は、平成 18 年 3 月 31 日以前に設置されたホームにおいても、経過措置が終了し、新たに入居される方には前払金の保全措置の義務があるため、引き続き、遺漏無きようご対応いただきたい。

さらに、従来からお願いしているところであるが、有料老人ホームの届出の手続については、必要に応じて都道府県等が迅速かつ適切に関与できるよう義務づけているものであることから、関係部局との連携等を通じ、十分な実態把握に努めるとともに、届出促進に向けた取組の徹底をお願いしたい。

（４）有料老人ホームの情報公表について

老人福祉法の規定に基づき、各都道府県等においては、それぞれの方法にて有料老人ホームの情報の公表を行っていただいているところ、「介護サービス情報公表システム（生活関連情報）への有料老人ホームの情報公表・検索機能追加等について」（令和 3 年 6 月 23 日付事務連絡）において示しているとおり、介護サービス情報公表システムの生活関連情報に、有料老人ホーム情報を掲載・検索できる機能を追加しており、積極的に本システムを活用した情報公表をお願いしたい。

なお、本システムに情報登録することで、「災害時情報共有システム」の機能も使用できるようしており、災害時における有料老人ホームの被害状況を国・自治体が迅速に把握・共有し、被災した有料老人ホームへの迅速かつ適切な支援につなげるためにも、積極的な情報登録を行っていただくようあわせてお願いしたい。

（５）有料老人ホームにおける事故報告について

令和 2 年度に、介護保険施設等における事故報告の様式について、標準様式を作成

し、「介護保険施設等における事故の報告様式等について」（令和3年3月19日付厚生労働省老健局高齢者支援課長ほか連名通知）により、介護保険施設等から市町村への報告の際、有料老人ホームにおいても当該様式を活用いただきたい旨、周知していたところである。

令和5年度老人保健健康増進等事業において、事故報告受付のオンライン化に向けた課題整理・分析、標準様式の修正に向けた検討・課題の整理等を行い、この結果を踏まえ、令和6年11月29日に電子的な報告及び受付を想定した標準様式について、有料老人ホームも含め当該様式の活用いただきたい旨、周知を行ったところである。詳細は「11. 介護現場におけるリスクマネジメントについて」において記載しているので参照いただきたい。

（６）有料老人ホームにおける文書負担の軽減について

有料老人ホームにおける文書負担軽減の観点から、老人福祉法施行規則を改正し、令和3年4月より、有料老人ホームの設置の届出時や変更届出時に必要な書類の一部削減を行うこととしたところである。

各自治体においても、独自に書類の提出を求めている場合など、文書負担の軽減が可能な部分がないか改めてご検討いただきたい。

また、令和3年度老人保健健康増進等事業「有料老人ホームの事業適正化に関する調査研究」において、文書負担の軽減策検討の一環として、各自治体の設置届出時における書類の徴求状況等を調査し、報告書を取りまとめているため、適宜参考にされたい。

（７）特定施設入居者生活介護事業者の公募における公平性、透明性の確保について

各地方自治体は、これまでも介護保険事業（支援）計画において特定施設入居者生活介護の見込み数を計画しているところであるが、計画に基づき特定施設入居者生活介護事業者を選定するに当たっては、公募を行う地方自治体も多く見受けられる。

事業者の選定に当たって公募を行う場合、公平性、透明性を確保して公募を実施することは、より望ましい事業者を選定するために重要であり、過去に規制改革の観点から同様の指摘を受けたところである。

このため、公募の実施に当たっては、公平性、透明性を確保する観点から、次の点

に留意することが重要である。

－介護保険事業（支援）計画に基づき選考基準等を策定及び公表すること。なお、選考基準等の策定に当たり、応募事業者間の公平性や、介護事業者への負担にも配慮すること。

－公募の時期を事前に周知するとともに、公募の受付期間を十分に確保すること。

－選考過程を透明化し、結果を公表すること。

また、平成 29 年度の調査研究において、事業者が望ましいと考える公募情報の周知方法、十分に準備するために必要な公募の受付期間のほか、選考過程及び結果を公表している自治体の取組の例についてもまとめているため、上記の留意点と併せて必要に応じて参考とされたい。

有料老人ホームの安定的かつ継続的な運営の確保の徹底について

(R6.10.18老健局高齢者支援課長通知)

事案概要

- ・同一法人が運営する東京都足立区等全国4ヶ所に所在する住宅型有料老人ホームにおいて、令和6年9月に給料の未払いにより職員が一斉退職したことで、入居者へのサービス提供が行われず、入居者全員が短期間に施設からの転居を余儀なくされる事案が発生した。
- ・約10日の間に転居する必要があったため、関係自治体や利用者の担当ケアマネ、関係団体等が連携し、残された入居者全員の転居先や退去までの必要な生活環境を確保した。

厚生労働省における対応

有料老人ホームにおける安定的かつ継続的な運営確保の観点から、都道府県・指定都市・中核市に対して以下を要請(R6.10.18老健局高齢者支援課長通知)。

- ・都道府県等において、立入調査の際、入居率や資金計画・収支の状況、職員配置等、事業の継続性に関する事項等の聞き取りを行い、**当初の事業計画と乖離がある場合には、専門家への相談を促すなどの注意喚起を行い、改善を図るよう働きかけを行うことが求められることに留意**されたい。
- ・開設後1年に満たない時期に発生したことも踏まえ、通報等があった場合はもとより、**開設後1年以内の、一定の入居が進んだと考えられる時期にも立入調査を行い、事業計画に沿った運営がされているか等を確認するなど、立入調査実施時期の見直し**を行っていただきたい。
- ・住宅型有料老人ホームは、同一法人が併設の介護事業所を運営し、職員を兼務している場合も多いことから、**当該併設介護サービスの所管部署と連携して立入調査を行うことも効果的であることに留意**されたい。

「高齢者向け住まい紹介事業者届出公表制度」における

行動指針の見直しとその遵守の徹底について (令和6年11月8日老高発1108第1号)

概要

- ✓ 公益社団法人全国有料老人ホーム協会、一般社団法人全国介護付きホーム協会及び一般社団法人高齢者住宅協会の3団体で構成する高齢者住まい事業者団体連合会(高住連)は、紹介事業者の相談・紹介の質向上を目的に「高齢者向け住まい紹介事業者届出公表制度」を令和2年に創設(令和2年6月1日届出・同年10月1日公表開始)。
- ✓ 高額な紹介手数料に関する報道を踏まえ、**当該制度の行動指針・遵守項目の見直しと行動指針の遵守徹底**するよう、高住連を構成する**高齢者向け3団体宛に高齢者支援課長通知において依頼**。

課長通知の内容

今般、一部の有料老人ホームにおいて、入居する高齢者が難病等の場合には、有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの紹介事業者(以下「入居者紹介事業者」という。)に1人当たり最高150万円の高額な紹介手数料を払っていることが報道により明らかになりました。

本事案のように相場から大幅に乖離した手数料を請求した事例については、貴会で構成する高齢者向け住まい事業者団体連合会が創設した「**高齢者向け住まい紹介事業者届出公表制度**」にて**定めた行動指針上の取扱いが明確ではないことから、行動指針の見直しを年内を目途に速やかに行っていただく**とともに、**届出事業者が行動指針を遵守することを徹底**していただくよう、要請いたします。

見直しにあたっては、公平性・中立性を損ね、社会保障費の不適切な費消を助長するような紹介手数料が設定されることがないよう、例えば**高齢者の介護度や医療の必要度等の個人の状況や属性に応じて紹介手数料を設定してはならない**など、**遵守すべき内容を明確化**していただくようお願いいたします。その上で、貴会において把握している全ての入居者紹介事業者に届出を行い、**行動指針を遵守するよう働きかけていただく**ようお願いいたします。また、**各会員ホームに対して、高額な紹介手数料と引き換えに、優先的な利用者の紹介を求めるといったことがないよう、徹底の要請を行っていただく**ようお願いいたします。

概要

- ✓ 令和6年12月に高住連が実施した調査では、医療必要度や要介護度に応じた設定や月額利用料と比して高額な設定を行う不適切な事例が確認された。
- ✓ **自治体の指導監督の根拠となる「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」を改正し、情報提供等事業者との委託契約等の締結や選定する場合の留意事項を追加。指導指針に違反した場合、行政指導等の対象となり得ることを明確化**した。

追加内容

12 契約内容等
(6) 入居者募集等
(略)

三 入居募集に当たり、有料老人ホームが、高齢者向け住まいへの入居を希望する者に関する情報の提供等を行う事業者（以下「情報提供等事業者」という。）と委託契約等を締結する場合は、次の事項に留意すること。

イ **情報提供等事業者と委託契約等を締結する場合**には、例えば、**入居希望者の介護度や医療の必要度等の個人の状況や属性に応じて手数料を設定するといった、社会保障費の不適切な費消を助長するとの誤解を与えるような手数料の設定を行わないこと。**また、上記のような手数料の設定に応じないこと。
また、情報提供等事業者に対して、入居者の月額利用料等に比べて高額な手数料と引き換えに、優先的な入居希望者の紹介を求めないこと。

ロ **情報提供等事業者の選定に当たっては、当該情報提供等事業者が入居希望者に提供するサービス内容やその対価たる手数料の有無・金額についてあらかじめ把握**することが望ましいこと。
また、公益社団法人全国有料老人ホーム協会、一般社団法人全国介護付きホーム協会及び一般社団法人高齢者住宅協会の3団体で構成する高齢者住まい事業者団体連合会が運営する「高齢者向け住まい紹介事業者届出公表制度」に届出を行い、**行動指針を遵守している事業者を選定**することが望ましいこと。

調査の概要

令和6年12月高住連作成資料

- 調査実施主体: 高齢者住まい事業者団体連合会
- 調査実施期間: 2024年11月15日～12月6日
- 調査方法: 調査票をメールにより送付、Web上で回答、回収
- 調査対象及び配布数・回答数:
 - (1) 「紹介事業者調査」
 - ✓ 高齢者住まい事業者団体連合が運用する「高齢者住まい紹介事業者届出制度」に届出を行った515紹介事業者及びインターネット上で把握した届出を行っていない5紹介事業者の計520紹介事業者に対しアンケート調査票を送付。
 - ✓ 回答数213件、回答率41.0%
 - (2) 「高齢者住まいにおける紹介事業者利用実態調査」
 - ✓ 高齢者住まい3団体(有料老人ホーム協会、全国介護付きホーム協会、高齢者住宅協会)に加盟する1874法人(重複あり)に対しアンケート調査票を送付。ホームごとに過去半年以内の入居者(各ホーム最大10名)に対してヒアリングを行い、回答。
 - ✓ 回答数2,174件(252法人、311ホーム)

回答者のあった施設類型の内訳	件	%
介護付き有料老人ホーム	1,468	67.5%
住宅型有料老人ホーム	134	6.2%
サービス付き高齢者向け住宅	422	19.4%
サービス付き高齢者向け住宅(特定施設)	97	4.5%
その他(経費老人ホーム、ケアハウス等)	53	2.4%

調査結果の概要

- 紹介料1件当たりの平均金額は、20万円台が全体の約半数を占め、全体の平均金額は21.5万円であった。紹介料1件当たりの最高額の平均は45万円、最低額の平均は4.1万円であった。(図表1～3)
- 紹介料の決め方について、「ホームごとに介護度や医療必要度等を考慮して決めている^(※1)」が47.9%で最も多く、次いで、「ホームごとに自費部分(家賃、管理費等)の月額費用をベースに決めている」が30.5%だった。一方、「相手方関係なく定額である」が5.6%、「相手方関係なく、紹介事業者側で決めている」が1.9%、「その他」として「ホーム側が紹介料を決めている」という自由記載が多数あったことを踏まえると、高齢者住まいの運営事業者側から紹介事業者に対し、紹介料を示している場合が多いと想定されるが、紹介料決定の主体や、その詳細な決め方等について、さらに調査が必要。(図表4-1～4-3)
- ※1 「ホームごとに介護度や医療必要度等を考慮して決めている」を選択した紹介事業者にヒアリングをしたところ、紹介事業者が、介護や医療的ケアが必要な方の入居先を探すに当たり、入居後のサービス利用も含めケアマネジャー等と相談する手間等を考慮して、自立の方と紹介料に差を設けている場合と、自立者向け、要介護者向け等の複数の住まいのタイプ(シリーズ)を展開している高齢者住まい事業者がそのタイプ(シリーズ)ごとに紹介料を設定している場合があった。
- 紹介料の最高額が100万円以上で、かつ、紹介料を「ホームごとに介護度や医療必要度等を考慮して決めている」紹介事業者に対して、紹介料が100万円以上になった理由を更に確認したところ、回答のあった23件中、「キャンペーンにて上乗せ紹介料が示された^(※2)」が17件、「一時金の〇%で高額物件のため高くなった」が4件、「がん末期・別表7、8の人はいくらとホームから示された^(※3)」が2件だった。(図表5)
- ※2 詳細を紹介事業者にヒアリングしたところ、主な回答は「空室の増加により入居者募集の必要性が一時的に高まった」や「新規開設ホームのオープンキャンペーン」であり、一時的な取組であった。
- ※3 一部、難病等の入居者に対して高額紹介料をホーム側が設定している実態が確認されたが、厚生労働省の課長通知(「高齢者住まい紹介事業者届出公表制度」における行動指針の見直しとその遵守の徹底について(令和6年11月8日老高発1108第1号))を受け、高住連において、令和6年12月27日付けで行動指針の「遵守項目」の見直しを実施。
- 紹介事業の業態について、対面で、情報提供のみならず、見学の同行に至るまでサービスを行う紹介事業者が9割以上を占め、また、約98%が、成約した場合の紹介料をホーム側から受け取っていた。さらに、「お祝い金」の目的で、利用者に金銭等を提供したことのある紹介事業者は、約4%(8件)だった。(図表6～10)
- 高齢者住まい団体加盟ホームの入居者が入居に至った経緯について、「本人・家族等が探した」が39.8%と最も多く、次いで、「本人・家族等が紹介会社に依頼して探した」が24.6%だった。(図表11)
- 「本人・家族が紹介会社に依頼して探した」と回答した者が、「紹介会社のサービスをどこまで受けたか」という質問に対して、「見学する日程調整」が84.6%と最も多かった。「見学するホームへの同行」に至るまでサービスを受けた者は50.2%だった。(図表12)

届出時の行動指針・遵守項目の見直し

<改正後>

行動指針

高齢者向け住まいの相談・紹介にあたっては、入居検討者の心身の状況や希望に沿って、その方にとってのふさわしい住まいや暮らし方を公正・誠実に提案し、利用者にとってのベストマッチが実現されることを目指します。

遵守項目(届出日が2024年12月まで)

- 紹介事業者は、入居検討者に対し、地域の高齢者向け住まいの一部から紹介している場合には、その旨(すべての高齢者向け住まいから紹介しているわけではないこと)を説明します。
- 紹介事業者は、高齢者向け住まいと、紹介手数料の支払いルール(紹介案件の有効期間、短期契約終了時の手数料返金、複数の紹介事業者からの紹介重複時の取り扱い)を明確にします。
- 紹介事業者は、個人情報保護の指針を定め、個人情報保護の取組みを行います。
- 紹介事業者は、苦情が発生した場合に、その解決に努めます。

行動指針

高齢者向け住まいの相談・紹介にあたっては、入居検討者の心身の状況や希望に沿って、その方にとってのふさわしい住まいや暮らし方を公正・誠実に提案し、利用者にとってのベストマッチが実現されることを目指します。

遵守項目(届出日が2025年1月以降)

1. 私たちは、入居検討者に、原則各々の紹介事業者が個別に提携している、高齢者向け住まいを紹介していること(すべての高齢者向け住まいから紹介しているわけではないこと)を説明します。
2. 私たちは、高齢者向け住まいと協議し、斡旋契約締結の際には紹介手数料に関して次のルールを明確にします。
 - (1) 手数料の金額の定め(金額の定めにあたっては、家賃・管理費等の自費部分に応じた平均的な紹介手数料から大幅に上振れした金額設定を行わない。特に、社会保障費に応じた金額設定《具体的には要介護や要支援、またはがん末期や別表7[※]などの社会保障給付費をあてにしたとみなされる金額設定》は厳に慎むものとする。)
 - ※厚生労働大臣が定める特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる疾病等
 - (2) 手数料を受取る権利発生タイミングの定め
 - (3) 紹介案件の有効期間の定め
 - (4) 短期契約終了時の返金手数料の定め
 - (5) 複数の紹介事業者からの紹介重複時の取扱いの定め
3. 私たちは、プライバシーポリシー(個人情報保護の基本方針)を公表し、お客様、取引先様、その他関係者様の個人情報を適正に取扱いします。
4. 私たちは、お客様から寄せられた声を真摯に受け止め、誠実・迅速・適切な対応を行います。また、お客さまからの不満足表明(苦情)が発生した場合に、その解決に努めます。

現行の「行動指針」「遵守項目」

- 紹介事業者は、介護保険法その他の法令を遵守します。

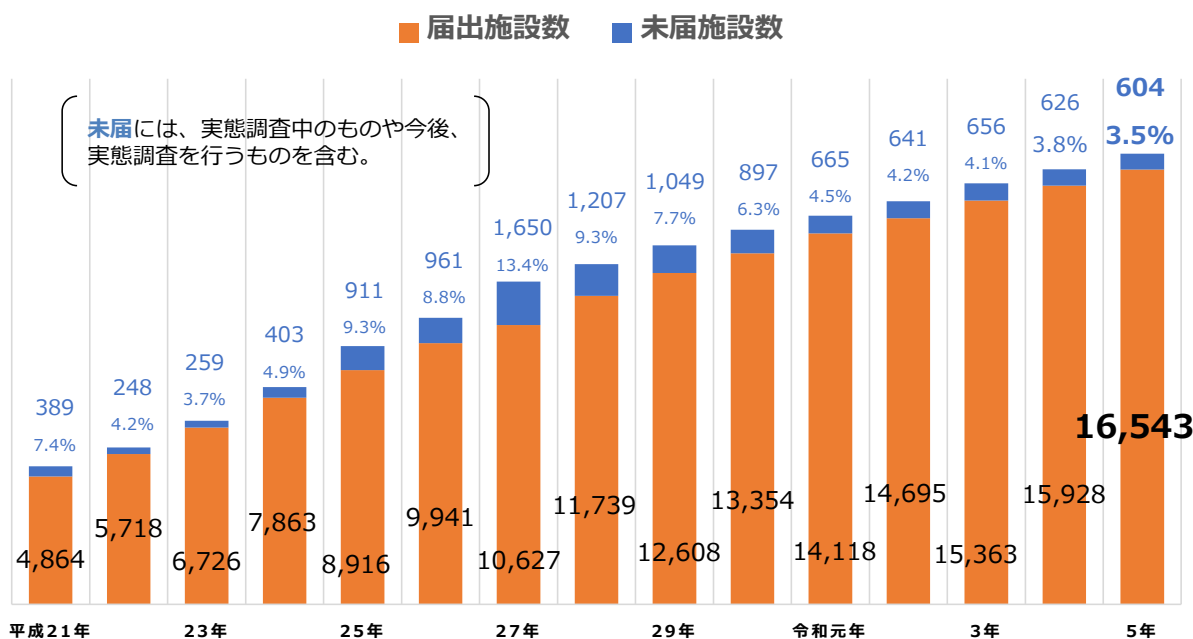
- 紹介事業者は、反社会的勢力でないことを表明します。

- （現行記載無し）

5. 私たちは、届出した紹介事業者に配付されるコンプライアンスマニュアルを参照し、法令遵守に加え、企業倫理や社会的良識、社会規範、モラルを遵守します。
(1) 以下法令違反となる可能性の例示
 - ① 刑法
 - a) 同業他社等の誹謗や中傷を行うことで自社の契約を有利にすすめる、等
 - ② 消費者契約法
 - a) 消費者に、故意又は重過失により不利益事項を告げない、重要事項において事実と異なることを告げる
 - b) 必要以上に不安をあおり契約を迫る、威迫する言葉を交えた勧誘、等
 - ③ 景品表示法
 - a) 一般消費者による合理的な選択を阻害する表現（業界No1、全国No1、すべてのホームを紹介、あるいは、高い利益を得ることができると誤認させる表示、等）
 - b) 一般消費者にサービス等が実際よりも有利、優良であるといった誤解を招く恐れがある表現の使用、等
 - ④ 個人情報保護法
 - a) 個人情報の取得、取扱いについて法令により本人の同意が必要であるのに同意を得ずに個人情報を使用する、等
- (2) 倫理に反する行為の例示
福祉サービスの公平性・中立性や透明性を損ね、社会保障費の不適切な費消を助長するとの誤解を与えるような紹介手数料の設定（たとえば、成約後のお祝い金やキャッシュバック等の名目による顧客誘導、入居希望者の介護度や医療の必要度等の個人の状況や属性に応じた手数料設定、ソーシャルワーカー等に対するリベート（紹介料等）の支払い等）。
6. 私たちは、反社会的勢力でないことおよび反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないことを表明します。
7. 届出遵守項目の違反を高住連が把握した場合、運営の見直しについて依頼を受けること、そして、運営の見直しに応じられない場合には、届出事業者のリストから削除されることに同意します。

届出を行っていない有料老人ホーム

- 「届出」を行っていない事業者は、老人福祉法第29条第1項の規定に違反している。
- 「届出」がなければ、その有料老人ホームは行政との連携体制が不十分となる恐れがあるため、都道府県等においては、未届施設に対する実態把握や指導監督を強化するなどの対応が必要。

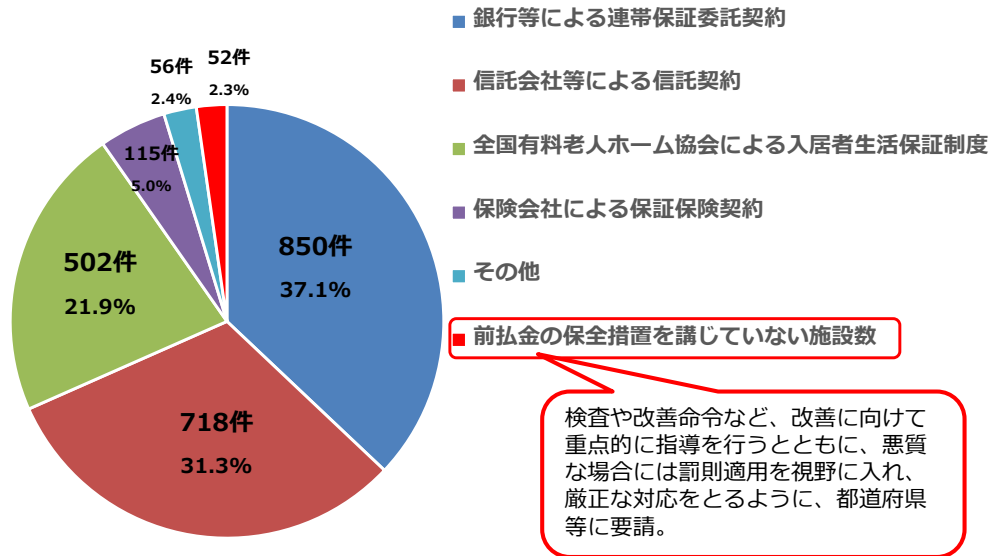


出典：厚生労働省老健局高齢者支援課調べ（平成21年～26年は10月31日時点、平成27年以降は6月30日時点）

前払金の保全措置を講じていない有料老人ホーム

- 有料老人ホームのうち前払金の保全措置を講じていない事業者は、老人福祉法第29条第9項の規定に違反している。なお、令和3年度まで前払金の保全措置の対象外となっていた平成18年3月31日以前に届出された有料老人ホームについては、経過措置が終了している。
- 保全措置がない場合、事業者が有料老人ホーム事業を継続できなくなったときに、入居者が最初に支払った前払金の残余分を返済することができなくなる恐れがあるため、入居者保護の観点から、厳正な指導が必要。

違反施設の割合	
平成23年度	19.8%
24年度	17.2%
25年度	11.7%
26年度	9.3%
27年度	6.0%
28年度	4.0%
29年度	2.9%
30年度	4.1%
令和元年度	2.1%
2年度	2.0%
3年度	2.0%
4年度	1.8%
5年度	2.3%



有料老人ホーム数	16,543件
（うち）前払金を受領している施設数	2,296件
（うち）前払金の保全措置を講じていない施設数	52件

出典：厚生労働省老健局高齢者支援課調べ（令和5年6月30日時点）

事 務 連 絡
令和 3 年 6 月 23 日

都道府県
各 指定都市 福祉担当部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課

介護サービス情報公表システム（生活関連情報）への有料老人ホームの
情報公表・検索機能追加等について

有料老人ホームの情報については、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 29 条第 11 項において、有料老人ホームの情報を都道府県知事等に報告することとされ、また、同第 12 項において、都道府県知事等は、報告された事項を公表しなければならないとされており、各都道府県等におかれましては、これまで、それぞれの方法にて有料老人ホームの情報の公表を行っているところと存じます。

今般、全国の有料老人ホームの検索が容易となるよう、新たに介護サービス情報公表システムの生活関連情報に有料老人ホーム情報を掲載・検索できる機能を追加いたしました。

つきましては、下記に従い、積極的に本システムの活用した情報公表をお願いいたします。

また、本システムに情報登録することで、災害時情報共有システムの機能も使用できるようになります。災害時における有料老人ホームの被害状況を国・自治体が迅速に把握・共有し、被災した有料老人ホームへの迅速かつ適切な支援につなげるため、積極的な情報登録を行っていただきますようお願いいたします。

なお、災害時情報共有システム利用に関する詳細については、介護サービス施設・事業所やその他高齢者施設等とあわせ、令和 3 年 6 月 23 日付事務連絡「介護施設・事業所等における災害時情報共有システムについて」（以下、「災害時情報共有システム事務連絡」という。）において別途ご連絡いたしますので適宜ご参照ください。

記

1. 有料老人ホームの情報公表について

(1) 有料老人ホーム情報の掲載場所

有料老人ホームの情報は、介護サービス情報公表システムのうち、「生活関連情報」の一つとして掲載されます。

【情報の掲載場所】

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>

(2) 情報公表の項目・登録のマニュアルについて

- 情報公表の項目は、「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について（平成 14 年 7 月 18 日老発第 0718003 号厚生労働省老健局長通知）」（以下、「標準指導指針」という。）の別紙様式「重要事項説明書」の項目と、情報公表システム掲載上、必要な項目（取込種別、被災確認事業所番号、市区町村コード、備考欄）となっています。

これらの項目を網羅した登録様式が、Excel 様式にて、生活関連情報管理システム（https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/seikatu_kanri/）よりダウンロード可能となっていますので、事業者には本登録様式を配布し、記入いただいた上で、回収し、都道府県等において必要な登録手続きを行うことで介護サービス情報公表システムに掲載することができるようになります。

この際、本登録様式には、法令により公表が義務づけられていない項目が含まれるため、事業者には、事前に説明をし、公表の了承を得るようにしてください。

なお、本登録様式は、標準指導指針の別紙様式「重要事項説明書」の項目が網羅されているため、そのまま重要事項説明書としてもご利用いただけます。

- 登録までの主な流れは以下のとおりです。具体的な流れや操作方法等は、以下に示す生活関連情報管理システムヘルプページに掲載されている「生活関連情報管理システム操作マニュアル（有料老人ホーム情報公表編）」（以下、「マニュアル」という。）をご参照ください。（マニュアル P 1～19, 23～40 参照）

① 生活関連情報管理システムにログインする。

（ID・パスワードは各都道府県等の介護サービス情報システム担当者や生活関連情報の公表を取り扱っている担当者等にご確認ください。（都道府県の ID・パスワードは介護サービス情報管理システムで使用していたものをそのまま利用できます。））

【生活関連情報管理システム URL】

https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/seikatu_kanri/

- ② 業務メニュー画面から、登録様式（【登録様式 EXCEL】有料老人ホーム.xlsx）を

ダウンロードする。

- ③ ダウンロードした登録様式を各事業者に配布し、記入してもらい、Excel 形式のままの状態を回収する。
- ④ 業務メニュー画面から、ファイル取込用 CSV 作成マクロ（ZIP ファイル）のダウンロードをし、任意のフォルダに解凍する。
- ⑤ 事業者から回収した登録様式（Excel）を、「01_作成対象 Excel」フォルダに格納する。（複数施設分の登録様式をまとめてフォルダに格納することが可能）
- ⑥ 「有料老人ホーム公表_CSV 作成ツール（Ver1_0）.xlsm」を開き、「CSV 作成」ボタンをクリックすると、「04_作成済み CSV」フォルダに、CSV ファイルが格納される。（「01_作成対象 Excel」にフォルダに格納されている複数施設分の登録様式の情報が一括で1つの CSV ファイルに変換される。）
- ⑦ 業務メニュー画面から、「ファイル取り込み／ファイル出力」をクリックし、ファイル取込の「取込ファイルの選択」にて、⑥で作成した CSV ファイルを選択し、「登録する」ボタンをクリックする。
- ⑧ 業務メニュー画面から、「登録情報検索・管理」をクリックし、⑦で登録した情報の施設情報の内容を確認のうえ、「確認して提出する」をクリック、内容に問題がなければ、「公表する」ボタンをクリックし公表。

また、生活関連情報管理システムには、最新の登録様式やマクロなどを掲載しておりますので、利用時には必ず掲載されているものをダウンロードのうえ、ご活用ください。

【生活関連情報管理システムヘルプページ（マニュアル掲載場所）】

https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/seikatu_kanri/index.php?action_seikatukanri_static_help=true

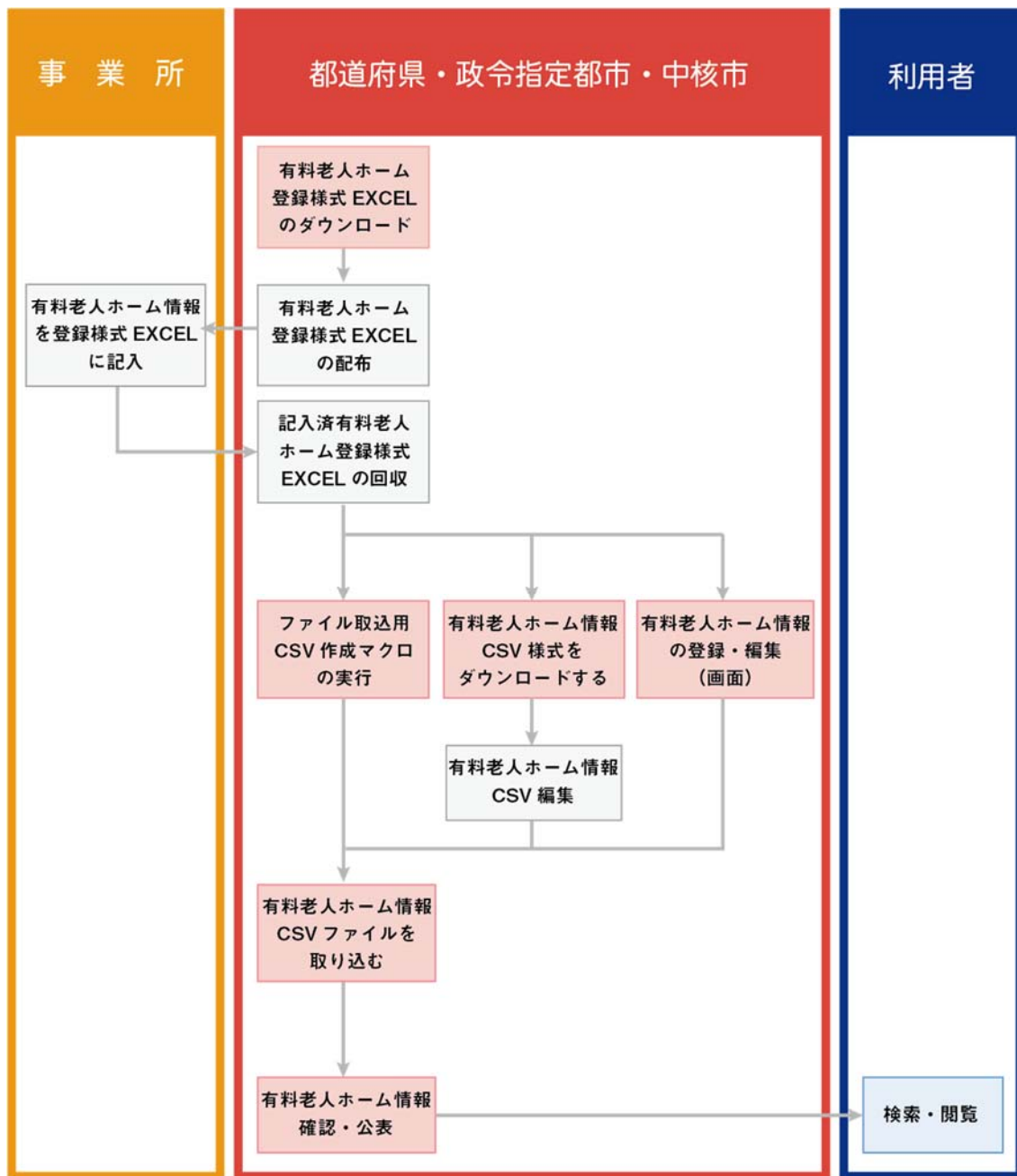
- 有料老人ホーム情報公表に関する一連の操作は以下のマニュアルをご参照ください。

■ 生活関連情報管理システム操作マニュアル（有料老人ホーム情報公表編）

- その他、都道府県等におけるアカウント情報等の設定など、有料老人ホームの情報登録に係る部分以外については以下の「生活関連情報管理システム操作マニュアル」をご参照ください。

■ 生活関連情報管理システム操作マニュアル

＜有料老人ホーム情報公表の流れ＞



(3) 留意事項

- ① 特定施設入居者生活介護の指定を受けている有料老人ホーム（介護付き有料老人ホーム）の取扱いについて

介護付き有料老人ホームについては、既に介護サービス情報公表システムにおいて公表されておりますが、検索の利便性の観点や、有料老人ホームの類型によって

情報量が異なることを避けることから、介護付き有料老人ホームについては、従来の特定施設入居者生活介護としての公表に加え、上記の生活関連情報（有料老人ホーム）での公表もお願いします。

また、災害時情報共有システムにおいて、特定施設入居者生活介護は、介護サービス情報ではなく、生活関連情報（有料老人ホーム）の情報を活用して運用することとなりますので、災害時情報共有システムを利用するためにも、生活関連情報（有料老人ホーム）での公表も行っていただくようお願いします。（※詳細は、「災害時情報共有システム事務連絡」を参照）

② 有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅について

有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅は、「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」から定期的に転送される情報により、生活関連情報の中に情報が掲載されますので、上記の方法による生活関連情報（有料老人ホーム）での情報公表はしないようにしてください。

また、災害時情報共有システムにおいて、サービス付き高齢者向け住宅は、「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」から定期的に転送される情報を活用して運用することとなります。仮に生活関連情報（有料老人ホーム）での情報公表も行った場合、災害時情報共有システムの ID 等が複数発行され、災害発生時等の運用に支障を来す恐れがありますので、生活関連情報（有料老人ホーム）での情報公表はしないようにしてください。（※詳細は、「災害時情報共有システム事務連絡」を参照）

③ 標準指導指針の別紙様式「重要事項説明書」から様式を変更したい場合

登録様式内への項目追加、削除などの編集は不可となっています（シートの追加・削除も不可）。このため、重要事項説明書として、登録様式に加え、独自に把握したい項目がある場合には、登録様式とは別の様式をご用意していただくようお願いします。なお、独自に用意された様式の情報について、介護サービス情報公表システムに掲載することはできませんのでご注意ください。

④ 既存施設の情報公表について

介護サービス情報公表システムにおいて、多くの有料老人ホームの情報を検索できるようにすること、また、災害時情報共有システムの運用とも連動することから、なるべく早期の情報公表を行っていただくよう、お願いします

⑤ 定期的な情報更新について

事業者から変更の届出があった場合や、定期的な報告徴収において情報が変更され

た場合は、その都度情報の更新を行うようお願いします。（情報の更新方法は今後マニュアルに追加する予定です。マニュアルの更新時期は追ってご連絡いたします。）

2. 災害時情報共有システムとの関連について（※詳細は「災害時情報共有システム事務連絡」参照）

災害時情報共有システムは、介護サービス情報公表システムに災害時情報共有機能を付加するかたちで構築しております。

災害時情報共有システムを利用するには、有料老人ホーム情報を生活関連情報（有料老人ホーム）に登録しておく必要がありますので、積極的な情報登録をお願いします。

なお、災害時情報共有システムを開始するにあたり必要な手続き等は、都道府県が中核市分も含め行うこととなりますので、「災害時情報共有システム事務連絡」を参照のうえ、適宜、都道府県は中核市から災害時の情報確認に使用する緊急連絡先等の情報施設を入手するなど、都道府県と中核市とで連携のうえで進めていただくようお願いします。

また、中核市においては、登録した有料老人ホームの情報に限り、災害発生時の回答内容の確認や、未回答事業所の確認等が可能になります。中核市における被災状況や回答状況の確認など、必要に応じて、災害発生時における都道府県との連携体制の構築も行うようお願いします。

<問い合わせ先>

- 有料老人ホームの情報公表の考え方・全般
厚生労働省老健局高齢者支援課 高齢者居住支援係
E-mail: kourei-juutaku@mhlw.go.jp
電話：03-5253-1111（内線：3981）

- 介護サービス情報公表システムの操作方法についての問合せ
介護サービス情報公表システムヘルプデスク
E-mail: helpdesk@kaigokensaku.jp

以上

6. 高齢者住まいにおける適正なサービス提供確保のための更なる指導の徹底について

国会や財政制度等審議会等において、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅といった高齢者向け住まいの利用者に対して、併設の介護サービス事業所等が利用者のニーズを超えた過剰な介護サービスを提供している場合があるのではないかと指摘がされてきたところである。

このため、令和3年度介護報酬改定審議報告において、高齢者向け住まい及び介護サービス事業所に対する指導監督権限を持つ自治体による更なる指導の徹底を図ること等とされたことを踏まえ、「高齢者向け住まい等における適正なサービス提供確保のための更なる指導の徹底について」（令和3年3月18日付老健局総務課介護保険指導室長他通知）及び「有料老人ホームにおける適正なサービス提供確保のための指導監督の徹底について」（令和5年10月31日老健局総務課介護保険指導室他事務連絡）を発出し、高齢者向け住まい等と併設の介護事業所等に対する指導監督の徹底をお願いしているところである。

各自治体においては、引き続き、住宅部局とも連携し、家賃や管理費等を不当に下げていないか契約面等を確認すること等を通じて、利用者のニーズを超えた過剰な介護保険サービスや医療保険サービスを提供している場合に対する指導の徹底を図っていただきたい。その際、都道府県においては、ケアプラン点検を実施する市町村に対し、高齢者住まいの家賃、管理費等の契約面の情報やサービス利用に関して寄せられている苦情内容など、点検に必要となる情報について情報提供することや、市町村と連携して事実確認調査を行うなど、適切にご対応いただきたい。

また、上記に関連して「居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証等について（周知）」（令和3年9月22日付事務連絡）においてもお示ししているとおり、このような点検に資するよう、国民健康保険団体連合会が運用する介護給付適正化システムを改修し、各市町村が設定する①区分支給限度基準額に占める利用割合、②利用サービスと利用割合の条件での帳票出力など、より抽出しやすい仕組みを設けたところであるため、引き続き、点検を実施する貴管内市町村に周知いただきたい。

このほか、令和3年度老人保健健康増進等事業「サービス付き高齢者向け住宅等における適正なケアプラン作成に向けた調査研究」において、事業者、ケアマネジャー及び利用者に対し、不適切なケアプランになっていないかなどの気づきを促す啓発資料を作成し、各都道府県を通じ市町村に配布している（弊省HPから入手可能）。その

啓発資料の中には、不適切と考えられるケアプランの事例等が盛り込まれており、引き続き、各事業所、入居検討中や入居中の利用者・家族などに届くよう、各所と連携し周知いただきたい。具体的には以下を参考に取り組んでいただきたい。

(参考：各資料の活用について)

- 「高齢者向け住まい運営事業者・職員」向けの資料は、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等への研修や指導・監督の際に活用いただきたい
- 「居宅介護支援事業所・ケアマネジャー」向けの資料は、介護支援専門員の法定研修等において配布いただくとともに、管内市町村の各地域包括支援センター（包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等）において、介護支援専門員へのケアマネジメント支援等において活用いただくことや、市町村が行うケアプラン点検や、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅、居宅介護支援事業所の指導・監督の際に活用いただきたい
- 「利用者・利用者の家族」向けの資料は、地域包括支援センターなどの相談窓口において、高齢者の方が高齢者向け住まい等に入居を検討する際や、既に高齢者向け住まいに入居している方に対しても、広くご周知いただきたい

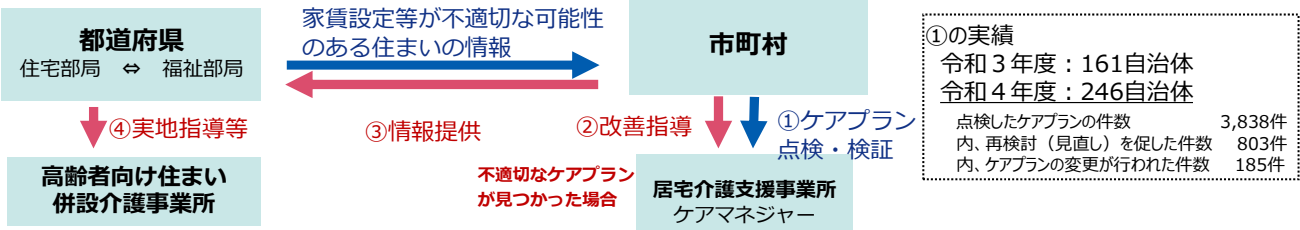
加えて、令和5年度老人保健健康増進等事業「高齢者向け住まい等における適切なケアプラン作成に向けた調査研究」において、有料老人ホームの集団指導で活用できる動画を作成するとともに（※）、自治体が効果的・効率的に高齢者向け住まい等のケアプラン点検に取り組むことができるよう、ヒント集を作成したので、これらを活用し、関係部局と連携しながら取組の強化をお願いする。

（※）「高齢者向け住まいのケアプランに関する留意点」：<https://youtu.be/lnb17fEMGXs>

また、インセンティブ交付金においても、家賃や介護保険外のサービス提供費用の確認等を行い、不適切な介護保険サービスの提供の可能性がある場合は、利用者のケアプランの確認等を行い、必要な指導や都道府県への情報提供を行った場合に加点対象としているため、積極的に対応いただきたい。

高齢者住まいにおける適正なサービス提供確保のための更なる指導の徹底

- 有料老人ホーム等について、指導監督権をもつ自治体において、家賃や利用者のケアプランの確認を行うことを通じて、介護保険サービスが入居者の自立支援等につながっているかなどケアの質の確保の観点も考慮しながら、必要な指導を徹底。



【通知】高齢者向け住まい等における適正なサービス提供確保のための更なる指導の徹底について（令和3年3月18日老指発0318第1号、老高発0318第1号、老認発0318第1号）（抄）

1. 高齢者向け住まい等における家賃等入居契約内容の確認やケアプランの点検・検証

介護保険サービス事業所が併設等する高齢者向け住まい等において、家賃を不当に下げて入居者を集め、その収入の不足分を賄うため、入居者のニーズを超えた過剰な介護保険サービスを提供している場合があるとの指摘があるところ。

このような指摘を踏まえ、都道府県の福祉部局は、住宅部局と連携して、介護保険サービス事業所が併設等する高齢者向け住まいの特定及び入居契約の内容の確認を行い、家賃の設定が不適切な可能性があるもの（不当に低く設定している場合や、要介護度別に家賃を設定している場合等）等の情報を市町村に情報提供すること。

市町村は、介護給付費適正化（特にケアプラン点検）担当部署において、都道府県からの情報等をもとに、不適切なケアプラン（ここで言う不適切なケアプランとは「入居者のニーズを超えた過剰なサービス」を位置づけているプランを指す。）を作成している可能性がある居宅介護支援事業所について、ケアプランの内容が入居者の自立支援や重度化防止等につながっているかの観点からの点検・検証を行っていただきたい。

その結果、介護給付費適正化担当部署において、不適切なケアプランを作成している居宅介護支援事業所が判明した場合は、当該プランを作成した居宅介護支援事業所に対して、ケアプランの改善を指導するとともに、居宅介護支援事業所の運営自体に問題があると判断した場合は、指導監督部署と連携し、実地指導等を実施されたい。また、併せて、不適切なケアプランに基づき介護サービスを提供している事業所への実地指導等を実施されたい。

有料老人ホームの運営状況における調査結果について

（有料老人ホームにおける適正なサービス提供確保のための指導監督の徹底について 令和5年10月31日事務連絡）

有料老人ホームの適切な運営の確保の観点から、入居者の医療・介護サービスの利用に当たって、特定の医療機関や介護サービス事業所からのサービス提供に限定又は誘導しているといった事例などを把握するため、都道府県・指定都市・中核市を対象に令和5年度に調査を実施。

(1) 調査結果

入居者の介護サービス利用が特定の介護サービス事業所からのサービス提供に限定又は誘導したことが疑われる相談・通報件数 42件	
任意の調査又は法・指針に基づく報告・徴収・検査を実施した事例 25件	任意の口頭指導または文書指導を実施した事例 14件
	指導等には至らなかった事例 9件
	対応を検討中 2件
相談・通報を受け付け、対応を終了した事例 14件	
対応を検討中・その他 5件	

(2) 入居者等からの相談・苦情の例

■ 系列の事業所を利用しなければ家賃の値上げを行うことをほめかされた事例

相談者が入居後に有料老人ホームの施設長から、設置者が運営する通所介護事業所を週4日間必ず利用するように言われた。入居以前から通っていた馴染みの通所介護事業所を利用したいと申し出たが、**有料老人ホームの施設長から、「利用しなければ家賃を上げることになる」と言われた。**

■ 居宅介護支援事業所の変更を求められた事例

相談者は有料老人ホームに入居する前から利用している居宅介護支援事業所のケアマネジャーがホームに入居後も引き続き担当することを希望していた。**入居前に、有料老人ホームが指定した居宅介護支援事業所に変更しなければ入居を断らざるを得ないと有料老人ホームの法人本部の職員に言われた。**

■ ケアマネジャーがケアプランの変更を求められた事例

有料老人ホームの入居者を担当しているケアマネジャー（当該ホームの設置者と異なる法人が運営する居宅介護支援事業所の職員）が、**当該有料老人ホームの職員から、ホームに併設された通所介護事業所の利用を加えたプランに変更するよう依頼された。**

老指発 0318 第 1 号
老高発 0318 第 1 号
老認発 0318 第 1 号
令和 3 年 3 月 18 日

都道府県
各 指定都市 福祉担当部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省老健局高齢者支援課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長
（ 公 印 省 略 ）

高齢者向け住まい等における適正なサービス提供確保のための
更なる指導の徹底について

平素より、厚生労働行政の推進に多大なるご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 3 年度介護報酬改定に向け、社会保障審議会介護給付費分科会においてとりまとめられた審議報告において、サービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホーム等（以下、「高齢者向け住まい等」という。）における適正なサービス提供を確保するため、介護保険サービスが入居者の自立支援や重度化防止につながっているかの観点も考慮しながら、指導監督権限を持つ自治体による更なる指導の徹底を図ることとされました。

つきましては、下記に示す内容を踏まえた指導を積極的に行っていただきますようお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、貴管内の市町村への周知をお願いいたします。

記

1. 高齢者向け住まい等における家賃等入居契約内容の確認やケアプランの点検・検証

介護保険サービス事業所が併設等する高齢者向け住まい等において、家賃を不当に下げて入居者を集め、その収入の不足分を賄うため、入居者のニーズを超えた過剰な介護保険サービスを提供している場合があるとの指摘があるところ。

このような指摘を踏まえ、都道府県の福祉部局は、住宅部局と連携して、介護保険サービス事業所が併設等する高齢者向け住まいの特定及び入居契約の内容の確認を行い、家賃の設定が不適切な可能性があるもの（不当に低く設定している場合や、要介護度別に家賃を設定している場合等）等の情報を市町村に情報提供すること。

市町村は、介護給付費適正化（特にケアプラン点検）担当部署において、都道府県からの情報等をもとに、不適切なケアプラン（ここで言う不適切なケアプランとは「入居者のニーズを超えた過剰なサービス」を位置づけているプランを指す。）を作成している可能性がある居宅介護支援事業所について、ケアプランの内容が入居者の自立支援や重度化防止等につながっているかの観点からの点検・検証を行っていただきたい。

その結果、介護給付費適正化担当部署において、不適切なケアプランを作成している居宅介護支援事業所が判明した場合は、当該プランを作成した居宅介護支援事業所に対して、ケアプランの改善を指導するとともに、居宅介護支援事業所の運営自体に問題があると判断した場合は、指導監督部署と連携し、実地指導等を実施されたい。また、併せて、不適切なケアプランに基づき介護サービスを提供している事業所への実地指導等を実施されたい。

2. 区分支給限度基準額の利用割合が高い居宅介護支援事業所のケアプランの優先的な点検・検証

上記1の確認・指導の実施にあたっては、介護保険サービス事業所が併設等する高齢者向け住まい等に居住する者のケアプランについて、区分支給限度基準額の利用割合が高い者が多い場合に、当該ケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するなどにより、当該事業者によるケアプランを優先的に点検・検証することが考えられる。

本点検・検証に資するよう、国民健康保険団体連合会が運用する介護給付適正化システムにおいて、このような居宅介護支援事業所を抽出する帳票を作

成できるよう改修等手続きを進めているところ。本システムの改修は本年 9 月頃を予定しており、将来的には、このような仕組みも活用しながら、点検・検証を行っていただきたい。

なお、令和 3 年度介護報酬改定において、区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占めるケアプランを作成する居宅介護支援事業所が市町村の求めに応じてケアプランを届け出ることなどが規定されているところ（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）第 13 条第 1 項第 18 の 3）、この取組と共同して点検・検証を行うことも差し支えないが、高齢者向け住まい等におけるサービス提供に関する点検・検証においては、通所介護等、訪問介護以外のサービス利用状況についても着目した点検・検証を行っていただきたい。

3. 高齢者向け集合住宅関連事業所指導強化推進事業の活用

上記 1 で、ケアプラン点検を行った居宅介護支援事業所を含めて、訪問介護や通所介護等、高齢者向け住まい等に併設する事業所に対する実地指導をまとめて実施する場合には、高齢者向け集合住宅関連事業所指導強化推進事業（詳細は別紙）の活用が可能であり、検討いただきたい。

高齢者向け集合住宅関連事業所指導強化推進事業

別紙

令和3年度予算(案) 60,000千円

事業創設の目的

- 有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅（以下「集合住宅」という）等に併設している介護サービス事業所を利用してある集合住宅居住者の方が一般在宅等のサービス利用者よりも介護サービス利用量が多い。また、同一建物減算の見直し（減算の拡大）にもかかわらず併設事業所を利用している集合住宅居住者の介護サービス利用量が増加している。
- このため、地方自治体（介護保険部局と集合住宅部局等の関係部局が合同）が、主として集合住宅に入居する高齢者に対して介護サービスを提供する事業所への重点的な実地指導を行い、サービス提供の実態を明らかにする。

考えられる成果

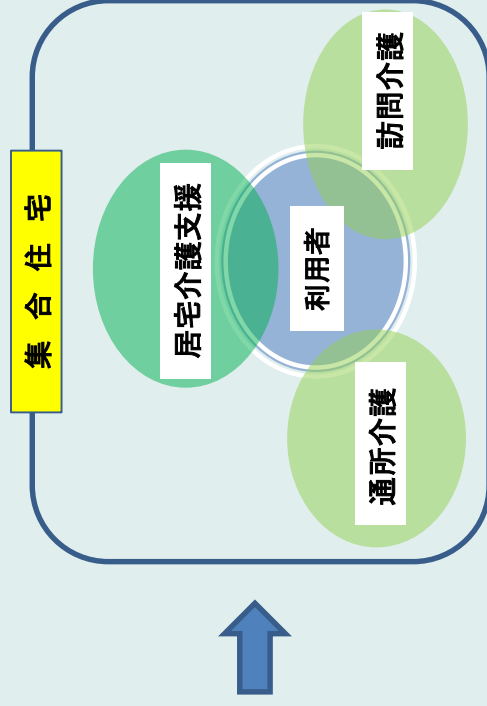
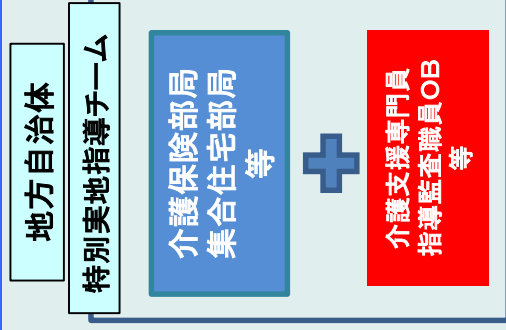
- 地方自治体における効果的指導手法の確立及び平準化を図る。
→ 好事例は全国会議等で紹介
- 集合住宅居住者に対するサービス提供の透明性を確保するとともに、サービス提供の質の向上に寄与する。

事業スキーム



事業イメージ

- 補助要件（実施要綱より抜粋）
 - ・ 集合住宅5カ所以上選定
 - ・ 補助上限 1自治体300万円（定額）
（実施回数が多い自治体については600万円まで補助）
- 手法例
 - ・ 集合住宅に介護サービスを特化し実施している事業者を実施指導対象として重点的に選定
 - ・ 介護保険部局と集合住宅部局と合同で、介護支援専門員や自治体職員OB等を加えた特別実地指導チームを組織して指導に臨む
（右記例）
 - ・ 効果・効率的な指導のために民間団体へ一部委託可能



※介護保険の法令上の基準及びケアプランチェックに加えて、サービス提供事業所の個別サービス計画や利用者の同意(意向)等を包括的に確認。

事 務 連 絡
令和 3 年 9 月 22 日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局）御中
中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証等について（周知）

介護保険制度の推進につきましては、日頃より格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

社会保障審議会介護保険給付費分科会における議論を踏まえ、「令和 3 年度介護報酬改定に関する審議報告」（令和 2 年 12 月 23 日。以下「審議報告」という。）において、「より利用者の意向や状態像に合った訪問介護の提供につなげることのできるケアプランの作成に資するよう、検証方法として効率的で訪問介護サービスの利用制限にはつながらない仕組みが求められていることを踏まえ、区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するなどの点検・検証の仕組みを導入する。効率的な点検・検証の仕組みの周知期間の確保等のため、10 月から施行する。」とされています。

また、審議報告において、サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保として、「同一のサービス付き高齢者向け住宅等に居住する者のケアプランについて、区分支給限度基準額の利用割合が高い者が多い場合に、併設事業所の特定を行いつつ、当該ケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するなどの点検・検証を行うとともに、サービス付き高齢者向け住宅等における家賃の確認や利用者のケアプランの確認を行うことなどを通じて、介護保険サービスが入居者の自立支援等につながっているかの観点も考慮しながら、指導監督権限を持つ自治体による更なる指導の徹底を図る。居宅介護支援事業所を事業所単位で抽出するなどの点検・検証については、効率的な点検・検証の仕組みの周知期間の確保等のため、10 月から施行する。」とされています。

この二つのケアプラン検証・点検については、趣旨・目的は異なりますが、居宅介護支援事業所等の抽出は両者ともに国民健康保険団体連合会介護給付適正化システムを活用することになります。

今般、これらのケアプラン検証・点検の趣旨・目的や留意事項等について、以下のとおり周知いたしますので、各都道府県、市町村におかれましては、内容について御了知いただくとともに、本事務連絡の内容を踏まえて、適切に御対応いただくようお願いいたします。また、管内サービス事業所等に対して周知をお願いいたします。

1. 趣旨・目的・仕組み等

(1) 居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証

- 居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証は、より利用者の意向や状態に合った訪問介護の提供につなげることのできるケアプランの作成に資することを目的とし、介護支援専門員の視点だけでなく、多職種協働による検討を行い、必要に応じてケアプランの内容の再検討を促すため、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）に位置付けられた仕組みです。

この仕組みは、サービスの利用制限を目的とするものではありませんので十分に留意の上、ご対応をお願いします。

- 具体的には、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第十三条第十八号の三に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和 3 年厚生労働省告示第 336 号）に規定する要件（※）に該当する居宅介護支援事業所の介護支援専門員が令和 3 年 10 月 1 日以降に作成又は変更したケアプランのうち、市町村から指定されたものを市町村に届け出る必要があります。

（※）居宅介護支援事業所を抽出する要件

居宅介護支援事業所ごとに見て、

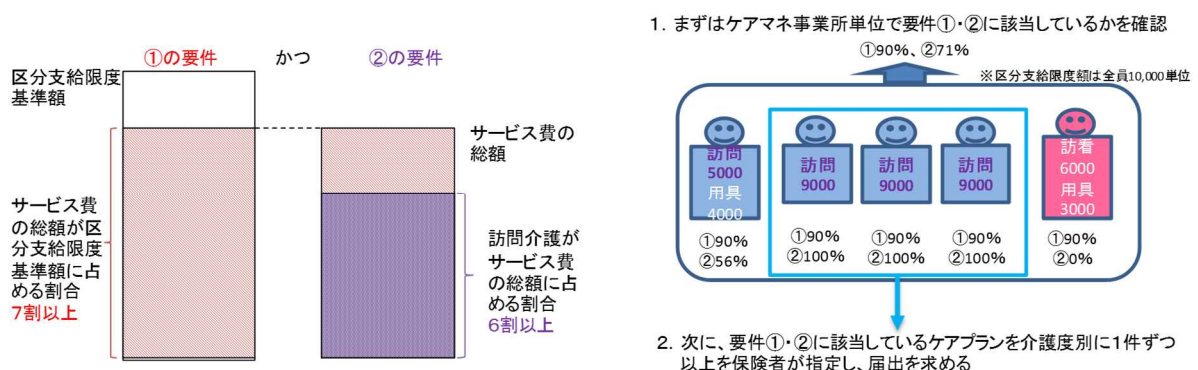
①区分支給限度基準額の利用割合が7 割以上
かつ

②その利用サービスの6 割以上が「訪問介護サービス」

（注 1）なお、各市町村において、国民健康保険団体連合会と調整の上、地域の実情に応じて、厚生労働大臣が定める基準（従うべき基準）よりも検証対象の範囲を拡げるための要件の設定は可能。

（注 2）国民健康保険団体連合会介護保険給付適正化システムで作成される帳票は、「計画単位数」を基に計算。なお、区分支給限度基準額の対象外である加算等や超過部分の自己負担分は計算の対象ではない。

（参考）居宅介護支援事業所を抽出する要件のイメージ



- まず、市町村は、上記の要件が設定された帳票（※）を、国民健康保険団体連合会より受領してください。

（※）支給限度額一定割合超支援事業所における対象サービス利用者一覧表（総括表・明細表）【別添 1・2】。帳票の送付や内容の詳細については、「2. 国民健康保険団体連合会システムを活用した居宅介護支援事業所・ケアプランの抽出」参照。

- 次に、市町村は、受領した帳票を活用し、要件①及び②に該当する居宅介護支援事業所のケアプランのうち、個々に見て上記の要件①及び②に該当するケアプランについて、

- ・最も訪問介護サービスの利用割合が高いものなど（※1）で、介護度別に1件ずつ以上を指定し（※2）、
- ・当該ケアプランの第1表（居宅サービス計画書(1)：基本的な事項）、第2表（居宅サービス計画書(2)：長期目標・短期目標、サービス内容等）及び第3表（週間サービス計画表）の届出を依頼（※3）

します。

（※1）市町村において一定の考え方のもとで、指定いただいて差し支えない。

（※2）指定の際の留意点

- ・特定の介護度に該当する利用者がいない場合は、その介護度は届出不要。必要があれば、他の介護度で2件以上の届出を依頼。
- ・すでに、生活援助の訪問回数の多い利用者のケアプラン検証の対象となっているケアプランは届出の対象外。
- ・他市町村の住民である利用者のケアプランは届出の対象外。（市町村が必要に応じて、当該市町村と連携）

（※3）必要に応じてアセスメントシートの届出も依頼。

- 市町村からの届出の依頼を受けた居宅介護支援事業所は、指定されたケアプランについて、当該ケアプランの利用の妥当性を検討し、当該ケアプランに訪問介護が必要な理由等を記載し、当該ケアプランを市町村に届け出る必要があります。

なお、理由等については、「『介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について』の一部改正について」（令和3年3月31日厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知）でお示ししているとおり、ケアプラン第2票（居宅サービス計画書(2)）の「サービス内容」に記載しても差し支えありません。

（※1）「『介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について』の一部改正について」（令和3年3月31日厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000764679.pdf>

(※2) 災害や新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に他のサービスから訪問介護に切り替わったために要件①及び②に該当するケアプランがある場合は、その旨も記載。

- 届出を受けた市町村は、順次、地域ケア会議等（※1）を活用して、多職種の視点から、届出のあったケアプランについて議論を行うことになります。

多職種による議論は、「多職種による自立に向けたケアプランに係る議論の手引き～地域ケア個別会議等を活用したケアマネジメントの支援のために～」（平成30年度厚生労働省老人保健健康増進等事業（地域ケア会議等におけるケアプラン検証の在り方に関する調査研究事業（実施団体：エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社）））（※2）を参照してください。

(※1) 検証の方法としては、地域ケア会議のみならず、当該市町村の職員やリハビリテーション専門職を派遣する形で行う会議（サービス担当者会議の前後で行う会議を含む）等での対応も可能。

(※2) 「多職種による自立に向けたケアプランに係る議論の手引き～地域ケア個別会議等を活用したケアマネジメントの支援のために～」（平成30年度厚生労働省老人保健健康増進等事業）

https://www.mri-ra.co.jp/pdf/h30_chiikicare_tebiki.pdf

(※3) 災害や新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に他のサービスから訪問介護に切り替わったために要件①及び②に該当するケアプランがある場合は、地域ケア会議等の検証の対象としない等、柔軟な対応を採る必要がある。

- 地域ケア会議等での多職種の議論において届出のあったケアプランについて見直しが必要であるとされた場合、居宅介護支援事業所は、地域ケア会議等での検証結果を踏まえ、検証対象のケアプランについて再検討を行うとともに、事業所内において同様・類似の内容で作成しているケアプランの内容についても再検討を行います。

なお、検証対象のケアプラン及び同様・類似の内容のケアプランについて再検討とそれに基づく見直しが行われない場合は、それらのケアプランは、引き続き、地域ケア会議等での検証の対象となり得ます。

- なお、この検証の仕組みは、サービスの利用制限を目的とするものではなく、より利用者の意向や状態に合った訪問介護の提供につなげることのできるケアプランの作成に資することを目的としたものです。ケアプランを変更するためには、利用者の同意を得る必要があり、ケアプランの変更を強制することはできないため、介護支援専門員や市町村は本人に十分説明をする必要があります。

(2) 高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検

- 高齢者向け住まい等における適正なサービス提供確保のための指導については、「高齢者向け住まい等における適正なサービス提供確保のための更なる指導の徹底」（令和3年3月18日厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長ほか連名通知）において、都道府県における家賃等の入居契約の内容の確認をし、その情報等をもとに、市町村の介護給付費適正化担当部署における高齢者向け住まい等に併設等している（隣接、近接や同一法人や系列法人など関連があると考えられるものを含む。）居宅介護支援事業所におけるケアプランの点検をお願いしているところであり、高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検は、介護給付適正化事業の一環として市町村において実施していただくものです。

(※) 「高齢者向け住まい等における適正なサービス提供確保のための更なる指導の徹底」（令和3年3月18日厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長ほか連名通知）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000761353.pdf>

- 具体的には、市町村が設定する要件（※）に該当する高齢者向け住まい等併設等居宅介護支援事業所の介護支援専門員が令和3年10月1日以降に作成又は変更したケアプランのうち、市町村が必要と判断したものについては、ケアプランを指定し、居宅介護支援事業所に対し提出を求めてください。

(※) 居宅介護支援事業所を抽出する要件

居宅介護支援事業所ごとに見た、以下の項目の要件を設定します。

① 区分支給限度基準額の利用割合

かつ

② 利用サービス種類（注）とその利用割合

（注）区分支給限度基準額管理対象サービスは全て選択可だが、組合せは2つまで。

- ・それぞれの要件が設定された帳票（注）を国民健康保険団体連合会より、受領してください。

（注）支給限度額一定割合超支援事業所における対象サービス利用者一覧表（総括表・明細表）【別添1・2】

- ・要件設定にあたっては、必要な数値・サービス種類の設定を行ったうえで「適正化情報（二次加工データ）」の出力を各都道府県国民健康保険団体連合会まで依頼してください。
- ・併せて、①の要件（区分支給限度基準額に占める利用割合）のみ等で設定できる帳票（注）もありますので、こちらも積極的にご活用ください。

（注）支給限度額一定割合超一覧表（総括表・明細表）【別添3・4】

- ・国民健康保険団体連合会介護保険給付適正化システムで作成される帳票は、「計画単位数」を基に計算されます。なお、区分支給限度基準額の対象外である加算等や超過部分の自己負担分は計算の対象ではありません。

- **市町村**によるケアプランの指定については、
 - ・上記 1（1）の居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証における指定方法や、
 - ・「ケアプラン点検支援マニュアルの活用方法」（平成 20 年 7 月 18 日厚生労働省老健局振興課）（※ 1）
 - ・「ケアプラン点検支援マニュアル 附属資料 ケアプラン点検の基礎知識～これからケアプラン点検に臨む保険者職員の参考書～」（平成 28 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業（実施団体：株式会社三菱総合研究所））（※ 2）
 を参考にしてください。
 - （※ 1）「ケアプラン点検支援マニュアルの活用方法」（平成 20 年 7 月 18 日厚生労働省老健局振興課）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000824048.pdf>
 - （※ 2）「ケアプラン点検支援マニュアル 附属資料 ケアプラン点検の基礎知識～これからケアプラン点検に臨む保険者職員の参考書～」（平成 28 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業）
https://www.mri.co.jp/knowledge/pjt_related/roujinhoken/dia6ou00000204mw-att/H28_25.pdf
- 提出を受けた**市町村**では、順次、提出のあったケアプランについて点検を行うことになります。

ケアプラン点検の実施方法については、「ケアプラン点検支援マニュアルの活用方法」等を参照してください。

なお、多職種の視点からの議論を行うため、地域ケア会議等で検討を行うことも可能です。
- なお、高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検は介護給付適正化事業の一環として実施するものであるため、介護給付適正化事業におけるケアプラン点検の実施件数に含まれます。
- また、高齢者向け住まいには、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等が該当しますが、未届の住宅型有料老人ホームも当然に該当しますので、届出の有無に関わらず点検の対象としてください。

(参考) 居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証と高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検のポイントについて

	居宅介護支援事業所単位の ケアプラン検証	高齢者向け住まい等対策の ケアプラン点検
法令上等の 根拠	・ <u>ケアマネ基準省令</u>	・ 自治体に対する指導徹底の通知 (介護保険適正化事業の一環)
抽出対象の ケアマネ事業 所の要件	①区分支給限度基準額の利用割合 が <u>7割以上</u> ②その利用サービスの <u>6割以上</u> が <u>訪問介護</u> が大部分を占める	・ <u>市町村ごと</u> に設定。 ・ 要件設定項目は以下のとおり。 ①区分支給限度基準額の利用割合 ②利用サービス種類(注)とその利用割合 (注) 区分支給限度管理対象サービスは全て選択可だが、 組合せは2つまで。 ※帳票上、各ケアプランの利用者について、要 介護認定時の居住地が高齢者向け住まい等で あるかどうかを確認する
検証・点検 対象のケアプ ランの指定	・ 要件①・②に該当するケアプラン のうち、 <u>市町村が介護度別に 1件ずつ以上を指定し、届出を 依頼</u>	・ 要件①・②に該当するケアプランのうち、提出 すべきケアプランを市町村が指定し、提出 を依頼 (指定方法は、左記等を参照)
ケアプランの 検証・点検 の方法	・ <u>地域ケア会議や、行政職員やリ ハビリテーション専門職が参加 する形で行う会議等で検証</u>	・ 市町村におけるケアプラン点検 (地域ケア会議等での検証も可)
検証・点検 結果の反映	・ 検証・点検結果を踏まえ、 <u>対象のケアプランを中心に、事業所内において同様・類 似の内容で作成しているケアプランの内容についても再検討</u> ※ケアプランを変更するためには、 <u>利用者の同意を得る必要があります</u> 、ケアプランの 変更を強制することはできないため、 <u>介護支援専門員や市町村は本人に十分説明 をする必要</u>	

2. 国民健康保険団体連合会システムを活用した居宅介護支援事業所・ケアプランの抽出

- 居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証及び高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検における対象となる居宅介護支援事業所及びケアプランの抽出は、国民健康保険団体連合会介護給付適正化システムを活用して、
 - ・要件①・②に該当する居宅介護支援事業所の一覧（総括表）【別添1】と、
 - ・当該居宅介護支援事業所の利用者の一覧（明細表）【別添2】（当該居宅介護支援事業所の全利用者のうち、要件①・②に該当しているかどうか分かるもの）

を自動抽出（※1～3）し、市町村に送付されます。

送付される帳票に係る詳細については、各都道府県国民健康団体保険連合会までご照会ください。

（※1）帳票は、サービス提供月ごと。

（※2）送付の頻度は、最低限3月に1回。具体的な頻度は国民健康保険団体連合会と市町村の間で調整。

なお、最初の送付月については、基本的に、令和3年10～12月分が令和4年2月頃の送付となる見込み。この点も、必要に応じて具体的な時期を国民健康団体保険連合会と市町村の間で調整。

（※3）明細表上、他市の住民である利用者の個人情報伏せられる。

- 高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検においては、明細表上の各利用者の要介護認定時の居住地の情報（高齢者向け住まい等であるかどうか）を活用してください。ただし、要介護認定時の居住地が高齢者住まい（住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅）であるかの情報は、令和3年4月の改正により追加されたため、居住地情報が反映されるには一定の期間を要します。このため、高齢者向け住まい等の所在地等の状況や被保険者の情報、利用している介護サービス事業所や法人名等も参考しながら、高齢者向け住まい等に居住しているか否かを広く確認していただくようお願いします。

また、1（2）でも触れているとおり、上記の帳票の他、既に存在する帳票で、要件①である区分支給限度基準額に占める利用割合のみ等を要件として設定できる帳票【別添3・4】もありますので、こちらも積極的にご活用ください。

- また、平成30年10月より施行されている生活援助の訪問回数の多い利用者のケアプラン検証についても、国民健康保険団体連合会介護給付適正化システムで抽出される帳票において、一定回数以上の生活援助中心型サービスが位置付けられているケアプランが分かるようになります。

生活援助の訪問回数の多い利用者のケアプラン検証の仕組みでは、居宅介護支援事業者は対象のケアプランを翌月の末日までに市町村に届け出ることとなって

いますので、市町村では、システムにより抽出される帳票【別添5】を、該当のケアプランが適切に届け出られているかどうかを確認することのできる補完的なツールとしてご活用いただけます。

- 上記の居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証、高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検及び生活援助の訪問回数の多い利用者のケアプラン検証に係るシステムについては、令和3年8月末にリリースされ、10月から運用開始となります。

【別添1】支給限度額一定割合超支援事業所における対象サービス利用者一覧表（総括表）

支給限度額一定割合超支援事業所における対象サービス利用者一覧表（総括表）

保険番号

900010

保険者名

〇〇市

提出条件

サービス提供年月
2021年07月
70%以上
支給限度額割合
11：訪問介護、15：通所介護
対象サービス種類
11：訪問介護、15：通所介護
対象サービス単位数割合
80%以上

令和4年2月25日作成

〇〇〇国民健康保険団体会連合会

支援事業所番号	支援事業所名	支援事業所所在 保険番号	支援事業所所在保険者名	利用者数	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	更新年月
9070000010	支援事業所1	900010	〇〇市	利用者数	100	0	0	100	0	0	0	202111
9070000010	支援事業所1	900010	〇〇市	利用者割合	100%	0%	0%	100%	0%	0%	0%	202111
9070000010	支援事業所1	900010	〇〇市	計画単位数	1,492,200	0	0	1,492,200	0	0	0	202111
9070000010	支援事業所1	900010	〇〇市	平均計画単位数	14,922	0	0	14,922	0	0	0	202111
9070000010	支援事業所1	900010	〇〇市	支給限度割合	90%	0%	0%	90%	0%	0%	0%	202111
9070000010	支援事業所1	900010	〇〇市	対象サービス計画単位数	1,205,008	0	0	1,205,008	0	0	0	202111
9070000010	支援事業所1	900010	〇〇市	対象サービス単位数割合	81%	0%	0%	81%	0%	0%	0%	202111

利用者数	要介護度別の利用者数（当該支援事業所が国保連合会に提出した給付管理票）の合計
利用者割合	利用者数合計のうち、要介護度別の利用者数の割合
計画単位数	要介護度別の計画単位数の合計
平均計画単位数	要介護度別の平均計画単位数（計画単位数÷利用者数）
支給限度割合（要介護度別）	要介護度の利用者の支給限度割合の平均値
支給限度割合（合計）	計画単位数(合計)÷{要介護度別(支給限度額×利用者数)の合計}
対象サービス計画単位数	対象サービス種類を含む給付管理票のうち、対象サービス種類のみの計画単位数
対象サービス単位数割合	該当支援事業所のすべての計画単位数のうち、対象サービス計画単位数の割合

【別添3】支給限度額一定割合超一覧表（総括表）

支給限度額一定割合超一覧表（総括表）

保険者番号	990001	2015年04月
保険者名	テスト市	支給限度額割合
抽出条件	サービス提供年月	50%以上
抽出項目	割合	50%以上
抽出項目	限度額の一割割合以上利用者割合	50%以上
割合	割合	50%以上

NN 99年 99月 99日 作成
〇〇〇国民健康保険団体連合会

事業所番号	事業所名	事業所所在保険者番号	事業所所在保険者名	合計	要支援1	要支援2	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	更新年月
9970100418	事業所4.1.8	990001	テスト市	利用者数	20	0	0	0	6	7	2	3	201506
9970100418	事業所4.1.8	990001	テスト市	利用者割合	100%	0%	0%	0%	30%	35%	15%	10%	201506
9970100418	事業所4.1.8	990001	テスト市	計画単位数	263,069	0	0	0	57,498	84,762	40,624	53,777	26,408
9970100418	事業所4.1.8	990001	テスト市	平均計画単位数	13,153	0	0	0	9,583	12,109	17,926	13,204	201506
9970100418	事業所4.1.8	990001	テスト市	支給限度割合	59%	0%	0%	0%	58%	76%	59%	37%	201506
9970100418	事業所4.1.8	990001	テスト市	限度額の一割割合以上利用者数	14	0	0	0	4	5	2	1	201506
9970100418	事業所4.1.8	990001	テスト市	限度額の一割割合以上利用者割合	70%	0%	0%	0%	67%	100%	67%	50%	201506

利用者数	要介護度別の利用者数（当該支援事業所が国保連合会に提出した給付管理票）の合計
利用者割合	利用者数合計のうち、要介護度別の利用者数の割合
計画単位数	要介護度別の計画単位数の合計
平均計画単位数	要介護度別の平均計画単位数（計画単位数÷利用者数）
支給限度割合（要介護度別）	要介護度の利用者の支給限度割合の平均値
支給限度割合（合計）	計画単位数(合計)÷{要介護度別(支給限度額×利用者数)の合計}
限度額の一割割合以上利用者数	利用者数のうち、抽出条件(限度額の一割割合以上利用者割合)に合致する利用者数
限度額の一割割合以上利用者割合	利用者数のうち、[限度額の一割割合以上利用者数]の割合

※[要支援]には平成 18 年 3 月以前の要支援および平成 18 年 4 月以降の経過的要介護が出力される。

【別添4】支給限度額一定割合超一覽表（明細表）

支給限度額—一定割合を超え—覽表(明細表)

保険者番号	990001
保険者名	テスト市

抽出会社	サービス提供年月	2015年04月
	抽出項目	支給限度額割合
	割合	50%以上
	抽出項目	限度額以上割合以上利用者割合
	割合	59%以上

NN 99年 99月 99日 作成

〇〇〇国民健康保険団体連合会

支店事業所				支店										同一法人区分		更新年月			
事業所番号	事業所名	開設者	電話番号	要介護度	保険者番号	施設者番号	施設者名	限度額	給付制限状況	利用状況	割合	利用料金負担割合	割合	事業所番号	事業所名		開設者	電話番号	
9950180026	事業所〇２６	開設者〇２６	999-999-9999	要介護２	990001	テスト市	0000000023	ｴﾂｼﾞｬﾝ22	19,400	4,195	22%	あり	22%	9970103734	事業所784	開設者784	888-999-9999	×	20185
9950180026	事業所〇２６	開設者〇２６	999-999-9999	要介護３	990001	テスト市	0000000023	ｴﾂｼﾞｬﾝ23	26,750	3,202	12%	あり	11%	9950180026	事業所〇26	開設者〇26	999-999-9999	○	20185
9950180026	事業所〇２６	開設者〇２６	999-999-9999	要介護３	990001	テスト市	0000000023	ｴﾂｼﾞｬﾝ23	26,750	4,755	18%	あり	14%	9970101028	事業所〇28	開設者〇26	888-999-9999	△	20185
9950180026	事業所〇２６	開設者〇２６	999-999-9999	要介護３	990001	テスト市	0000000023	ｴﾂｼﾞｬﾝ23	26,750	6,938	26%	あり	19%	9970103732	事業所172	開設者172	888-999-9999	×	20185
9950180026	事業所〇２６	開設者〇２６	999-999-9999	要介護３	990001	テスト市	0000000023	ｴﾂｼﾞｬﾝ23	26,750	150	1%	あり	1%	9970101754	事業所754	開設者754	888-999-9999	×	20185
9950180026	事業所〇２６	開設者〇２６	999-999-9999	要介護１	990001	テスト市	0000000024	ｴﾂｼﾞｬﾝ24	16,580	12,359	75%	あり	66%	9970103734	事業所784	開設者784	888-999-9999	×	20185
9950180418	事業所〇48	開設者418	999-999-9999	要介護１	990001	テスト市	0000000025	ｴﾂｼﾞｬﾝ25	16,580	10,621	64%	あり	30%	9970101465	事業所465	開設者465	888-999-9999	×	20185

給付管理票記載	割合	限度額に占める給付管理票に記載された計画単位数の割合
実績	利用者負担額有無	実績における利用者負担額の発生有無
	割合	限度額に占める提供単位数の割合
同一法人区分		支援事業所とサービス事業所の関係（事業所台帳より） ○：事業所台帳の「申請／開設者名」、「申請／開設者電話番号」が両方とも一致している △：事業所台帳の「申請／開設者名」、「申請／開設者電話番号」のいずれかが一致している ×：事業所台帳の「申請／開設者名」、「申請／開設者電話番号」のいずれかも一致していない

【別添5】生活援助中心訪問介護サービス利用者一覧表

生活援助中心訪問介護サービス利用者一覧表

保険者番号 900010

保険者名 ○○市

令和 4年 2月 26日 作成

○○○国民健康保険団体連合会

提出条件	サービス提供年月	2021年07月
	要介護 1 回数	27回以上
	要介護 2 回数	34回以上
	要介護 3 回数	43回以上
	要介護 4 回数	38回以上
	要介護 5 回数	31回以上

保険者番号	保険者名	被保険者番号	被保険者名	支援事業所番号	支援事業所名	支援事業所所在保険者番号	支援事業所所在保険者名	介護支援専門員番号	要介護度	合計回数	訪問介護事業所数	更新年月
900010	○市	0000000001	ヒナノキ1	9070000010	支援事業所 1 (○市所在)	900010	○市	9000001	要介護 1	28	2	20211
900010	○市	0000000002	ヒナノキ2	9070000020	支援事業所 2 (■市所在)	900020	■市	9000021	要介護 2	34	3	20211

合計回数	生活援助中心型のサービスの回数の合計
訪問介護事業所数	生活援助中心型のサービスの請求のある事業所数

事 務 連 絡
令和 5 年 10 月 31 日

各

都 道 府 県
指 定 都 市
中 核 市

 老人福祉主管部（局） 御中

厚生労働省老健局総務課介護保険指導室
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

有料老人ホームにおける適正なサービス提供確保のための
指導監督の徹底について

平素より老人福祉行政の推進にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

有料老人ホームの運営状況について、令和 5 年 6 月 15 日付け事務連絡にて照会を行った調査の結果、下記のとおり、有料老人ホームの設置者が入居者の介護サービスの利用にあたり特定の介護サービス事業所からのサービス提供に限定又は誘導したことが疑われる事例や、自治体が入居者等からの相談・通報を受け付け調査を実施したが、指導等には至らなかった事例があること等が確認されました。

都道府県等は、有料老人ホームに関して入居者等からの相談・通報があった際には「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」（平成 14 年 7 月 18 日付け老発第 0718003 号厚生労働省老健局長通知。以下「指導指針」という。）を目安として策定された各都道府県等の指針の基づき、必要な調査又は老人福祉法第 29 条第 13 項に基づく立入検査を行い、不適切な行為が確認された場合は老人福祉法に基づく指導監督を行う必要があります。

具体的には、入居者等からの相談・通報をきっかけに、有料老人ホームにおいて適正なサービス提供がなされているか疑われるような事例を把握した際は、

- ・ 都道府県等は、住宅部局と連携し、家賃の設定が不適切な可能性がないか、入居契約内容を確認すること
- ・ 都道府県等は、相談・通報内容について市町村の介護給付費適正化担当部署に情報提供を行うこと
- ・ 市町村は、当該有料老人ホームに居住する者のケアプランを作成している居宅介護支援事業所について、有料老人ホームの指導監督を行う都道府県等と連携して、ケアプランの内容が入居者の自立支援や重度化防止等に繋がっ

ているかの観点から、高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検を積極的に行うこと（別添資料①参照）

などにより、下記内容にも留意しつつ指導監督の徹底を図られるようお願いいたします。

一方、今回の調査結果では、有料老人ホームの設置者が、医療機関や医師（歯科を含む。）に対して、入居者を患者として紹介する対価として金品を要求するといった事例については確認されませんでした。指導指針において「医療機関から入居者を患者として紹介する対価として金品を受領することその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を受けることにより、入居者が当該医療機関において診療を受けるように誘引してはならない」とされていることを踏まえ、相談・通報を受けた場合には必要な調査を実施し、適切な指導監督をお願いいたします。

なお、今後、厚生労働省老健局において、令和4年度の「高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検」の実施状況について調査を行うこととしており、その結果について指導監督の参考としていただくよう情報提供を行う予定です。

都道府県におかれましては、高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検の実施に当たり市町村と連携して取り組むことが重要であることから、本内容につきまして貴管内の市町村へ周知をお願いいたします。

記

（１） 調査結果の概要

- ・ 入居者の介護サービス利用が特定の介護サービス事業所からのサービス提供に限定又は誘導したことが疑われる相談・通報件数 ……42 件
- ・ 上記 42 件のうち、
 - 任意の調査又は法・指針に基づく報告・徴収・検査を実施した事例 ……25 件
 - 相談・通報を受け付け、対応を終了した事例 ……12 件
 - 対応を検討中・その他 ……5 件
- ・ 調査等を実施した 25 件のうち、
 - 任意の口頭指導または文書指導を実施した事例 ……14 件
 - 指導等には至らなかった事例 ……9 件
 - 対応を検討中 ……2 件

（法に基づく措置を実施した事例は0件）

（２） 入居者等からの相談・苦情の例

今回の調査結果から、有料老人ホームの設置者が入居者・家族又は入居者を担当するケアマネジャーに対し次のような働きかけを行っているとする

相談・通報が確認されました。

- ・ 系列の事業所を利用しなければ家賃の値上げを行うことをほのめかされた事例

相談者が入居後に有料老人ホームの施設長から、設置者が運営する通所介護事業所を週4日間必ず利用するように言われた。入居以前から通っていた馴染みの通所介護事業所を利用したいと申し出たが、有料老人ホームの施設長から、「利用しなければ家賃を上げることになる」と言われた。

- ・ 居宅介護支援事業所の変更を求められた事例

相談者は有料老人ホームに入居する前から利用している居宅介護支援事業所のケアマネジャーがホームに入居後も引き続き担当することを希望していた。入居前に、有料老人ホームが指定した居宅介護支援事業所に変更しなければ入居を断らざるを得ないと有料老人ホームの法人本部の職員に言われた。

- ・ ケアマネジャーがケアプランの変更を求められた事例

有料老人ホームの入居者を担当しているケアマネジャー（※当該ホームの設置者と異なる法人が運営する居宅介護支援事業所の職員）が、当該有料老人ホームの職員から、ホームに併設された通所介護事業所の利用を加えたプランに変更するよう依頼された。

（３） 指導監督等に当たっての留意点

前述の事例に限らず、入居者の医療・介護サービスの利用において特定の事業者からのサービス提供に限定又は誘導していることが疑われる相談・通報を受け付けた際は、担当職員のみで判断せず、対応方針を管理職と協議を行い必要な調査を実施するようお願いします。

また、相談・通報を受け付けた上で調査を行ったが、指導を要する事例には当たらないと判断されたものには、「他の入居者のケアプランについて調べたところ、本人が希望する事業所を利用していることが確認された」、「他の介護サービス事業所の利用を可としていることが職員へのヒアリングにより確認された」とするものがありました。このような事例は、入居者が利用するサービスの限定・誘導に当たるとは必ずしも言えませんが、個別事情を把握した上で判断することが重要です。また、サービスの限定・誘導には当たらないと判断された場合であっても、当該有料老人ホームの設置者に対し利用者・家族及び担当ケアマネジャー等からの誤解を受けることがないよう指導指針の内容について改めて説明を行うとともに、当該介護サービス事

業所に対する指導監督を行っている自治体と連携し、「高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検」を優先的に行うことにより、ケアプランの内容が入居者の自立支援や重度化防止等に繋がっているかの観点から、必要に応じ改善を促す等の方法が考えられます。

一方で、利用者の課題やニーズに沿った適切なケアプランを作成している居宅介護支援事業所と連携し、良質な住まいを提供している事例もあるところです。こうした良質な住まいの拡充のため、有料老人ホームを含む高齢者向け住まい等における適切なケアマネジメントのあり方を整理し、設置者、ケアマネジャー、及び利用者・家族の理解を促す啓発資料を作成しておりますのでご活用ください（別添資料②③④）。

（４）別添資料

- ① 「高齢者向け住まい等における適正なサービス提供確保のための更なる指導の徹底について」（令和３年３月１８日付け、厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長、高齢者支援課長、認知症施策・地域介護推進課長連名通知）
- ② 高齢者向け住まい運営事業者・職員向け啓発資料
- ③ ケアマネジャー向け啓発資料
- ④ 入居者・入居検討中の方・ご家族向け資料啓発資料

（５） 本件についての問い合わせ先

厚生労働省老健局高齢者支援課 高齢者居住支援係 落合・松本
電話：03-5253-1111（内線 3981）
FAX：03-3595-3670
Mail：kourei-juutaku@mhlw.go.jp

（参考）

- 有料老人ホーム設置運営標準指導指針（平成 14 年 7 月 18 日付け老発第 0718003 号、最終改正令和 3 年 4 月 1 日老発 0401 第 14 号厚生労働省老健局長通知）（抄）

８ 有料老人ホーム事業の運営

（９） 医療機関等との連携

イ～ニ（略）

ホ 入居者が、医療機関を自由に選択することを妨げないこと。協力医療機関及び協力歯科医療機関は、あくまでも、入居者の選択肢として設置者が提示するものであって、当該医療機関における診療を誘引するため

のものではない。

- ヘ 医療機関から入居者を患者として紹介する対価として金品を受領することその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を受けることにより、入居者が当該医療機関において診療を受けるように誘引してはならないこと。

8 有料老人ホーム事業の運営

(10) 介護サービス事業所との関係

イ (略)

- ロ 入居者の介護サービスの利用にあつては、設置者及び当該設置者と関係のある事業者など特定の事業者からのサービス提供に限定または誘導しないこと。

ハ 入居者が希望する介護サービスの利用を妨げないこと。

以上

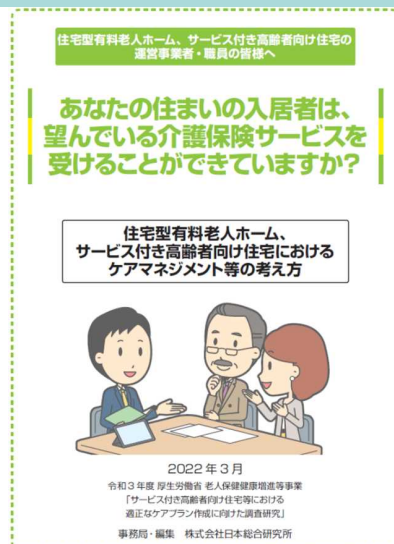
サービス付き高齢者向け住宅等における適正なケアプラン作成に向けた調査研究事業（令和3年度 厚生労働省 老人保健健康増進等事業）

ワーキンググループでの議論等を踏まえ、高齢者向け住まいにおける「不適切」と疑われる可能性があるケアマネジメントの要素を以下の5つに整理。

「1. 個別性の欠如」、「2. 過剰なサービス」、「3. サービスの不足」、「4. 事業所選択の権利侵害の懸念」、「5. ケアマネジメントサイクルの問題」

これらの要素を含む事例を整理し、「①高齢者住まい運営事業者」、「②居宅介護支援事業所・ケアマネジャー」、「③利用者・家族」それぞれに向け、「不適切なケアマネジメント」になっていないかなど、気づきを促す啓発資料を作成。

① 高齢者向け住まい運営事業者・職員向け



② 居宅介護支援事業所・ケアマネジャー向け



③ 入居者・入居検討中の方・ご家族向け



掲載HP(厚生労働省) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/gyakutaiboushi/index_00003.html

冊子の活用について

- この冊子では、高齢者向け住まいの入居者に対し、不適切なケアマネジメントが行われている可能性がある事例等が掲載されているため、それぞれの対象に広く届くよう、積極的な周知にご協力願います。
- 具体的には、この啓発資料の趣旨や内容を確認にお伝えいただくため、特に、
 - ◆「高齢者向け住まい運営事業者・職員」向けの資料は、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等への研修や指導・監督の際の活用
 - ◆「居宅介護支援事業所・ケアマネジャー」向けの資料は、介護支援専門員の法定研修等において配布いただくとともに、管内市町村の各地域包括支援センター（包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等）において、介護支援専門員へのケアマネジメント支援等において活用いただくことや、市町村が行うケアプラン点検や、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅、居宅介護支援事業所の指導・監督の際の活用
 - ◆「利用者・利用者の家族」向けの資料は、地域包括支援センターなどの相談窓口において、高齢者の方が高齢者向け住まい等に入居を検討する際や、既に高齢者向け住まいに入居している方に対しても、広くご周知をお願いいたします。

7. 高齢者の居住と生活の一体的な支援について

(1) 総合的・包括的な居住支援の推進について

令和4年12月に全世代型社会保障構築会議においてとりまとめられた報告書において、今後取り組むべき課題として、「住まいの確保」が挙げられており、この中で、「今後、住まいの確保に向けた取組を推進していくにあたっては、各地方自治体において、住まい支援の必要性についての認識を深めていく必要がある」と記載されており、自治体における居住支援の認識の必要性についても触れられている。

こうした中、高齢者を含む住宅確保要配慮者の円滑な住まいの確保や、住宅政策と福祉政策が一体となった居住支援機能等のあり方について、国土交通省・厚生労働省・法務省が連携して令和5年7月に「住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会」が設置され、検討の結果が令和6年2月に中間とりまとめとして公表された。

これを踏まえ、高齢者、低額所得者、障害者等の住宅確保要配慮者への居住支援の充実、賃貸人が住宅を提供しやすい市場環境の整備、住宅確保要配慮者のニーズに対応した住宅等の確保方策、地域における住宅・福祉・司法と連携した居住支援の体制づくり等の観点から、住宅セーフティネットの機能の一層の強化を図るため、令和6年通常国会において、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下「住宅セーフティネット法」という。）が改正され、新たに国土交通省と厚生労働省の共管とされたところ。今般の改正内容については、国土交通省及び厚生労働省の関係課室との連名の上、別途説明資料と動画を掲載しているので参照いただきたい。

特に、居住支援法人等が入居中のサポートを行う賃貸住宅（居住サポート住宅）に係る供給促進及び住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化に当たっては、住宅部局との連携が不可欠となる。地方公共団体の住宅部局と福祉部局が連携した対応をお願いする事項を国土交通省との連名資料17・18ページ（「地方公共団体における当面の主な検討事項（住宅部局・福祉部局への依頼）①②」）に掲載しているので、令和7年10月（予定）の改正住宅セーフティネット法の施行に向けて、速やかに検討・調整を進めていただくようお願いする。

また、改正住宅セーフティネット法が成立したことを踏まえ、総合的・包括的な居住支援の推進を図る観点から、取組の具体的な例示や居住支援法人等への事業委託が

可能である旨を明確化するなどの地域支援事業の実施要綱の見直しを令和6年度に実施したところであるので、市町村におかれては、積極的に活用いただきたい。

(2) 高齢者の住まいと生活の一体的な支援に係る事業（高齢者住まい・生活支援伴走支援事業）について

高齢単身世帯や高齢者のみ世帯について、大家が入居制限する理由として、孤独死などの不安等によるところが多く、これらに対応するため、社会福祉法人が不動産関係団体と連携し、高齢者の入居支援と、入居後の見守りサービスを提供する事例等があるところ。

このような取組を促進するため、高齢者の住まいの確保支援（住宅情報の提供や家主等とのマッチング・相談支援等）や生活支援（入居後の見守り等）の実施及びその体制構築等に係る費用を、地域支援事業交付金「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」により支援するとともに、保険者機能強化推進交付金においてこのような取組を評価する指標を設けている。

また、今年度に引き続き、令和7年度予算案においても、「高齢者住まい・生活支援伴走支援事業」として、このような取組の実施に至る前の検討段階において、有識者を派遣するなど実施に当たっての助言や関係者との調整等を行うことで、地方公共団体の事業実施に結びつけていくことを目的とした事業を盛り込んでいるところ。令和7年度予算案では、改正住宅セーフティネット法の施行など、制度的枠組みが整うことから、課題が多い大都市部の自治体に対する働きかけを行うための研修会の開催及び全国展開に向けたフォーラムの開催による取組事例・制度の周知・普及等に必要な経費を新たに計上している。今後、令和7年度の支援対象自治体・法人等の公募を行う予定であり、都道府県におかれては、積極的に管内市町村・関係団体等に周知いただき、積極的な応募を求めているとともに、必要に応じて、市町村等の取組に対して支援を行っていただきたい。

この他、令和3～5年度の実施事例に加え、今年度の取組実施事例等を取りまとめたパンフレットも作成し、HPにおいてその周知を予定しているので、市町村等の取組に資するよう、積極的に周知いただきたい。

高齢者の安心な住まいの確保に資する事業（地域支援事業）

概要

- 高齢者の安心な住まいの確保と入居後の生活の安定を図る観点から、高齢者が民間賃貸住宅等に円滑に入居し安心して生活ができるよう、**不動産関係団体や地域の関係者、住宅部局・福祉関係部局等が連携して、入居前から入居中、退居時に至るまでの総合的な支援等の実施**や、シルバーハウジング等の高齢者が多数居住する集合住宅の入居者を対象に生活援助員の派遣を行う。
- 令和6年に改正住宅SN法が成立したことを踏まえ、取組の具体的な例示や居住支援法人等への事業委託が可能である旨を明確化するなどの実施要綱の見直しを行い、総合的・包括的な住まい支援の推進を図る。

支援の内容

市町村は、居住支援協議会や居住支援法人等の仕組みを積極的に活用し、地域の実情に応じて以下の事業を行う。

なお、事業実施にあたり、福祉施策に限らず、住宅施策やまちづくり施策、既存の相談支援窓口、地域のネットワーク、地域資源や民間活力も活かしながら、事業を実施いただくことを想定。

(1) 総合的・包括的な「住まい支援」の実施

ア 入居前から入居後、退居時まで対応する総合的な相談支援の実施

- ・ 住宅情報の提供、入居相談の実施
- ・ 必要な支援のコーディネートの実施
- ・ 入居後の見守り等生活支援の実施 等

イ 住まい支援に必要な地域資源の情報収集や開発

- ・ 高齢者の入居を拒まない住宅や不動産事業者等の調査
- ・ 居住支援協議会の運営 等

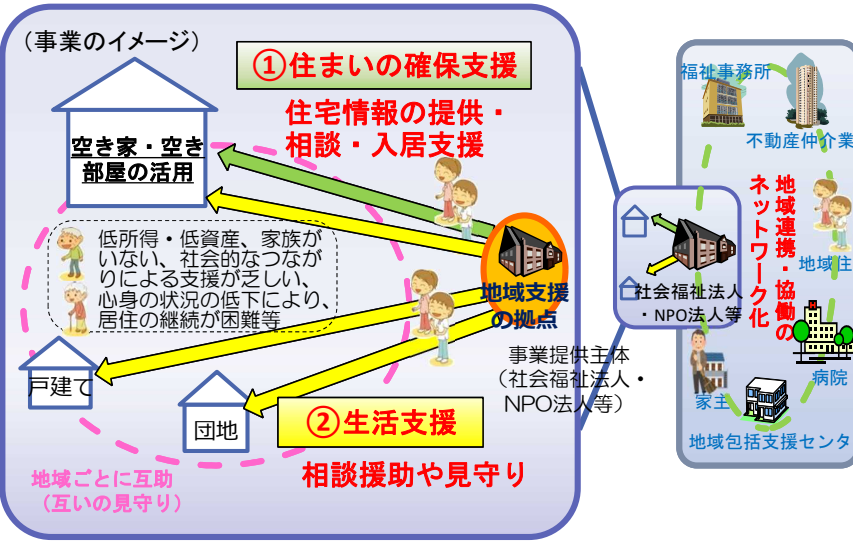
ウ 住宅関係者と福祉関係者が連携した住まい支援体制の構築

- ・ 住まい支援に関する各種制度や地域の取組・資源を活用した総合的・包括的な地域連携・協働のネットワークの構築 等

(2) 生活援助員の派遣事業

高齢者が多数居住する集合住宅等の入居者を対象に、日常生活上の生活相談・指導、安否確認、緊急時の対応や一時的な家事援助等を行う生活援助員を派遣する。

対象者	実施主体
高齢者	市町村※居住支援法人など、事業運営が適切に実施できる団体に委託可



拡充 高齢者住まい・生活支援伴走支援事業

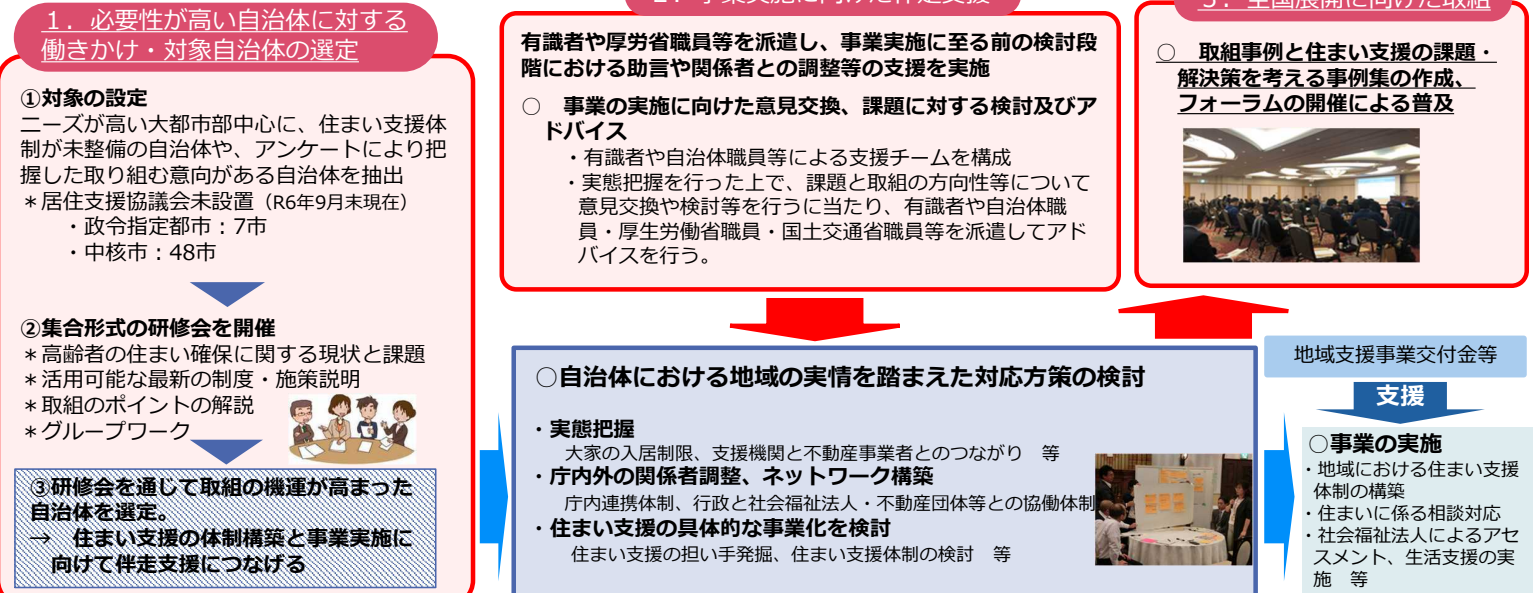
老健局高齢者支援課（内線3981）

1 事業の目的

令和7年度当初予算案 25百万円（20百万円）※（）内は前年度当初予算額

- 単身高齢者の増加、持ち家率の低下により、都市部を中心に住宅確保が困難な高齢者に対する支援ニーズが高まることが想定される。
- 一方、高齢者の住まい支援に対しては、地域支援事業交付金を活用して自治体が取組むことができるが、実施している自治体が少ない。その理由として、自治体が高齢者の住まいニーズの把握が十分でないこと、取組の実施にあたり、行政内の住宅部局と福祉部局、地域の社会福祉法人と不動産業者等といった多岐にわたる関係者との調整が困難であるため、検討が進まないとの意見がある。
- 令和7年度には、厚労省が共管となる改正住宅セーフティネット法の施行など、制度的枠組みが整うことから、特に高齢者福祉に関わる行政や支援機関の職員等に対して関連制度等の周知の徹底を図るとともに、課題が多い大都市部を中心に、住まい支援体制の構築を強力に推進する必要がある。
- そこで、本事業においては、大都市部を中心に働きかけを行うとともに、特に、機運が高まった自治体に対してアウトリーチ的に伴走支援を行い、単身高齢者等に対する総合的・包括的な住まい支援の全国展開を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等



令和5年度 厚生労働省「高齢者住まい・生活支援伴走支援プロジェクト」支援団体一覧

【自治体】

自治体	応募部局	応募概要
愛媛県宇和島市 〔継続〕	福祉部局	➤ 住まいに関する問題への対応件数も少なく、市内の居住支援に対する問題意識がそれほど高くない。特に福祉部局と不動産業者との連携機会がない。 ➤ 不動産関係団体や不動産業者、居住支援法人への関心を持つ社会福祉法人やNPO等と連携した支援体制を構築したい。そのため、関係者間で意識合わせや困り事等を共有できる勉強会・意見交換会を開催したい。
山口県長門市・ 山口県	市:福祉部局 県:住宅部局	➤ 重層的支援体制整備事業(令和4年度～)に取り組み、入口の相談体制を整えたが、不動産業者との連携など居住支援の出口部分の重要性を再認識した。 ➤ 空き家の利活用、緊急連絡先・身元引受人・残置物など、関係機関等での課題共有と解決策を検討したい。体制構築に向け、勉強会など市内の問題意識の共有、行政・社協・社会福祉法人・不動産業者との意見交換会を行いたい。

【法人】

団体	所在地	応募概要
稲沢市社会福祉協議会 〔令和3年度採択団体〕 (居住支援法人)	愛知県稲沢市	➤ 居住支援法人(令和4年指定)として支援に携わり、地域の中では「住まいに関する相談は社協に」が浸透しつつあるが、受入れ側の不動産業者やオーナーへの周知が不足している。居住支援法人としての取組強化、社協内部や行政、不動産業者との連携強化を図りたい。 ➤ 行政、不動産業者、債務保証会社、社協等との勉強会、意見交換会の開催にあたって支援してほしい。
安来市社会福祉協議会 (居住支援法人)	島根県安来市	➤ 居住支援法人(令和5年指定)として、まずは福祉部局と住宅部局との連携の「場」づくりを行い、そのうえで連携会議体を設置、不動産団体や介護サービス事業所、民生委員等の関係機関における居住支援の理念共有、居住支援協議会の設置に向けた機運醸成に取り組みたい。 ➤ 「安来市居住支援関係機関連絡会議(仮称)」の設置、居住支援に関するセミナー開催にあたって支援してほしい。
株式会社上原不動産 〔継続〕 (居住支援法人)	山口県下関市	➤ 居住支援法人(令和3年指定)だけができる居住支援の仕組みではなく、他の不動産業者も支援に携われるよう、居住支援の対応フロー(下関モデル)を作成し、勉強会等を開催して不動産業者間で共有したい。 ➤ 行政との連携は、事案が発生したときに、その場の対応になる。県の後押しもあるので、行政を巻き込みながら支援のあり方を考えたい。
株式会社レキオス (居住支援法人)	沖縄県那覇市	➤ 居住支援法人(令和3年指定)として、家主・不動産業者を対象とした勉強会の開催実績もあり、地域包括支援センターと連携した相談対応の実績もある。それらを踏まえ、行政への働きかけを強化したい。 ➤ 地域包括支援センターを中心とした一元的な相談窓口の開設、小地域での体制構築を目指したい。 ➤ 福祉部局(地域包括)にヒアリングし、現状の把握と課題の整理を行い、それを基に住宅部局と協議していきたい。
社会福祉法人 岐阜老人ホーム	岐阜県岐阜市	➤ 養護老人ホームの契約入所、措置による短期宿泊事業、法人独自の短期利用(一時的な利用・保護)を提供。 ➤ 行政や岐阜市社会福祉法人連絡会(約30法人が加盟)に働きかけ、地域の居住支援法人や支援団体等と住まい支援体制の構築を目指したい。

8. 介護現場の生産性の向上について

(1) 介護現場の生産性の向上の取組の全国展開

2040 年に向けて生産年齢人口の減少と高齢化の進展に伴う介護ニーズの増大が見込まれる中、介護人材の確保が喫緊の課題である。介護職員の処遇改善を進めることに加え、介護テクノロジーの導入等により、介護サービスの質を確保するとともに、職員の負担軽減に資する介護現場の生産性向上の取組を推進することが重要である。そのため、これまで介護テクノロジーの導入や、開発・実証・普及の各段階で事業者支援拠点の整備、介護助手の活用など様々な支援施策を行ってきたところである。

令和 5 年 12 月に、総理を議長とするデジタル行財政改革会議の議論を踏まえ、生産性向上の推進に関する各種取組の進捗を適切に把握し、必要な見直しに繋げるための数値目標を定めた「介護分野における K P I」を策定するとともに、令和 6 年 9 月にデジタル庁等のホームページにいわゆる「ダッシュボード」として公開し、テクノロジーの普及率等の現在の取組の進捗状況の見える化に着手したところ。

K P I の 1 つとして、令和 8 年度までに全ての都道府県でワンストップ型の総合相談窓口の設置等を目標に掲げており、地域医療介護総合確保基金を活用した「介護生産性向上推進総合事業」により、各都道府県において戦略的に取組を推進するための、地域の関係者が参画した協議体である介護現場革新会議の実施や、様々な支援・施策を総合的・横断的に一括して取り扱い、適切な支援につなぐワンストップ型の総合相談窓口の運営等の支援を実施している。令和 6 年度においては 31 の都道府県に総合相談窓口が設置された。

未設置の各府県におかれては、本事業の早期の開始についてご協力をお願いする。また、2026 年度までの設置が難しい府県については、先の介護保険法の改正により、都道府県に対して生産性向上の取組の促進に関する努力義務が課されたところであるが、当該努力義務の規定を踏まえた府県の対応方針について、今後ヒアリング等により状況を伺うことを予定している。

また、令和 7 年度「介護生産性向上推進総合事業」では、各都道府県における総合相談窓口の運用等に関する K P I の設定と進捗管理を新たに補助要件に設定する予定としている。K P I については、各自治体の介護現場革新会議で議論いただくほか、各ブロック担当者連絡会での報告をお願いする予定であるので、適切な指標の検討と管理をお願いしたい。

なお、本事業の開始にあたっては、厚生労働省としても、各都道府県の担当者との連絡会議や総合相談窓口のアドバイザーに向けた研修会の実施などのサポートを実施している。また、令和 7 年度においては厚生労働省委託事業において「介護分野における K P I」の詳細データを分析し、分析データを都道府県へ提供するなど、更にサポートを充実させる予定であるので、都道府県における生産性の向上の取組を推進するにあたって、適宜ご活用いただきたい。

< デジタル行財政改革会議（内閣官房ホームページ） >

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_gyozakaikaku/index.html

<介護現場の生産性向上に関するダッシュボード（デジタル庁ホームページ）>
<https://www.digital.go.jp/resources/govdashboard/nursing-care-productivity>
<介護分野における生産性向上の取組の支援・普及に向けた推進体制について>
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001260880.pdf>

（２）令和６年度補正予算「介護テクノロジー導入・協働化等支援事業」の積極的な活用について

生産性向上に向けた取組を強力に推進するため、令和６年度補正予算において 200 億円を計上しており、本省において全額を令和７年度に繰り越した上で本事業を実施する予定である。

本事業は、

- ①事業所の業務効率化に向けた課題解決を図るための業務改善支援及びこれと一体的に行う介護テクノロジー等の導入支援
- ②都道府県等が主導して、複数の事業所における機器の導入やケアプランデータ連携システムの活用等の地域の事業所に対する面的な支援
- ③小規模事業者を含む事業者グループによる経営の協働化・大規模化を通じた職場環境改善に対する支援

のメニューを設けている。地域医療介護総合確保基金を活用した事業と比較し、国庫補助率の引き上げ（ $2/3 \rightarrow 4/5$ ）や事業所の負担割合引き下げ（ $1/2 \rightarrow$ 最大 $1/5$ ）など、事業所負担の軽減を図ることで介護現場の生産性向上の取組を強力に推進することとしている。

また、（公財）テクノエイド協会が提供する「福祉用具情報システム」に、厚生労働省が行う導入支援の対象となりうる機器が掲載されているため、審査の省力化の観点からご活用いただきたい。

令和７年度地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）については、令和６年度補正予算の措置等を踏まえた必要額を計上しており、限られた予算を適切に執行する観点から、各都道府県におかれては令和６年度補正予算による措置の活用を優先して検討いただきたい。やむを得ず地域医療介護総合確保基金により介護テクノロジーの導入支援を実施する場合においても、本事業における「地域における介護現場の生産性向上推進事業」や「協働化・大規模化等による職場環境改善事業」について実施の検討をいただきたい。

なお、デジタル行財政改革の一環として設定したKPIを踏まえ、本事業により補助を受けた事業所に対しては、実施年度の内容について、補助を受けた翌年度から３年の間、補助を受けた事業所において効果を確認するための報告を求めることとしているので、ご了解願いたい。

（３）介護分野におけるテクノロジーの開発・導入・普及・活用の促進

生産性向上の取組を進める上で、介護現場のニーズを反映した介護テクノロジーの開発や普及に向けた実証を一層加速化させる必要があり、また、介護現場への導入にあたっては、現場における課題の洗い出しから適切な介護テクノロジーの選定、現場レベルでの業務オペレーションの変更まで、よりきめ細かな支援が重要だと考えている。

このような中、「介護ロボット等の開発・実証・普及広報のプラットフォーム事業」において、

- ① 介護ロボット等に関する介護施設等からの導入相談や、開発企業等からの実証相談へのきめ細かな対応（試用貸出や開発実証に係る補助金等の紹介、導入時の業務オペレーションに関する助言等）を行う「相談窓口（地域

- 拠点)」の設置や、都道府県が設置する総合相談センターへの助言等
- ② 開発実証のアドバイザーボード兼介護現場へ導入する前の先行実証フィールドとして「リビングラボネットワーク」の構築
 - ③ 介護現場での効果検証を行うために協力可能な介護施設を提供する等、介護現場での実証フィールドの整備
- を行うことにより、介護ロボット等の開発・実証・普及広報のプラットフォームを構築してきた。

令和7年度においては、開発・実証・普及広報のプラットフォームを発展的に見直し、CARISO (CARE Innovation Support Office) を立ち上げ、スタートアップ支援を専門的に行う窓口設置を含め、研究開発から上市に至るまでの各段階で生じた課題等に対する総合的な支援を行う予定である。CARISO の立ち上げ後に改めてご案内する予定のため、産業振興担当部局等と連携しながら、各都道府県下の介護テクノロジー開発企業に CARISO の設立について周知にご協力いただくとともに、ワンストップ窓口テクノロジー関係のスタートアップ企業から相談が寄せられた場合には CARISO につないでいただくようお願いする。

介護テクノロジーの開発・導入・普及・活用に関する最新の情報は、下記厚生労働省のホームページにおいて掲載しているので、参考とされたい。また、テクノロジーの効果的な活用事例についても同様に、厚生労働省ホームページ内、生産性向上ガイドラインにおいて記載しており、積極的な活用・周知をお願いしたい。

<介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン(厚生労働省ホームページ)>

<https://www.mhlw.go.jp/kaigoseisansei/index.html>

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei.html>

<介護分野の生産性向上～お知らせ～(厚生労働省ホームページ)>

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei-information.html>

<介護分野における生産性向上ポータルサイト(厚生労働省ホームページ)>

<https://www.mhlw.go.jp/kaigoseisansei/pf/livinglab/info.html>

(4)「介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰及び厚生労働大臣表彰」を通じた好事例の普及促進

令和5年度より、「職員の待遇改善、人材育成及び介護現場の生産性向上への取組が特に優れた介護事業者を表彰し、その功績をたたえ、広く紹介することを通じ、もって、介護職員の働く環境改善を推進する」ことを目的として、「介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰及び厚生労働大臣表彰」を実施している。2回目となる今年度は、内閣総理大臣表彰1事業者、厚生労働大臣表彰優良賞5事業者を含む合計69事業者を表彰した。今年度末に事例集を作成するので、昨年度の事例集と併せ、介護の生産性向上、職員の待遇改善の取組の推進に当たっての具体的事例として参考にしていただきたい。

また、今年度は42の都府県から推薦いただいたが、令和7年度は全都道府県からの推薦をいただけるよう、厚生労働省における全国公募の導入や、訪問・通所系サービスを対象とした表彰を設ける等、間口を拡げるため見直しを行っている。本表彰への都道府県からの推薦の締め切りは本年3月末としており、詳細は別途通知等でご依頼しているが、本表彰の趣旨をご理解いただき、全都道府県から推薦をいただけるよう、ご協力をお願いする。

<表彰の概要(厚生労働省ホームページ)>

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-hyosyo-top.html>

(5) ケアプランデータ連携システムの利用促進について

公益社団法人国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）において令和5年4月より本格運用を開始している「ケアプランデータ連携システム」は、居宅介護支援事業所及び居宅サービス事業所において毎月行われている居宅サービス計画等のやり取りにおける業務負担軽減、文書量削減に大きく寄与するものであり、かつ、電子請求受付システムの事業所認証を活用した高いセキュリティを実現したシステムである。

本システムを活用して効果的にデータ連携を行うためには、地域で多くの事業者が利用するよう、面的な普及促進が必要である。そのため、デジタル行財政改革の一環として、ケアプランデータ連携システムの普及に関するKPIを設定し、2026年度までに、「管内事業者が利用している市区町村の割合」が80%（現時点で40%）、「管内事業者が3割以上利用している市区町村の割合」が50%に達成することを政府の目標として掲げている。

また、令和5年5月19日に公布された「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」(令和5年法律第31号)により構築が進められている介護情報基盤において共有される介護情報にはケアプラン情報も含まれており、介護情報基盤におけるケアプラン情報の活用のために、本システムの利用促進が不可欠であり、「介護情報基盤の活用を見据えた「ケアプランデータ連携システム」の利用促進について」(令和7年2月6日老発0206第1号厚生労働省老健局長通知)においてケアプランデータ連携システムの利用促進を促している。

こういった動向を踏まえ、令和6年度補正予算においては、①1年間のフリーパス（無償期間）の設定 ②ケアプランデータ連携システムの活用促進モデル地域づくり事業の拡充 ③介護テクノロジー定着支援事業における同システムの利用促進 等、本システムの利用促進施策を強化している。

①については、3月3日より、フリーパスの開始時期は本年6月1日で、令和7年5月31日までに新規申請・更新の手続きをした後の1年間をフリーパス期間とすること等、国保中央会による情報提供を開始した。3月14日には、手続方法等フリーパスに関する詳細を説明するオンライン説明会を開催する予定である。また、同日、フリーパス特設サイトを設置し、必要な情報提供を開始するので、ご活用いただきたい。

②については、令和6年度は16道府県で実施されたが、令和7年度はより多くの都道府県に検討いただいている。ついては、本事業の趣旨をご理解いただくとともに、都道府県におかれては管内市区町村の意向を十分確認の上、積極的な実施をお願いする。

③については、居宅介護支援事業所及び居宅サービス事業所等が補助を受ける場合に、令和7年度中に本システムの利用を開始することを要件とする他、介護ソフトの要件として、最新版の「ケアプランデータ連携標準仕様」に準じたCSVファイルの出力・取込機能を有しており、ケアプランデータ連携システムの活用促進のためのサポート体制が整っていることとしている。

介護情報基盤の活用やデジタル行財政改革におけるKPIを達成するためには、都道府県や市区町村が主導した面的な普及促進策が有効である。管内市区町村や介護事業所のニーズを適切に把握しつつ、本システムの利用促進に向けた積極的

な取組をお願いする。

以下のサイトで情報を掲載しているのでご活用いただくとともに、管内市区町村及び管内事業所に対して積極的に情報提供願いたい。

＜ケアプランデータ連携システム（公益社団法人国民健康保険中央会ホームページ）＞

<https://www.kokuho.or.jp/system/care/careplan/>

＜ケアプランデータ連携システムヘルプデスクサポートサイト（ヘルプデスクサポートサイトホームページ）＞

<https://www.careplan-renkei-support.jp/index.html>

・広報ツール、シュミュレーションツールの配布、本システムにおける活用事例の紹介等

＜ケアプランデータ連携システム利用状況（福祉・保健・医療の総合情報サイト「WAM NET」ホームページ）＞

<https://www.wam.go.jp/wamappl/kpdrsys.nsf/top>

・市区町村ごとの本システムの利用事業所の情報を掲載

（６）電子申請・届出システムの利用促進について

介護分野の文書負担軽減を実現するため、厚生労働省においては、電子申請・届出システムを構築し、令和４年１０月から地方公共団体における運用を順次開始した。

令和５年３月に、介護保険法施行規則の一部を改正する省令（令和５年厚生労働省令第４６号。以下「改正省令」という。）等が公布され、指定申請等については、本システムの使用を基本原則化することとしており、令和７年度末までに全ての地方公共団体で利用開始することとしている。

したがって、令和７年度には全ての各地方公共団体が本システムの利用開始準備を完了させる必要がある。令和７年２月６日時点調査では、全１,７８８地方公共団体中、４５７団体が利用開始済みであるが、６７９団体はシステムの利用準備は整っているものの実際の利用に至っていない。また、６１８団体が利用準備手続中、３４団体が令和７年度夏以降の利用開始として準備未着手といった状況である。

各都道府県におかれては、令和８年度からは全事業所が原則として本システムを使って指定申請等を行うといった改正省令等の趣旨を再度ご認識いただき、管内全ての指定権者の令和７年度早い段階での利用開始を強く促すようお願いする。

なお、既に利用開始している指定権者の中で、全ての申請・届出をオンラインで受付けているのは、東京都武蔵野市や茨城県鹿嶋市などごく一部にとどまっており、ほとんどの指定権者では、未だに紙による申請・届出が主流のままである。令和８年度からは全ての申請・届出が原則として本システムにより行われることになることを再度ご認識いただき、確実に本システムの利用準備を進めていただきたい。

また、本システムは、都道府県等の「介護事業所台帳管理システム」とシステム間連携やファイル登録により、必要なデータの同期を取る機能を有している。そのことにより、次回の更新申請や変更届時に必要な情報をプリセットし、事業所の入力負担軽減を図ることとしている。さらに、毎年度、介護事業所に報告を求めている「介護サービス情報公表システム」においても、必要な情報をプリセットすることとしている。各指定権者におかれては、介護事業所の入力負担軽減のために、本機能を活用いただき、本システムに事業所台帳管理システムのデータを同期していただくよう、お願いする。

なお、本システムの運用にあたっては、以下を参考にしていきたい。

＜介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入、文書標準化（厚生労働省ホームページ）＞

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>

介護職員の働く環境改善に向けた政策パッケージについて

令和4年12月23日 厚生労働省

- 持続的な介護職員の待遇改善を実現するためには、個々の事業者における経営改善やそれに伴う生産性の向上が必要であり、具体的には、取組の横展開や働きかけの強化等、総合的に取り組むことが重要。
- 中小事業者も多い、介護事業者の職場環境づくりを全政府的な取組と位置づけ、自治体や事業者も巻き込んで推進し、その成果を、従業員の賃金に適切に還元していただくことについて期待。

(1) 総合的・横断的な支援の実施

① 介護現場革新のワンストップ窓口の設置

事業者への様々な支援メニューを一括し、適切な支援につなぐワンストップ窓口を各都道府県に設置。中小企業庁の補助金の活用促進。

② 介護ロボット・ICT機器の導入支援

課題に対応した代表的な導入モデルを紹介するとともに、①のワンストップ窓口と連携して、相談対応、職員向け研修など伴走支援を進める。

(2) 事業者の意識改革

③ 優良事業者・職員の表彰等を通じた好事例の普及促進

職員の待遇改善・人材育成・生産性の向上などに取り組む事業者・職員を総理大臣が表彰等する仕組みを早期に導入し、優良事例の横展開を図る。

④ 介護サービス事業者の経営の見える化

介護サービス事業者の財務状況や処遇改善状況の見える化を進め、経営改善に向けた動機付けを進める。

(3) テクノロジーの導入促進と業務効率化

⑤ 福祉用具、在宅介護におけるテクノロジーの導入・活用促進

在宅介護の情報共有や記録の円滑化などについて、調査研究を進め、活用を促進する。また、福祉用具貸与等の対象種目の追加について、評価検討を進める。

⑦ 職員配置基準の柔軟化の検討

実証事業などでのエビデンス等を踏まえつつ、テクノロジー導入に先進的に取り組む介護施設における職員配置基準（3:1）の柔軟な取扱い等を検討。

⑥ 生産性向上に向けた処遇改善加算の見直し

未取得事業者の取得促進を図るとともに、加算手続の簡素化や制度の一本化について検討。

⑧ 介護行政手続の原則デジタル化

今年10月から運用開始した電子申請・届出システムの利用原則化に取り組む。

介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務

改正の趣旨

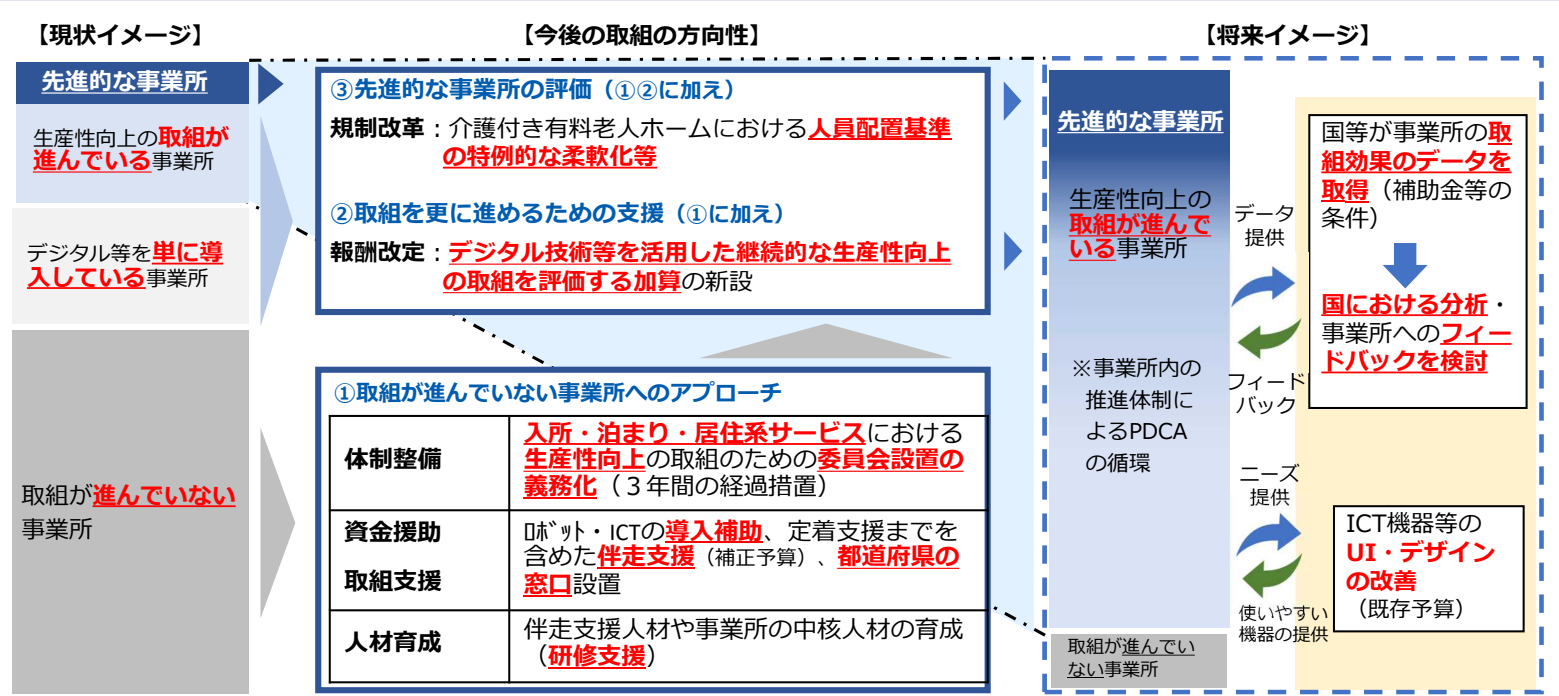
- ・ 介護現場において、生産性向上の取組を進めるためには、一つの介護事業者のみの自助努力だけでは限界があるため、**地域単位で、モデル事業所の育成や取組の伝播等を推進していく必要がある**。一方、事業者より、「地域においてどのような支援メニューがあるのか分かりにくい」との声があるなど、**都道府県から介護現場に対する生産性向上に係る支援の取組の広がり**が限定的となっている実態がある。
- ・ 都道府県を中心に一層取組を推進するため、**都道府県の役割を法令上明確にする改正を行うとともに、都道府県介護保険事業支援計画において、介護サービス事業所等における生産性向上に資する事業に関する事項を任意記載事項に加える改正を行う**。

改正の概要・施行期日

- ・ **都道府県に対する努力義務規定の新設**
都道府県に対し、介護サービスを提供する事業所又は施設の生産性の向上に資する取組が促進されるよう努める旨の規定を新設する。
- ・ **都道府県介護保険事業支援計画への追加**
都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項に、介護サービス事業所等の生産性の向上に資する事業に関する事項を追加する。
※ 市町村介護保険事業計画の任意記載事項についても、生産性の向上に資する都道府県と連携した取組に関する事項を追加する。
- ・ 施行期日：令和6年4月1日

介護分野におけるデジタル行財政改革の方向性

- デジタル技術の導入支援や相談窓口の設置など様々な支援を行っており、生産性向上が進む事業所がある一方で、取組が幅広く普及しているとは言えない状況である。
- このため、①補正予算を含む財政支援、②介護報酬改定において生産性向上の取組を促進、③人員配置基準の柔軟化等で先進的な取組を支援、④明確なKPIでPDCAサイクルを回すことなどに取り組む。



1 事業の目的

- ・都道府県が主体となった介護現場の生産性向上を推進する取組の広がりは限定的であり、また、既存の生産性向上に係る事業は数多くあるものの、実施主体や事業がバラバラであり、一体的に実施する必要がある。
- ・このため、都道府県主導のもと、介護人材の確保・処遇改善、介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入、介護助手の活用など、介護現場の革新、生産性向上に関する取組について、ワンストップ型の総合的な事業者への支援を可能とする「介護生産性向上推進総合事業」を実施し、様々な支援・施策を一括して網羅的に取り扱い、適切な支援につなげる。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

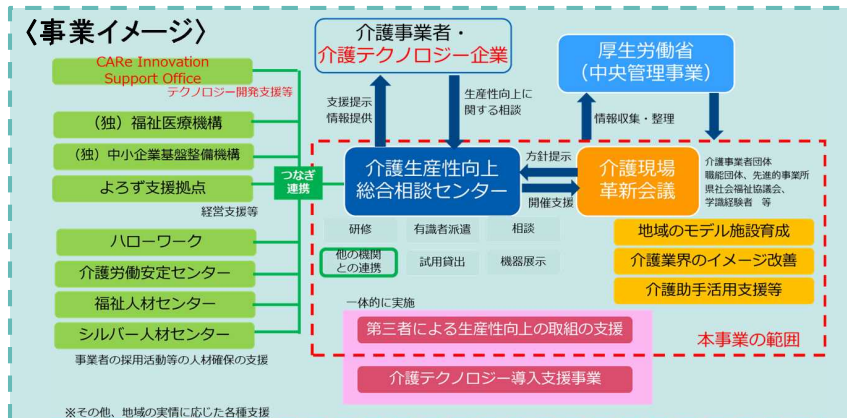
- ・都道府県が主体となり、「介護生産性向上総合相談センター」を設置。介護現場革新会議において策定する基本方針に基づき、介護ロボットやICTの導入その他生産性向上に関する支援・施策を実施するほか、人材確保に関する各種事業等とも連携の上、介護事業者等に対し、ワンストップ型の相談支援を実施する。

【實施事項(必須)】

- (1) 介護現場革新会議の開催
- (2) 介護生産性向上総合相談センターの設置
(介護ロボット・ICT等に係る相談窓口事業)
- (3) 人材確保、生産性向上に係る各種支援業務との連携

【実施事項(任意)】

- (4) 介護事業所の見える化に関する事業
(5) その他地域の実情に応じた各種支援事業



令和5年度センター設置実績：5道県

※改正介護保険法により、都道府県が介護現場の生産性向上を推進する努力義務規定が令和6年4月から施行

介護生産性向上総合相談センター設置状況（令和7年1月時点）

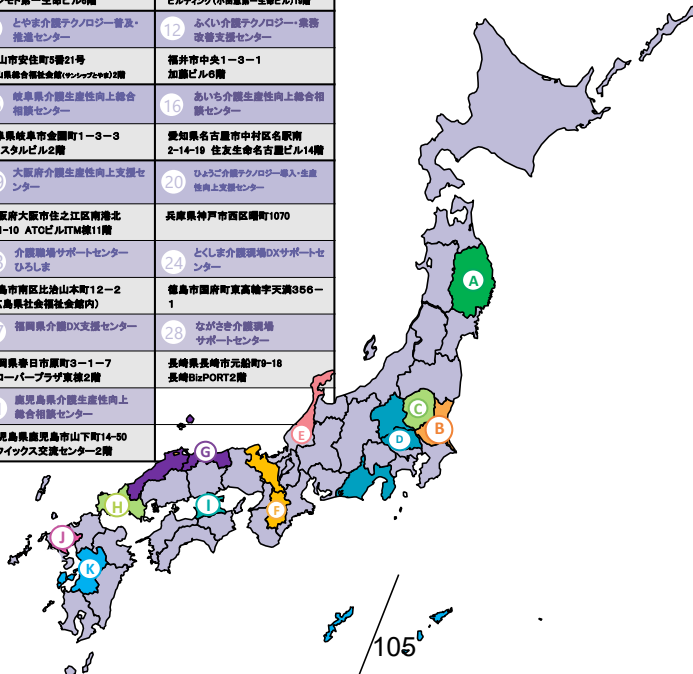
■介護生産性向上総合相談センター

北海道府県が設置するワンストップ型の窓口。地域の実情に応じた相談対応や研修会、介護現場への有識者の派遣、介護ロボット等の機器展示や試貸出対応を実施。また、経営支援や人材確保支援に対応するため、関係機関（よろず支援拠点・ハローワーク・介護労働安定センター等）へのつなぎ連携も実施している。令和8年度までに全都道府県に設置予定。

介護生産性向上総合相談センター(設置済)

北海道通訳ボランティア普及推進センター	4 おおひろ介護生産性向上総合支援センター	3 宮城県介護事業所支援振興センター	4 あきた介護療養所カインゼンサポートセンター
道庁札幌市中央区北2条西7丁目8からでる2,7	青森県青森市中央3丁目20-30 県民福祉プラザ4階	宮城県社会政策課 介護人材関係推進室	秋田市内所野下通5-1-1 秋田県中央地区シルバーエリア
11 山形県介護生産性向上総合支援センター	6 ふくしま介護生産性向上支援センター	7 千歳県介護施設振興アップセンター	8 介護療養所サポートセンターTO KYO
県庁1階 平日4月7日2-6	磐前山田町千瀬水田27-8 ふくしま医療福祉開発支援センター	千歳市中央区中央3-3-1 フジモリ第一生命ビル4階	新潟県長岡市2丁目7番1号 新第一生命ビル5F(1Fは旧第一生命ビル)4階
10 神奈川県介護生産性向上総合支援センター	10 新潟県介護現場DX・業務改善サポートセンター	11 上野市アーク/ロジエ普及・推進センター	12 新潟県長岡市2丁目7番1号 新第一生命ビル5F(1Fは旧第一生命ビル)4階
横浜市中区山下町23番地 土地山下ビル6階	新潟市中央区桑山2-4-1 桑山302ビル6階	富山市安住町8番21号 富山県介護施設支援センター2F(2Fは2階)	福井市中央1-3-1 加藤ビル6階
13 山形県介護福祉支援センター	14 長野県介護・障がい福祉生産性向上総合支援センター	15 岐阜県介護生産性向上総合支援センター	16 あいち介護生産性向上総合支援センター
県庁1階市庁舎北1-12 県民福祉プラザ1階	長野県長野市南町1082 ND南町ビル2階	岐阜県岐阜市金屋町1-3-3 クリスナルビル2階	愛知県名古屋市中村区名駅南 2-14-10 住友生命名古屋ビル14階
みえ介護生産性向上支援センター	18 滋賀県介護現場革新サポートセンター	19 大塚市介護生産性向上支援センター	20 山梨県アーク/ロジエ導入・生産性向上支援センター
市東町3-243 第三ビル606	滋賀県草津市笠山7-8-138	大塚市大塚市住之江区南港北2-1-10 ATOCビル4階11階	兵庫県神戸市西區曙町1070
21 和歌山県介護生産性向上総合支援センター	22 岡山県介護生産性向上総合支援センター	23 介護療養所サポートセンターひらしま	24 としまえ介護現場DXサポートセンター
岡山県岡山市平野2丁目1-2 県民交流プラザ岡山ビル7階	岡山市北区御幸1-1-11 住友生命岡山ビル15階	広島市南区比治山北12-2 (広島県社会福祉会館内)	徳島市国府町東高輪平天満356-1
25 愛媛県介護生産性向上総合支援センター	26 こうべ介護生産性向上総合支援センター	27 福岡県介護DX支援センター	28 ながさき介護現場サポートセンター
山口市一番街1丁目14番10号 ビル4・4階	高知県高知市東町2-28 高知中央ビル3・4・5・6・7階	福岡県東区市東3-1-7 コローバリープラザ東3階2階	長崎県長崎市天神町3-18 長崎BizPORT 2階
29 大分県介護DXサポートセンター	30 みやがき介護生産性向上総合支援センター	31 鹿児島県介護生産性向上総合支援センター	
分庁大分市明野路3丁目4番1号	宮崎県宮崎市高千穂通2-1-12 第三ビル4階	鹿児島県鹿児島市山下町14-50 鹿児島交流センター2階	

※介護生産性向上総合相談センター
に関し、令和6年度中に開設予定が
ない都道府県についても、令和7年
度以降に設置予定



■介護ロボット・ICT相談窓口（11カ所）

A 公益財団法人 いきいき岩手支援財団 岩手県高齢者総合支援センター	B 公益財団法人介護労働安定センター-茨城支部 介護ロボット-IOT相談窓口
岩手県盛岡市本町通3丁目19-1 岩手県福祉総合相談センター3階	茨城県水戸市南町3丁目4番10号 水戸FFセンタービル
C とちぎ福祉プラザモデルルーム福祉用具・介護ロボット相談・活用センター	D 社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会 介護すまいる館
栃木県宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ1F	埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-6 5
E 公益財団法人介護労働安定センター-福井支部 介護ロボット-IOT相談窓口	F 公益財団法人介護労働安定センター-奈良支部 介護ロボット-IOT相談窓口
福井県福井市中央1丁目3-1 加藤ビル6階	奈良県奈良市大宮町4-266-1 三和大宮ビル2階
G 公益財団法人介護労働安定センター-鳥取支部 介護ロボット-IOT相談窓口	H 公益財団法人介護労働安定センター-山口支部 介護ロボット-IOT相談窓口
鳥取県鳥取市扇町116 田中ビル2号館2階	山口県山口市穂積町1-2 リバーサイドマンション山陽Ⅱ2F
I 公益財団法人介護労働安定センター-香川支部 介護ロボット-IOT相談窓口	J 公益財団法人介護労働安定センター-佐賀支部 介護ロボット-IOT相談窓口
香川県高松市寿町1丁目3番2号 日進高松ビル6階	佐賀県佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル8F
K 公益財団法人介護労働安定センター-熊本支部 介護ロボット-IOT相談窓口	※国の事業で設置された10(都道府県の準備ができた) 次第、介護生産性向上に 相談センターへ移行)
熊本県熊本市中央区花畑町1-1 大樹生命館ビル2F	

※国の事業で設置された窓口(都道府県の準備ができ次第、介護生産性向上総合相談センターへ移行)

① 施策の目的

・介護サービス需要の増加への対応や介護人材の確保が喫緊の課題となっており、サービス提供の存続にも関わる重要な問題である。特に小規模法人を中心に、従来の方法や単独では必要な人材確保が難しい法人も多く、経営の効率も悪くなるという悪循環に陥りがちである。
・また、デジタル行財政改革会議において、デジタル(中核)人材育成数や、ICT・介護ロボットの導入事業者割合、ケアブランドデータ連携システム普及の割合等のKPIを設定しており、都道府県におけるワンストップ窓口と連携しつつ、介護現場の生産性向上に向けてテクノロジー導入等の支援を行う必要がある。
・こうした状況を踏まえ、介護現場の生産性向上の取組や、経営の協働化・大規模化等を通じた職場環境改善に取り組む介護サービス事業者に対する支援を行う。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

・生産性向上の取組を通じた職場環境改善について、ICT機器本体やソフト等の導入や更新時の補助に加え、それに伴う業務改善支援や地域全体で取り組む機器導入等に対する補助を行う。また、小規模事業者を含む事業者グループが協働して行う経営や職場環境の改善の取組に対して補助を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(1) 生産性向上の取組を通じた職場環境改善

① 生産性向上に資する介護ロボット・ICTの導入や更新
・事業所の業務効率化に向けた課題解決を図るための業務改善支援及びこれと一体的に行う介護ロボット・ICTの導入や更新に対する支援

② 地域全体で生産性向上の取組を普及・推進する事業の実施
・地域の複数事業所における機器の導入に向けた研修や、地域のモデル施設の育成など、都道府県等が主導して面で生産性向上の取組を推進
・都道府県等が主導して、ケアマネ事業所と居宅サービス事業所の間でのケアブランドデータ連携システム等の活用を地域で促進し、データ連携によるメリットや好事例を収集

(2) 小規模事業者を含む事業者グループが協働して行う職場環境改善
・人材募集や一括採用、合同研修等の実施、事務処理部門の集約、協働化・大規模化にあわせて行う老朽設備の更新・整備のための支援 等

【事業スキーム】

国

都道府県

市町村

事業者

【実施主体】

都道府県 (都道府県から市町村への補助も可)

【負担割合】

(1)①、(2)・・・国・都道府県3／4、事業者1／4
(要件によっては国・都道府県1／2、事業者1／2)

(1)②・・・国・都道府県 10／10

(1)①及び(2)を実施する場合・・・
国・都道府県4／5、事業者1／5

※国と都道府県の負担割合は以下のとおり

(1)①、(2)・・・国4／5、都道府県1／5

(1)②・・・国9／10、都道府県1／10

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

・生産性向上の取組や経営の協働化・大規模化等を通じた職場環境改善を推進することにより、介護人材の確保や介護サービスの質の向上に繋げていく。

【〇介護における介護テクノロジーの導入、協働化等の支援】

令和6年度補正予算額 5.8億円

老健局高齢者支援課
(内線3875)

施策名: 介護テクノロジー開発等加速化事業

① 施策の目的

介護現場において、テクノロジーの活用などによるサービスの質の向上や職員の負担軽減といった生産性向上の推進は喫緊の課題となっており、見守りセンサーやICT等といった生産性向上に効果的なテクノロジーの普及をより強力に進めていく。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		○

③ 施策の概要

地域における総合的な生産性向上の取組を推進するため、必要な支援(中央管理事業)を実施するとともに、開発・実証・普及広報のプラットフォームを発展的に見直し、CARISO(CARe Innovation Support Office)を立ち上げ、スタートアップ支援を専門的に行う窓口設置を含め、研究開発から上市に至るまでの各段階で生じた課題等に対する総合的な支援を行う。また、介護現場における更なるテクノロジーの活用推進について、単なる効率化ではなくケアの質の向上に資する生産性向上の取組であることが重要であり、実証により更なるエビデンスの充実を図る。さらに、大阪・関西万博での効果的な取り組みの情報発信に係る展示を実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

開発・実証・普及広報のプラットフォームを発展的に見直し、介護現場・ロボット開発企業の双方に対する一元的な相談窓口(地域拠点)、開発機器の実証支援を行うリビングラボのネットワーク、介護現場における実証フィールド、ニーズ・シーズマッチング支援、スタートアップ支援、使いやすい機器の提供に向けた支援からなるCARISOを立ち上げる。

介護生産性向上総合相談センター(基金事業)

つなぎ連携

CARISO

相談窓口
【全国10カ所】

介護テクノロジーに関する介護施設等からの導入相談、開発企業等からの実証相談対応

スタートアップ支援窓口

スタートアップ等の開発企業からの相談対応

ニーズ・シーズマッチング支援

介護現場における課題やニーズを収集・公開し、企業同士等のマッチング支援等を実施

スタートアップ支援

助言、支援策・投資家へのつなぎや表彰等、MEDISOに準じた支援を実施

介護現場における実証フィールド

全国の介護施設の協力による大規模実証フィールドを提供

リビングラボ

開発企業等の研究開発から上市に至るまでの各段階で生じた課題等にきめ細かく対応

使いやすい機器の提供に向けた支援

UIやUDXに配慮した使いやすい機器の提供に向けた助言等の支援を実施

【令和6年度補正予算の主な実施内容】

○開発・実証・普及広報のプラットフォーム事業の見直し等
・地域における生産性向上の取組に関する支援(国における情報収集・提供・調査研究等)
・CARISOの立ち上げ準備
・大阪・関西万博での効果的な取り組みの情報発信に係る展示の実施

○実証事業
・更なるエビデンスの充実に向けた、テクノロジーの導入等による生産性向上に関する実証

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

介護現場におけるテクノロジーへの理解を促進し、開発企業が介護ロボット市場に参入しやすい環境を整備し、介護現場の生産性向上を加速化させつつ、更なるテクノロジーの活用推進についてのエビデンスの充実を図る。

106

令和7年度介護職員の働きやすい職場環境づくり 内閣総理大臣表彰及び厚生労働大臣表彰

1. 表彰の目的

介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰は、職員の待遇改善、人材育成及び介護現場の生産性向上への取組が特に優れた介護事業者を表彰し、その功績をたたえ、広く紹介することを通じ、もって、介護職員の働く環境改善を推進することを目的とする。

※併せて、厚生労働大臣表彰も実施

表彰実績

OR5年度：推薦件数 60件（31都県から） ▶ 選考結果：内閣総理大臣表彰 2件、厚生労働大臣表彰 4件、奨励賞 54件
OR6年度：推薦件数 71件（42都府県から） ▶ 選考結果：内閣総理大臣表彰 1件、厚生労働大臣表彰 5件、奨励賞 63件

2. 選考基準 ※事業者の取組内容等について以下の観点から審査

① 働きやすい職場環境づくりに資する取組であること

- （１）職員の待遇改善に係る取組がなされているか。特に入職率の増加や離職率の減少に資する取組として優れている取組を評価する。
- （２）人材育成に係る取組がなされているか。特に効果的な人材育成に資する取組として優れている取組を評価する。
- （３）介護現場の生産性向上に係る取組がなされているか。特に業務の役割分担、業務負担の軽減及びサービスの質の向上が図られている取組を評価する。
- （４）上記（１）～（３）の各取組について「取組の課題」、「取組時期」、「取組のプロセス」、「要したコスト」、「特筆すべきアピールポイント」及び「今後の展望」が具体的に記載されていること。

② 複数の課題に対して優れた取組を行っているか

③ 実効性のある取組であること

- ・①（１）～（３）の各取組について、その効果が取組前と取組後を比較し具体的に示されているか。
- ・①（１）～（３）の取組を複数行っている場合等、事業所において、その効果が取組前と取組後を比較し具体的に示されているか。

④ 持続性のある取組であること

- ・取組が一過性のものでなく、継続的に取り組む体制や仕組みが整備・検討されているか。等

⑤ 他の事業所での導入が期待される取組であること

- ・多くの事業所への横展開が期待できる取組であるか。
- ・取組を行おうとする他の事業所に対し、取組の経験のある職員の派遣、取組に係る視察の受け入れを行うなど、取組の横展開に協力的であるか。

3. 令和7年度表彰に向けた流れ・スケジュール

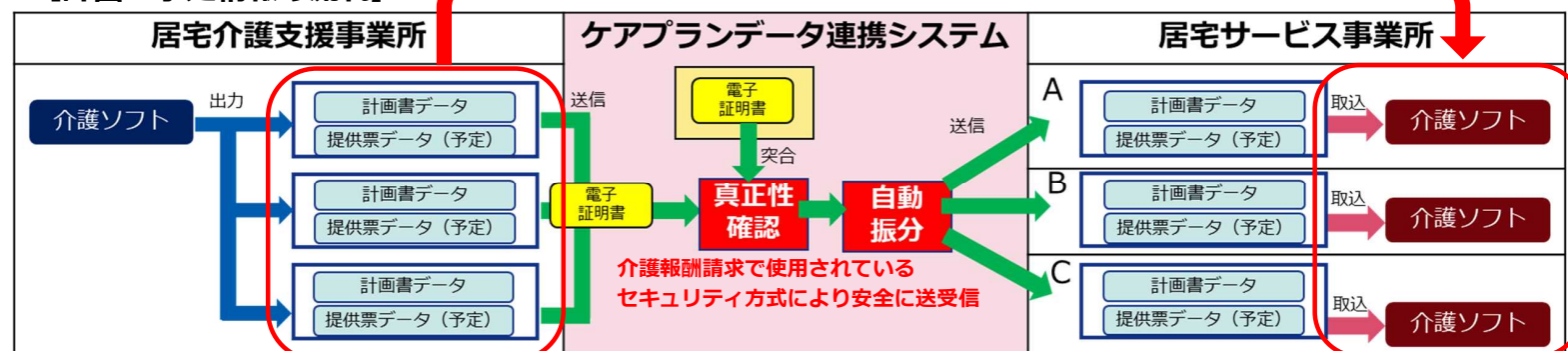
令和6年12月5日：（厚生労働省⇒各都道府県）表彰候補者の推薦依頼（原則として公募の実施を依頼）
：（厚生労働省）全国を対象とした自薦による公募受付開始

令和7年2月14日：（厚生労働省⇒各都道府県）厚労省事務局での公募受付〆切。受け付けた推薦調書は各都道府県へ順次送付
3月31日：（各都道府県⇒厚生労働省）都道府県からの推薦〆切。都道府県は審査基準を踏まえ表彰候補者を推薦
4～6月：（厚生労働省）選考委員会による選定
夏頃（目途）：表彰式（※令和6年度は9月3日に都内にて開催）

ケアプランデータ連携システムについて （令和5年度より国民健康保険中央会にて本格稼働）

これまで毎月紙でやり取りされ、介護事業所の負担が大きかったケアプラン（計画・予定・実績の情報）をオンラインで完結するシステムを提供。
「データ連携標準仕様」に対応した介護ソフトとの連携により、ケアマネ・サービス事業所共に転記不要による事務負担の軽減を実現。

【計画・予定情報の流れ】



※実績情報は逆の流れ（居宅介護支援事業所←居宅サービス事業所）となり、予定情報と同様、真正性確認の上、振分けられる。

ケアプランデータ連携システムで期待される効果

- 手間、時間の削減による **事務費等の削減**
- データ自動反映による従業者の「**手間**」の削減・効率化
- 作業にかける「**時間**」の削減
- 従業者の「**心理的負担軽減**」の実現
- 従業者の「**ライフワークバランス**」の改善
- 事業所の「**ガバナンス**」、「**マネジメント**」の向上



イメージキャラクター
ケアプー



ヘルプデスクサポートサイト

人件費 ¥95,218
※ケアマネジャーの平均給与から、作業に要する時間（52.4時間）を算定して算出

印刷費 ¥792
※用紙（700枚/月）、インク等
通信費 ¥1,826
※FAX通信費、インターネット接続費
郵送料 ¥2,220
※宅急便
交通費 ¥2,140
※公共交通機関利用料、ガソリン代
介護ソフト利用費 ¥31,417
※介護ソフトのライセンス料

令和7年度老人保健制度改正事業「介護分野の生産性向上に向けたICTの活用に関する調査研究」結果をもとに算出

毎月6.2万円分の人件費を他の業務に転嫁可能！
（74.4万円/年 相当）

- 新たな業務創出
- 利用者宅訪問
- アセスメント 等

【直接的な支出】
利用前 ¥38,395
利用後 ¥34,211
削減効果 ¥4,184/月
（¥50,208/年）

※この他、直間保証料等確保に要する費用等の削減も期待できる。

事業所全体の業務時間 401時間/月

毎月34.3時間分の業務を他の業務に転嫁可能！
（411.6時間/年 相当）→1ヶ月分以上の業務時間に相当

- 新たな業務創出
- 利用者宅訪問
- アセスメント 等

印刷 13.1%
事業所全体の提供票共有 業務時間 52.4時間/月
電子 4.5%
事業所全体の提供票共有 業務時間 18.1時間/月

令和7年度老人保健制度改正事業「介護分野の生産性向上に向けたICTの活用に関する調査研究」結果をもとに算出

『ケアプランデータ連携システム』の現状について

「ケアプランデータ連携システム」 利用申請累計件数（事業所ベース）

2025年1月31日 時点

	事業所数 (a) ※	利用申請 累計件数 (b)	(b)/(a) %
01北海道	7,416	415	5.6%
02青森	2,073	176	8.5%
03岩手	2,104	214	10.2%
04宮城	2,889	197	6.8%
05秋田	1,754	64	3.6%
06山形	1,668	160	9.6%
07福島	2,786	176	6.3%
08茨城	3,589	168	4.7%
09栃木	2,813	113	4.0%
10群馬	3,439	222	6.5%
11埼玉	7,320	386	5.3%
12千葉	7,631	403	5.3%
13東京	13,580	1,051	7.7%
14神奈川	10,237	759	7.4%
15新潟	2,876	168	5.8%
16富山	1,688	60	3.6%

	事業所数 (a) ※	利用申請 累計件数 (b)	(b)/(a) %
17石川	1,828	80	4.4%
18福井	1,535	196	12.8%
19山梨	1,401	87	6.2%
20長野	3,525	156	4.4%
21岐阜	3,108	292	9.4%
22静岡	5,055	497	9.8%
23愛知	9,286	723	7.8%
24三重	3,126	213	6.8%
25滋賀	2,209	179	8.1%
26京都	3,403	421	12.4%
27大阪	15,972	793	5.0%
28兵庫	7,732	634	8.2%
29奈良	2,425	216	8.9%
30和歌山	2,381	151	6.3%
31鳥取	948	250	26.4%
32島根	1,346	40	3.0%

	事業所数 (a) ※	利用申請 累計件数 (b)	(b)/(a) %
33岡山	3,041	163	5.4%
34広島	4,280	330	7.7%
35山口	2,238	129	5.8%
36徳島	2,066	97	4.7%
37香川	1,628	120	7.4%
38愛媛	2,627	149	5.7%
39高知	1,152	91	7.9%
40福岡	8,139	357	4.4%
41佐賀	1,487	42	2.8%
42長崎	2,455	197	8.0%
43熊本	3,417	216	6.3%
44大分	2,567	151	5.9%
45宮崎	2,224	125	5.6%
46鹿児島	2,779	247	8.9%
47沖縄	2,323	81	3.5%
合計	181,566	12,155	6.7%

※事業所（a）は、公益社団法人国民健康保険中央会で把握できる事業所番号による事業所数となっています。

比率10%以上:

比率 5%以上:

[ケアプランデータ連携システム](#) [ヘルプデスク](#)

ケアプラン データ連携システム ヘルプデスクサポートサイト	お知らせ一覧	介護サービス事業所の皆様へ	よくあるご質問	インタビュー	お問い合わせ	製品ダウンロード	 検索	コンテンツ 
---	--------	---------------	---------	--------	--------	----------	--	--


 ピクチャイン ピクチャ

ケアプランのやりとりを、紙からデジタルへ。






これから導入を検討したい方

詳しい資料はこちら >



今すぐ導入の手続きをしたい方

製品ダウンロードはこちら >



サポートをご希望の方

お問い合わせはこちら >

老 発 0 2 0 6 第 1 号
令 和 7 年 2 月 6 日

都道府県知事
各 市区町村長 殿

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

介護情報基盤の活用を見据えた
「ケアプランデータ連携システム」の利用促進について

今後、2025 年より更に先の状況を見通すと、2040 年頃に向けて、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となり高齢者人口がピークを迎え、要介護認定率が高く医療・介護の複合ニーズを有する方が多い 85 歳以上人口が増加するなど、介護サービスの需要が増大・多様化することが見込まれる。

また、2040 年頃に向けては、既に減少に転じている生産年齢人口が急減に転じ、介護を含む各分野における人材不足が更に大きな課題となることが見込まれる。

このような状況の中では、限りある資源を有効に活用しながら、質の高い効率的な介護サービス提供体制を確保する必要があり、介護事業所や自治体における ICT 等を活用した業務の効率化が喫緊の課題となっている。

こういった状況を踏まえ、令和 5 年 5 月 19 日に公布された「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 31 号）により、介護情報基盤の構築が進められており、社会保障審議会介護保険部会においても昨年より議論が行われているところ。利用者本人、市町村、介護事業所、医療機関といった関係者が利用者に関する情報を共有、活用できる介護情報基盤を整備することにより、これまで紙を使ってアナログにやりとりしていた情報を電子で共有できるようになり、業務の効率化（職員の負担軽減、情報共有の迅速化）を実現できる。

さらに、今後、介護情報基盤に蓄積された情報を活用することにより、事業所間及び多職種間の連携の強化、本人の状態に合った適切なケアの提供など、介護サービスの質の向上に繋がることも期待される。

共有される介護情報にはケアプラン情報も含まれており、介護情報基盤におけるケアプラン情報の活用のために、令和 5 年度より公益社団法人国民健康保険中央会にて

運用している「ケアプランデータ連携システム」の利用促進が不可欠であることから、令和6年度補正予算を活用した以下の利用促進施策を講じているので、ご了知の上、貴管内の関係団体及び関係機関にその周知をお願いしたい。

記

1 ケアプランデータ連携システム構築事業における普及促進策

本事業においてはトライアル機能の実装等の機能改修を実施する。トライアル機能については、基本的に数ヶ月のフリーパス（無料の期間）を想定しており、令和7年度については1年間を予定している。詳細は3月に公益社団法人国民健康保険中央会より公表される予定である。

2 令和6年度補正予算 介護人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策「介護テクノロジー導入・協働化等支援事業」における普及促進策

(1) 介護テクノロジー定着支援事業

居宅介護支援事業所及び居宅サービス事業所が補助を受ける場合、以下の要件とする予定であるので、ご理解の上、積極的な活用をお願いする。

①事業所の要件

令和7年度中にケアプランデータ連携システムの利用を開始すること。

②介護ソフトの要件

最新版の「ケアプランデータ連携標準仕様」に準じた CSV ファイルの出力・取込機能を有しており、ケアプランデータ連携システムの活用促進のためのサポート体制が整っていること。

(2) ケアプランデータ連携システムの活用促進モデル地域づくり事業

本事業は、自治体が主導して事業所グループを構築し、面的な利用促進を図るものである。事業所への支援として、必要な機器・介護ソフトの購入費用、研修や業務コンサルの費用に加え、介護事業所が連携先事業所を探索し事業所グループ構築に繋げるために必要な経費を補助することになっている。自治体への支援として、デモ環境を構築するのに必要な機材・ソフトウェアを購入する経費を補助対象に加える他、令和5年度と比べ、モデル数の上限数をなくし、1県あたりの上限金額の拡充を行う予定である。

令和5年度補正予算（令和6年度に繰越）における同事業の実施都道府県は16県であり、令和6年度補正予算における本事業についてはより多くの都道府県に検討いただいている。ついては、本事業の趣旨をご理解いただくとともに、都道府県におかれては管内市区町村の意向を十分確認の上、積極的な実施をお願いする。

以上

○ケアプランデータ連携システム構築事業

- トライアル機能を実装（数ヶ月以上のフリーパス）

※令和7年度のフリーパスは1年間の予定。

※開始時期等の詳細は令和7年3月に国保中央会より公表

○介護テクノロジー一定着支援事業

- 介護ソフトの要件

- ① 「ケアプランデータ連携標準仕様」に準じたCSVファイルの出力・取込機能を有していること
- ② 「ケアプランデータ連携システム」の活用促進のためのサポート体制が整っていること



- ・CSV出力・取込の資料・動画作成・公開
- ・ユーザーへの積極的普及促進
- ・販売代理店への利用促進指示
- ・システム連携APIの実装

等

- 補助事業所の要件

- ① 令和7年度中にケアプランデータ連携システムの利用を開始
- ② 5事業所とデータ連携を実施する場合は基準額に5万円加算

○ケアプランデータ連携活用促進モデル地域づくり事業

- 事業所への支援

- ① 積極的にグループ作りをした謝金、タイムスタディ等への協力謝金
- ② 介護事業所が連携先事業所を探索し事業所グループ構築に繋げるために必要な経費
- ③ 必要な介護ソフト、研修、業務改善コンサル等

- 自治体への支援

- ① デモ環境を構築するための経費



ケアプランデータ連携システムヘルプデスクサポートサイトも自治体支援可能
(例：広報やプロモーションのお手伝い、資材の提供等)

電子申請・届出システム利用準備未着手の状況

利用準備未着手の指定権者*

北海道	栗山町、幌延町、斜里郡小清水町、大空町、平取町
青森県	佐井村
宮城県	村田町
秋田県	井川町
山形県	鮭川町、飯豊町
福島県	白河市、西会津町、北塩原村、双葉町
東京都	武蔵村山市、御蔵島村
山梨県	北都留郡丹波山村
長野県	南牧村、泰阜村
兵庫県	神河町、南あわじ市
奈良県	黒滝村
島根県	津和野町
山口県	阿武町
高知県	大川村、中芸広域連合
長崎県	佐々町
熊本県	南阿蘇村
宮崎県	諸塚村
鹿児島県	枕崎市、阿久根市、東串良町、伊仙町
沖縄県	与那国町

* システム準備に必要なデータの登録を行っていない指定権者
2025年2月6日調査

電子申請届出サブシステムに係る伴走支援事業

老健局高齢者支援課（内線3876）

令和7年度当初予算案 59百万円（1.0億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 令和5年3月の省令改正（※1）により、令和6年度から指定申請等の様式を統一化することとした上で、「電子申請・届出システム（※2）」の利用を原則とし、地方公共団体は令和7年度末までに利用開始のための準備を完了することとしたところ。
※1 介護保険法施行規則の一部を改正する省令（令和6年4月1日施行） ※2 「介護サービス情報公表システム」のサブシステム
- 地方公共団体が本システムを円滑に利用するための支援や、好事例の横展開等を通じ円滑な利用開始を促進するため、地方公共団体に対する伴走支援を行う。

2 事業の概要

地方公共団体に対する利用開始時期に係る意向調査を踏まえ、各期毎（＝半年）に支援対象グループを分けた上で、地方公共団体の状況に合わせた各種支援等を実施。

【主な支援内容】

- 電子申請・届出システムに係る利用準備セミナーの実施**
本システムをこれから利用する地方公共団体を対象に、利便性や利用に向けた準備のポイント等に関するセミナーを開催する。
- 地方公共団体に対する個別相談会の実施**
本システムの利用開始前・開始後における業務上の課題等に対する個別の相談対応を行う。
- 電子申請・届出システムの利用による介護現場の負担軽減に係る調査**
既に利用している地方公共団体管下の介護事業所を対象に、本システムの利用による介護現場の文書負担軽減の効果を把握する。
- 専用の窓口を通じた要望の取りまとめ**
地方公共団体や介護事業所から寄せられた、電子申請・届出システムに関する相談・要望を取りまとめる。

3 事業スキーム



4 その他

（参考）利用開始予定の地方公共団体数

- 令和5年度まで： 356
 - 令和6年度： 1,016
 - 令和7年度： 416
- 出所：地方公共団体の利用開始時期の意向調査（令和6年11月27日時点）

9. 経営の協働化・大規模化について

(1) 協働化・大規模化等による介護経営の改善に関する政策パッケージについて

「デジタル行財政改革取りまとめ2024」（令和6年6月18日デジタル行財政改革会議決定）では、介護施設・事業所における経営改善の取組を推進するための対策を講じることとされたところ。

介護サービス市場において人材確保が困難となる中、介護施設・事業所が安定的に必要な事業を継続し、地域におけるサービスを確保し、複雑化したニーズに対応するためには、テクノロジーの活用やタスクシフト等による介護現場の生産性向上に加えて、協働化・大規模化等による経営改善の取組が重要と考えられる。このため、令和6年9月19日に①経営課題への気づき、②協働化・大規模化等に向けた検討、③協働化・大規模化等の実施の各段階に即した対策を「協働化・大規模化等による介護経営の改善に関する政策パッケージ」としてとりまとめ、厚生労働省ホームページに特設ページを開設したところ。

都道府県におかれては、内容について御了知いただくとともに、管内市町村（特別区を含む。）、社会福祉法人、サービス事業者等への周知に御協力いただくようお願いする。

また、厚生労働省において、令和6年度の委託事業として、「介護現場の働きやすい職場環境づくりに向けた経営の協働化・大規模化に関する調査研究」を実施しており、同事業では、介護事業者における経営の協働化・大規模化に資するガイドラインの策定に向けた検討を行っているところ。ガイドラインの策定後に、各自治体に共有を行う予定であり、管内の事業者等への周知をお願いする。

【参考】

○ 協働化・大規模化による介護経営の改善に関する政策パッケージ 厚生労働省HP

※ <https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-kyoudouka.html>

(2) 令和6年度補正予算「介護テクノロジー導入・協働化等支援事業」の積極的な活用について（一部再掲）

こうした協働化等の取組を強力に推進するため、令和6年度補正予算において介護人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策の一環として、「介護テクノロジー導入・協働化等支援事業」に必要な費用200億円を計上しており、本省において全額を令和7年度に繰り越した上で本事業を実施する予定である。

本予算において、補助の対象として、以下を実施することとしているが、経営の協働化・大規模化に向けては③はもちろんのこと、②も活用できるため、積極的な活用をお願いする。

- ①事業所の業務効率化に向けた課題解決を図るための業務改善支援及びこれと一体的に行う介護テクノロジー等の導入支援
- ②都道府県等が主導して、複数の事業所における機器の導入やケアプランデータ連携システムの活用等の地域の事業所に対する面的な支援
- ③小規模事業者を含む事業者グループによる経営の協働化・大規模化を通じた職場環境改善に対する支援

協働化・大規模化等による介護経営の改善に関する政策パッケージ

- 介護サービス市場において人材確保が困難となる中、介護施設・事業所が安定的に必要な事業を継続し、地域におけるサービスを確保し、複雑化したニーズに対応するためには、1法人1拠点といった小規模経営について、**協働化・大規模化等による経営改善の取組**が必要。
- こうした経営改善の取組を推進するため、**経営課題への気づき、協働化・大規模化等に向けた検討、協働化・大規模化等の実施の各段階に即した対策**を講じる。
- すべての介護関係者に**協働化・大規模化等の必要性とその方策を認識**してもらえよう、厚生労働省としてあらゆる機会を捉えて、積極的に発信する。
(厚生労働省HP上に特設ページを開設、関係団体への説明・周知依頼、関係団体機関誌等への寄稿、その他各種説明会の実施等)

①「経営課題への気づき」の段階における支援（選択肢の提示）

- 経営課題や施設・事業所の属性別の協働化・大規模化に係る取組例の作成・周知
- 社会福祉連携推進法人の先行事例集の作成・周知
- 都道府県別の社会福祉法人の経営状況の分析・公表・周知
- 各都道府県に順次（R5～）設置されるワンストップ窓口における相談対応（生産性向上の観点から経営改善に向けた取組を支援）
- よろず支援拠点（中小企業・小規模事業者のための経営相談所）や（独）福祉医療機構の経営支援の周知徹底

②「協働化・大規模化等に向けた検討」段階における支援（手続き・留意点の明確化）

- 第三者からの支援・仲介に必要な経費を支出できることの明確化（※1）（合併手続きガイドライン等の改定・周知）
 - 社会福祉法人の合併手続きの明確化（合併手続きガイドライン等の周知）
 - 社会福祉連携推進法人の申請手続きの明確化（マニュアルの作成・周知）
 - 役員の退職慰労金に関するルール（※2）（事務連絡の発出）
- ※1 社会福祉法人において合理性を判断の上支出
※2 社会福祉法人について支給基準の客観性をより高めるために算定過程を見直し、支給基準を変更することは可能

③「協働化・大規模化等の実施」段階における支援（財政支援）

- 小規模法人等のネットワーク化に向けた取組への支援
- 事業者が協働して行う職場環境改善への支援（人材募集、合同研修等の実施、事務処理部門の集約等への支援）
- 社会福祉連携推進法人の立上げに向けた取組への支援
- 社会福祉法人の合併の際に必要な経営資金の優遇融資（（独）福祉医療機構による融資）

【介護における介護テクノロジーの導入、協働化等の支援】

令和6年度補正予算 200億円

介護人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策（介護テクノロジー導入・協働化等支援事業）

○ 施策の目的

- ・介護サービス需要の増加への対応や介護人材の確保が喫緊の課題となっており、サービス提供の存続にも関わる重要な問題である。特に小規模法人を中心に、従来の方法や単独では必要な人材確保が難しい法人も多く、経営の効率も悪くなるという悪循環に陥りがちである。
- ・また、デジタル行財政改革会議において、デジタル（中核）人材育成数や、ICT・介護ロボットの導入事業者割合、ケアブランドデータ連携システム普及の割合等のKPIを設定しており、都道府県におけるワンストップ窓口と連携しつつ、介護現場の生産性向上に向けてテクノロジー導入等の支援を行う必要がある。
- ・こうした状況を踏まえ、介護現場の生産性向上の取組や、経営の協働化・大規模化等を通じた職場環境改善に取り組む介護サービス事業者に対する支援を行う。

○ 施策の概要

- ・生産性向上の取組を通じた職場環境改善について、ICT機器本体やソフト等の導入や更新時の補助に加え、それに伴う業務改善支援や地域全体で取り組む機器導入等に対する補助を行う。また、小規模事業者を含む事業者グループが協働して行う経営や職場環境の改善の取組に対して補助を行う。

○ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

(1) 生産性向上の取組を通じた職場環境改善

① 生産性向上に資する介護ロボット・ICTの導入や更新

- ・事業所の業務効率化に向けた課題解決を図るための業務改善支援及びこれと一体的に行う介護ロボット・ICTの導入や更新に対する支援

② 地域全体で生産性向上の取組を普及・推進する事業の実施

- ・地域の複数事業所における機器の導入に向けた研修や、地域のモデル施設の育成など、都道府県等が主導して面で生産性向上の取組を推進
- ・都道府県等が主導して、ケアマネ事業所と居宅サービス事業所の間でのケアブランドデータ連携システム等の活用を地域で促進し、データ連携によるメリットや好事例を収集

(2) 小規模事業者を含む事業者グループが協働して行う職場環境改善

- ・人材募集や一括採用、合同研修等の実施、事務処理部門の集約、協働化・大規模化にあわせて行う老朽設備の更新・整備のための支援 等

【事業スキーム】



【実施主体】

都道府県（都道府県から市町村への補助も可）

【負担割合】

(1)①、(2)・・・国・都道府県3／4、事業者1／4

（要件によっては国・都道府県1／2、事業者1／2）

(1)②・・・国・都道府県 10／10

(1)①及び(2)を実施する場合・・・

国・都道府県4／5、事業者1／5

※国と都道府県の負担割合は以下のとおり

(1)①、(2)・・・国4／5、都道府県1／5

(1)②・・・国9／10、都道府県1／10

○ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

- ・生産性向上の取組や経営の協働化・大規模化等を通じた職場環境改善を推進することにより、介護人材の確保や介護サービスの質の向上に繋げていく。

10. 福祉用具・住宅改修について

(1) 令和6年度報酬改定

令和6年度介護報酬改定では、利用者の過度な負担を軽減しつつ、制度の持続可能性の確保を図るとともに、福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、要介護度に関係無く給付が可能な福祉用具のうち、比較的廉価で、購入した方が利用者の負担が抑えられる者の割合が相対的に高い、一部の福祉用具（固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉づえを除く）及び多点杖）について貸与と販売の選択制を導入したところである。

また、サービスの質の向上や福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、福祉用具貸与計画の記載事項にモニタリングの実施時期を追加すること、福祉用具専門相談員がモニタリングの結果を記録し、その記録を介護支援専門員に交付することが義務付けられた。

上記の見直しに関連したQ&Aを参考に、引き続き、管内市町村及び福祉用具貸与・福祉用具販売事業者等に対し、適切に運用がなされるよう周知・指導の徹底を図り願います。

①令和5年度老人保健健康増進等事業について

介護給付適正化事業の一つである住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査について、取組事例や点検・調査のポイントをまとめた資料を作成し、令和6年6月に「介護給付費適正化における住宅改修等の点検および福祉用具購入・貸与調査の取組促進に向けた手引き」として発出した。

また、平成16年に第1版が出てから改正されていなかった「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」を改訂し、新たに給付対象として追加された用具への対応、軽度者の利用も踏まえた対応及び多職種連携の促進等について留意点を記載する等を行った。新たな判断基準を活用いただくと共に、管内市町村及び福祉用具貸与事業者等への周知にご協力をお願いします。

「介護給付費適正化における住宅改修等の点検および福祉用具購入・貸与調査の取組促進に向けた手引き」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001260517.pdf>

「介護保険における福祉用具の選定の判断基準について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001285654.pdf>

②令和6年度老人保健健康増進等事業について

本年度は、以下3つの調査研究事業を実施している。

ア 福祉用具サービスの適切なPDCAの実現に向けた調査研究事業

各種調査研究事業等の文献検索や福祉用具貸与・販売計画の利用事例の調査・検証を行った上で、福祉用具専門相談員が活用する福祉用具サービスの適切なPDCAに向けた手引きを作成する予定である。

イ 福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの適切な実施に向けた調査研究事業

令和5年度老健事業で取りまとめた「福祉用具専門相談員指定講習カリキ

ュラムの見直し案」を基に、指定講習事業者及び講師向けに研修内容の標準化及び質を担保するためのガイドライン（指導要領）や研修ツール等を作成する。

ウ 福祉用具の事故防止に向けた体制強化に関する調査研究事業

令和3年度、令和4年度に市町村及び福祉用具貸与事業所における実態把握を通じ、事故報告様式（案）や「福祉用具の安全利用のための福祉用具貸与事業所の体制・多職種連携を強化するための手引き」を作成した。この2点の調査・検証を通じ、事故情報等の活用や福祉用具の安全利用に向けた体制強化について検討しまとめる。

福祉用具貸与事業所向けの事故報告様式案について

https://fukushiyogu.or.jp/guide/detail_2022_houkokusyo.html

福祉用具の利用安全やサービスの向上に向けた取組の整理（手引きの作成）について

https://fukushiyogu.or.jp/guide/detail_2023_houkokusyo.html

（2）福祉用具専門相談指定講習カリキュラムの見直しについて

要介護高齢者等が福祉用具を選定するに当たっては、専門的知識を備えた福祉用具専門相談員から助言を受けて行うこととされており、（介護予防）福祉用具貸与事業所及び（介護予防）特定福祉用具販売事業所には、常勤換算方法で2以上の福祉用具専門相談員を配置しなければならないこととされている。

今般、都道府県知事が指定する指定講習事業者が実施する講習の内容について、平成26年以来の制度改正の反映や福祉用具の事故防止の観点等を盛り込みカリキュラムの見直しを図っており、パブリックコメントを経て令和7年度当初から施行する予定である。なお、令和7年度中は改正前のカリキュラムで実施した講習は効力を有するが、その講習は令和8年3月31日までに全てを終えなければならないとする経過措置を設ける見込みである。経過措置が終了する令和8年4月1日以降は全ての講習は見直し後の講習カリキュラムに基づき実施しなければならないので、指定講習事業者と緊密に連携し円滑な移行をお願いしたい。

また、カリキュラムの見直し内容については、令和7年2月28日に一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会が主催する都道府県及び指定講習事業者を対象とした説明会がなされている。

厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡「福祉用具専門相談員の新たな指定講習カリキュラムの適用開始時期について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001371204.pdf>

（3）介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会について

介護保険における福祉用具の対象種目については、専門的な知見に基づいた検討を行う必要があり、「介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会」を開催し、「介護保険制度における福祉用具の範囲の考え方」（7要件）に基づいて、種目・種類の拡充の検討を行っている。

近年、通信機能等の複合機能を搭載した新たな福祉用具が開発されており、テクノロジーが普及する現状を踏まえた福祉用具の考え方を改めて整理するため、令和6年度から介護分野におけるテクノロジーに通じた構成員をあらたに2名委嘱したところである。

また、本検討会の開催頻度は、令和3年度以降は少なくとも年1回、本検討会を開催することとしてきたが、令和6年度は評価検証に対する支援を目的として、提案者が構成員に対しプレゼンテーションや相談を行う場（非公開）を設け、構成員から直接助言等を行う取組みを試行的に実施している。

福祉用具・住宅改修に関する要望等の方法（提案様式・提出先等）については、厚生労働省ホームページに掲載されていることから、各都道府県におかれては管内市町村、福祉用具貸与事業者、関係団体等に加え、産業振興関係部局等とも協力の上、管内の福祉用具製造企業等に周知いただきたい。

＜介護保険対象福祉用具・住宅改修に対する提案＞

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000080056.html>

（４）福祉用具の貸与価格の公表や上限価格の設定等について

福祉用具については、平成30年度介護報酬改定等により、利用者の適切な福祉用具選定に資するよう、

- ・ 国において、商品ごとに全国平均貸与価格を公表、貸与価格の上限（全国平均貸与価格＋1標準偏差）の設定
- ・ 福祉用具専門相談員においては、利用者に対して、貸与しようとする商品の特徴や利用料・全国平均貸与価格を説明の上、機能や価格帯の異なる複数の商品を提示する

等の取組を実施しているところである。

既に上限価格が設定されている商品の上限価格の見直し頻度は3年に1度としており、令和5年4月時点で上限価格が適用済みの商品に係る福祉用具の全国平均貸与価格及び令和6年4月貸与分から適用される上限を、令和5年11月6日に厚生労働省のホームページで公表した。

また、新商品については、3ヶ月に1度の頻度で全国平均貸与価格及び貸与価格の上限一覧を公表しているので、福祉用具貸与事業者においては、随時本内容を確認いただくようお願いする。

各都道府県におかれては、管内の市町村及び福祉用具貸与事業者等へ広く周知いただくとともに、必要に応じて介護保険法に基づく実地指導・監査を行っていただくようお願いする。

特に、（介護予防）福祉用具貸与事業所の請求事務において、商品コードの入力誤りが散見される。貸与価格の上限設定等の対象は月平均100件以上の貸与件数がある商品であるが、入力誤りが生じると本来設定されるべきものとは異なる商品に、不適正な貸与価格の上限が設定されることとなる。1事業所の入力誤りにより、全国の事業所の経営に大きな影響を及ぼすことも懸念されることから、福祉用具貸与計画書やケアプランの記載内容と請求に相違がないかを確認することや介護ソフト等のICTの導入により入力誤りを防止する取組を行うようよう指導をお願いする。

なお、令和6年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（令和6年度調査）では、福祉用具貸与価格の上限設定を定期的に見直すことについて、適正化

の効果を検証し、あわせて令和6年4月以降の貸与価格や事業所の事務負担を含めた経営等に関する実態を把握することとしている。くわえて、令和6年度介護報酬改定の審議報告において、物価上昇に対応した特例的な仕組みを設ける等の見直しの必要性を含め検討を行うため、貸与価格の上昇等に関する実態を引き続き半年に1度程度把握すべきとされたところであり、引き続き検討を進めているところである。

<全国平均貸与価格・貸与価格の上限>

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>

(5) 福祉用具に係る事故の情報提供について

令和3年3月5日付厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡「福祉用具の重大製品事故報告に係る情報提供について」で周知したとおり、消費者庁から公表されている消費生活用製品の重大製品事故のうち、福祉用具に係る事故について、当課から随時情報提供を行っているところであり、各都道府県、指定都市及び中核市におかれては、引き続き、管内市町村及び福祉用具貸与事業所等に対し、広く周知をお願いする。

また、公益財団法人テクノエイド協会において、令和6年度から事故情報を集約・一元化し「福祉用具「事故・ヒヤリハット」情報」として発信している。同サイトでは、消費者庁、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）が公開している情報と、都道府県・事業所等から任意で提供された情報とを併せて、「最近の傾向」として定期的に情報提供している他、様々な場面における福祉用具のヒヤリハット情報を公開しているので事業所の指導等において参考としていただきたい。

<事務連絡「福祉用具の重大製品事故報告に係る情報提供について」>

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001214092.pdf>

<福祉用具に係る重大製品事故について>

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001016050.pdf>

<福祉用具「事故・ヒヤリハット」情報>

<https://www.techno-aids.or.jp/hiyari/accident.html>

(6) 住宅改修について

介護保険制度における住宅改修については、在宅介護の重視、自立支援の観点から、利用者の日常生活を行う上で必要となる自宅の段差の解消、手すりの設置などの改修を対象としているところである。

平成30年度には、住宅改修の内容や価格を市町村が適切に把握・確認できるようにするとともに、利用者の適切な選択に資するため、事前申請時に利用者が市町村に提出する見積書類の様式例（改修内容、材料費、施工費等の内訳が明確に把握できるもの）を示したほか、複数の住宅改修事業者から見積もりを取るよう、介護支援専門員が利用者に説明することとしているので、各都道府県におかれては、管内の市町村等に周知いただくとともに、適切な実施についてお願いする。

1. (8) ② モニタリング実施時期の明確化

社会保障審議会介護給付費分科会
(第239回) 参考資料 1 (抜粋)

概要

【福祉用具貸与★】

- 福祉用具貸与のモニタリングを適切に実施し、サービスの質の向上を図る観点から、福祉用具貸与計画の記載事項にモニタリングの実施時期を追加する。【省令改正】

基準

< 現行 >

福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。

⇒

< 改定後 >

福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。

1. (8) ③ モニタリング結果の記録及び介護支援専門員への交付

社会保障審議会介護給付費分科会
(第239回) 参考資料 1 (抜粋)

概要

【福祉用具貸与】

- 福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、福祉用具専門相談員が、モニタリングの結果を記録し、その記録を介護支援専門員に交付することを義務付ける。【省令改正】

基準

< 現行 >

福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。

⇒

< 改定後 >

福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとする。

福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護事業者に報告しなければならない。

福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。

一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入

省令・告示・通知改正

- 利用者負担を軽減し、制度の持続可能性の確保を図るとともに、福祉用具の適時・適切な利用、安全を確保する観点から、一部の用具について貸与と販売の選択制を導入する。その際、利用者への十分な説明と多職種の意見や利用者の身体状況等を踏まえた提案などを行うこととする。

福祉用具貸与★、特定福祉用具販売★、居宅介護支援★

【選択制の対象とする福祉用具の種目・種類】

- 固定用スロープ
- 歩行器（歩行車を除く）
- 単点杖（松葉づえを除く）
- 多点杖

【対象者の判断と判断体制・プロセス】

利用者等の意思決定に基づき、貸与又は販売を選択できることとし、介護支援専門員や福祉用具専門相談員は、貸与又は販売を選択できることについて十分な説明を行い、選択に当たっての必要な情報提供及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえた提案を行うこととする。

【貸与・販売後のモニタリングやメンテナンス等のあり方】

※ 福祉用具専門相談員が実施

<貸与後>

- 利用開始後少なくとも6月以内に一度モニタリングを行い、貸与継続の必要性について検討する。

<販売後>

- 特定福祉用具販売計画における目標の達成状況を確認する。
- 利用者等からの要請等に応じて、福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導や修理等を行うよう努める。
- 利用者に対し、商品不具合時の連絡先を情報提供する。

『介護給付費適正化における住宅改修等の点検および福祉用具購入・貸与調査の取組促進に向けた手引き』

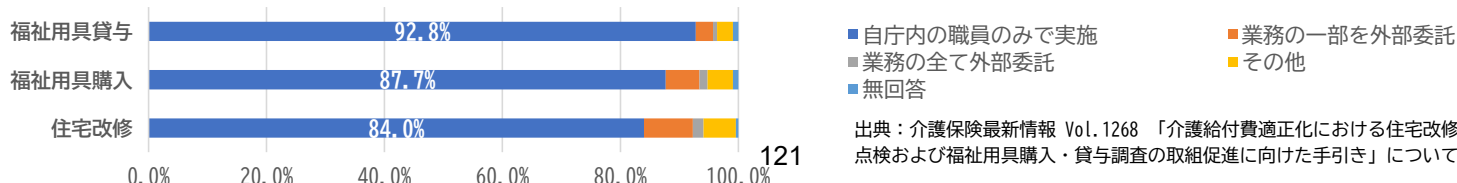
○市町村が実施主体である介護給付費適正化事業の一つの「住宅改修の点検」及び「福祉用具購入・貸与調査」の適正な運用の観点から、市町村のチェック体制の充実を図るため、市町村の組織体制、点検ポイント及び取組事例等を整理し、令和6年6月に手引きを公表

○本手引きの活用場面

主な活用場面	《保険者市町村において》 ・今年度の介護給付費適正化事業の実施を具体的に検討したい。 ・事前相談～申請～支給後までの一連の窓口事務の課題を確認したい。 ・訪問調査時や申請書類等の书面確認の際のポイントが知りたい。 ・利用者の状態像を把握する際のポイントが知りたい。 ・給付の適正化における他自治体の取組を参考にしたい。 ・地域ケア会議で福祉用具・住宅改修について検討したい。 《都道府県において》 ・保険者が実施する介護給付費適正化の取組内容に地域差が見られる時
構成	・4章構成(①住宅改修、②福祉用具購入、③福祉用具貸与、④取組事例) ・点検・調査のポイントを目的、解説、確認ポイントとして記載 ・「知りたい内容の検索」頁にて、知りたい項目のみ参照可能

○市町村の事前相談の実施体制（事業別）

令和5年度調査結果で回答のあった保険者のうち、全体で見ると8割以上の保険者が自庁職員のみで事前相談対応を実施



出典：介護保険最新情報 Vol.1268 「介護給付費適正化における住宅改修等の点検および福祉用具購入・貸与調査の取組促進に向けた手引き」について

『介護保険における福祉用具の選定の判断基準』改訂①

○平成16年に第1版が出てから改正されておらず、新たに給付対象として追加された用具への対応、軽度者の利用も踏まえた対応及び多職種連携の促進の観点等から令和6年8月に全面改訂

○福祉用具専門相談員や介護支援専門員が手に取りやすいよう、福祉用具の種目毎に「解説」「使用が想定しにくい状態像」、「使用が想定しにくい要介護度」及び「留意点」に分けて記載

出典：令和6年8月2日付「介護保険最新情報 Vol.1296」

**1) 車いす
(1-2) 普通型電動車いす**

留意点

※ 項目全開に開ける留意点については、重電(P8-)を参照

種目の選定において踏まえるべき点を5つの視点(利用目的、利用者、介護者、環境、他の福祉用具)から記載

福祉用具の解説(目的、種類、給付対象となる範囲等)

電動車いすは、自走用標準型車いすを操作することが難しい人が、主に屋外を効率的かつ安全に移動するために使用する福祉用具である。

①自走用標準形、②自走用ハンドル形、③自走用座位変換形に該当するもの及びこれに準ずるもの。なお、自走用簡易形及び介助用簡易形にあっては、車いす本体の機構に応じて自走用標準型車いす又は介助用標準型に含まれるものであり、電動補助装置を取り付けてあることをもって本項という普通型電動車いすと解するものではないものである。

④自走用標準形
自走用電動車いすで、前2輪、後2輪の4輪で構成したもので、駆動方式は固定しない。身体支持部のうち、シート、バックサポート及びフット・レッグサポートは、任意に角度が変えられない機構で、主に操作方法はジョイスティック方式とする。
なお、パワーステアリング機構を装備したものも含む。

⑤自走用ハンドル形
操だ(舵)を直接ハンドル操作によって使用する自走用電動車いす。3輪又は4輪で構成したものを、

⑥自走用座位変換形
座位の位置又は姿勢変換を主目的としている自走用電動車いす。姿勢変換のためのリクライニング機構、リフト機構、スタンドアップ機構及びチルト機構を装備している。ただし、単純な座の回転だけのものは含まない。

(出所) JIS T9203:2010「附属書A(規定) 電動車いす形式分類」「JA.2 電動車いす形式分類の定義」より一部引用

福祉用具の選定について

利用目的

- 車載などに有利な折りたたみや分解ができる軽量型の電動車いすもあるため、用途に合わせた選択が可能である。

医師・リハ専門職等に意見を求めることが望ましい例

- 自走用標準型車いすと同様
- 上肢機能が低下し、安全に操作できない場合

種目の選定において踏まえるべき点を5つの視点(利用目的、利用者、介護者、環境、他の福祉用具)から記載

医師・リハ専門職等に意見を求めることが望ましい例を記載

使用が想定しにくい状態像

□ 歩行：つかまらなくてできる
□ 短期記憶：できない

【考え方】

車いすは、歩けない人や長時間歩くことが困難になった人が利用する福祉用具である。したがって、つかまらなくて歩行している場合の使用は想定しにくい。

普通型電動車いすは、主に屋外を効率的かつ安全に移動するために使用する福祉用具である。したがって、重度の認知症状態のため短期記憶等が著しく障害されている場合は、電動車いすの安全な操作方法を習得することは困難と考えられることから、使用は想定しにくい。

自立を阻害しないための留意点

利用者の状態悪化や事故等を防止するための留意点を記載

- 自走用ハンドル形電動車いす、支援専門員や福祉用具専門等から、介護者等の確認を踏まえ、利用者に対して操作するうえで安全に使用していることを確認する。利用者が適切でない利用方法で使用していないか、不具合が生じていないか等を念頭に、使用状況について確認を行い、安全利用について変化を認識した場合は、貸与継続の必要性について検討するとともに、貸与を中止する場合は、必要な支援内容を再検討する。

種目の選定において踏まえるべき点を5つの視点(利用目的、利用者、介護者、環境、他の福祉用具)から記載

利用者の状態悪化や事故等を防止するための留意点を記載

使用が想定しにくい状態像

□ 歩行：つかまらなくてできる
□ 短期記憶：できない

【考え方】

車いすは、歩けない人や長時間歩くことが困難になった人が利用する福祉用具である。したがって、つかまらなくて歩行している場合の使用は想定しにくい。

普通型電動車いすは、主に屋外を効率的かつ安全に移動するために使用する福祉用具である。したがって、重度の認知症状態のため短期記憶等が著しく障害されている場合は、電動車いすの安全な操作方法を習得することは困難と考えられることから、使用は想定しにくい。

自立を阻害しないための留意点

利用者の状態悪化や事故等を防止するための留意点を記載

- 自走用ハンドル形電動車いす、支援専門員や福祉用具専門等から、介護者等の確認を踏まえ、利用者に対して操作するうえで安全に使用していることを確認する。利用者が適切でない利用方法で使用していないか、不具合が生じていないか等を念頭に、使用状況について確認を行い、安全利用について変化を認識した場合は、貸与継続の必要性について検討するとともに、貸与を中止する場合は、必要な支援内容を再検討する。

種目の選定において踏まえるべき点を5つの視点(利用目的、利用者、介護者、環境、他の福祉用具)から記載

利用者の状態悪化や事故等を防止するための留意点を記載

福祉用具の特性から使用が想定しにくい要介護度状態区分を記載

使用が想定しにくい要介護度

□ 要支援1・2、要介護1(※)
□ 要介護5

車いすは、歩けない人や長時間歩くことが困難になった人が利用する福祉用具である。したがって、歩行がつかまらなくてできる場合が多い「要支援1・2」「要介護1」、重度の認知症状態のため短期記憶等が著しく障害されている場合の多い「要介護5」での使用は想定しにくい。

※ 例外的な給付については、(参考) 要支援・要介護1の看に対する福祉用具貸与について (P6・7)を参照

事故防止に関する注意喚起

近年、本種目では重大事故が発生しており、事故防止に関する注意喚起が以下のとおり周知されている。そのため、本種目の使用にあたっては、これらの情報等が掲載されている「V参考情報」「3. 事故・ヒヤリハット関連情報」の内容を踏まえ、利用者や家族等への注意喚起や使用方法の指導、使用状況のモニタリング等を行い、事故防止に努めること。

＜参考情報＞

- 厚生労働省「福祉用具の重大事故情報等」
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>)
- 消費者安全調査委員会「ハンドル形電動車椅子を使用中の事故」
(https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_009/pdf/report_009_180129_0001.pdf)
- 全国福祉用具専門相談員協会
「ハンドル形電動車椅子の貸与実務における安全利用のためのガイドライン」
「ハンドル形電動車椅子の貸与実務における安全利用のための指導手冊書」
(https://www.zfssk.com/topics_detail.php#953)
- 電動車いす安全普及協会「電動車いす安全利用の手引き(事故事例)」
(https://www.den-ankyo.org/guidance/img/tebbiki_p14.pdf)
- 電動車いす安全普及協会「電動車いす安全運転のすゝめ」
(<https://www.den-ankyo.org/guidance/movie.html>)

種目の選定において踏まえるべき点を5つの視点(利用目的、利用者、介護者、環境、他の福祉用具)から記載

重大事故情報や省庁等から発出されている注意喚起を記載

『介護保険における福祉用具の選定の判断基準』改訂②

判断基準の改訂に当たり、構成として第一版が出された平成16年以降、新たに給付対象となった福祉用具を追加、累次の制度見直し等を踏まえて介護支援専門員や医師及びリハ職と連携する場面を想定した活用方法、留意点等を新たに記載

構 成	主な事項 ※追加された事項については●（赤字）にて記載
I. はしがき	○ 判断基準策定の背景 ○ 判断基準の構成
II. 活用方法	● 選定時における介護支援専門員や福祉用具専門相談員の役割 ● 各種目ごとの「留意点」等の活用方法・活用場面 ● 要支援・要介護1の者（軽度者）に対する福祉用具貸与に関する参考情報
III. 種目全般に関する留意点	● 福祉用具の選定について ● 福祉用具の販売について ● 医師・リハビリテーション専門職等への意見の確認 ● 事故・ヒヤリハットの防止
IV. 種目別 選定の判断基準	● 新たに給付の対象又は非対象となった福祉用具 ○ 各種目ごとの福祉用具の解説（目的、種類、給付対象となる範囲等）の記載 ○ 各種目ごとの使用が想定しにくい状態像・要介護度 ● 各種目ごとの留意点
V. 参考情報	○ 要介護度別索引 ○ 関係通知等の更新 ● 事故・ヒヤリハット関連情報

『介護保険における福祉用具の選定の判断基準』改訂

- 改訂した判断基準では、福祉用具専門相談員が福祉用具の選定に当たり介護支援専門員、医師やリハ専門職等と視点を共有し多職種連携を促進する観点から、種目ごとに留意点を追加している。
- また、個々の種目における選定の視点や医師やリハ専門職等に意見を求めることが望ましい例等、全般に係る留意点について種目全般に係る留意点を設けた。

「種目全般に係る留意点」の構成

- ・福祉用具の選定について
- ・福祉用具の再購入について
- ・貸与と販売の選択制について
- ・医師・リハ専門職等への意見の確認
- ・事故・ヒヤリハットの防止

福祉用具の選定について

介護保険の理念である一人ひとりの尊厳の保持と自立を支援するために幅広い視点から生活全般を捉え、生活の将来予測に基づく支援の調整が必要となる。このため、過度な福祉用具の使用とならないよう、本人の意思を尊重し、適切な福祉用具の選択と使用が可能となるよう支援する必要がある。

福祉用具の選定にあたっては、下記のような視点を踏まえることが重要である。なお、個々の種目の選定の視点についてはIV章を参照すること。

視点	具体的視pointsの例
①利用目的	要介護者等や家族の思い、希望する生活 等
②利用者	要介護者等の希望、心身の状況・変化 等
③介護者	介護力、介護技術 等
④住環境	住宅の構造、生活動線 等
⑤他の福祉用具	複数の用具を使用する場合の動作や生活の流れ 等

医師・リハ専門職等への意見の確認

要介護状態の高齢者は複数の疾患や障害を抱えている。また、医療ニーズの高い疾患や予後予測が難しい状態など症状は様々である。疾患によっては特徴的な症状が把握できることもあれば、心身機能等の把握が難しく、それぞれの症状によっては、専門職の意見を聞きながら、予後予測の見立てやリスクに関する情報収集をもとにアセスメントする必要がある。適切なケアマネジメントのために、福祉用具の必要性や対処方法について、介護支援専門員や福祉用具専門相談員が、医師やリハ専門職等の意見を求めることが望ましい具体例を以下に示す。

(具体例については略)

このような利用者の状態像が観察される場合は、可能な限り医学的な情報を収集し、サービス担当者会議等を通じて適切に福祉用具が提供されることを期待する。本判断基準の「使用が想定しにくい状態像」又は「使用が想定しにくい要介護度」に該当する、しないに関わらず、福祉用具の選定にあたっては、利用者の状態像の確認のために医師やリハ専門職等の多職種の知見を参考にすることで、利用者の心身の状況等に対し、より適応した福祉用具の選定につながることを忘れてはならない。

出典：令和6年8月2日付「介護保険最新情報 Vol.1296「介護保険における福祉用具の選定の判断基準について」」

令和6年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金（福祉用具）（老人保健健康増進等事業分）

1）福祉用具サービスの適切なPDCAの実現に向けた調査研究事業

これまでの各種調査研究事業等の文献検索や福祉用具貸与・販売計画の利用事例の調査・検証を行った上で、福祉用具専門相談員が活用する福祉用具サービスの適切なPDCAに向けた手引きを作成し、当該手引きの活用方法についても検討しまとめる。

2）福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの適切な実施に向けた調査研究事業

令和5年度老健事業で取りまとめた「福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直し案」を基に、各科目における目的、到達目標、内容等の見直しを踏まえ、研修内容の標準化及び質を担保するためのガイドライン（指導要領）や研修ツール等を作成する。

3）福祉用具の事故防止に向けた体制強化に関する調査研究事業

令和3年度、令和4年度にて市町村及び福祉用具貸与事業所における実態把握を通じ、事故報告様式（案）や「福祉用具の安全利用のための福祉用具貸与事業所の体制・多職種連携を強化するための手引き」を作成した。この2点の調査・検証を通じ、事故情報等の活用や福祉用具の安全利用に向けた体制強化について検討しまとめる。

「福祉用具専門相談員の指定講習カリキュラムの見直し」

- 指定講習カリキュラムは平成26年から見直しされておらず、累次の制度改正の反映や福祉用具の安全な利用の促進や福祉用具専門相談員の質の向上の観点から、令和5年度調査研究事業にて新カリキュラムの構成について検討した。
- 新カリキュラムは手続きを経て令和7年4月1日より新カリキュラムを施行する予定。あわせて、新カリキュラムに対応した指導要領や動画を作成し、研修内容の質のばらつきの改善を図っていく。

【現行カリキュラム】

【新カリキュラム案】

【主な変更点】

科目	時間数
1 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割	2時間
福祉用具の役割	(1時間)
福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	(1時間)
2 介護保険制度等に関する基礎知識	4時間
介護保険制度等の考え方と仕組み	(2時間)
介護サービスにおける視点	(2時間)
3 高齢者と介護・医療に関する基礎知識	16時間
からだところの理解	(6時間)
リハビリテーション	(2時間)
高齢者の日常生活の理解	(2時間)
介護技術	(4時間)
住環境と住宅改修	(2時間)
4 個別の福祉用具に関する知識・技術	16時間
福祉用具の特徴	(8時間)
福祉用具の活用	(8時間)
5 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識	7時間
福祉用具の供給の仕組み	(2時間)
福祉用具貸与計画等の意義と活用	(5時間)
6 福祉用具の利用の支援に関する総合演習	5時間
福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の作成	(5時間)

50時間

科目	時間数
1 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割	2時間
福祉用具の役割	(1時間)
福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	(1時間)
2 介護保険制度等に関する基礎知識	4時間
介護保険制度等の考え方と仕組み	(2時間)
介護サービスにおける視点	(2時間)
3 高齢者と介護・医療に関する基礎知識	16.5時間
からだところの理解	(6.5時間)
リハビリテーション	(2時間)
高齢者の日常生活の理解	(2時間)
介護技術	(4時間)
住環境と住宅改修	(2時間)
4 個別の福祉用具に関する知識・技術	17.5時間
福祉用具の特徴	(8時間)
福祉用具の活用	(8時間)
福祉用具の安全利用とリスクマネジメント	(1.5時間)
5 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識・総合演習	13時間
福祉用具の供給とサービスの仕組み	(3時間)
福祉用具による支援プロセスの理解・福祉用具貸与計画等の作成と活用	(10時間)

53時間

- ①指定講習に要する時間を「50時間」から「53時間」に。
- ②安全利用・リスクマネジメントの科目を追加
- ③講義に加え演習を併せて行う時間を増加 等

【指導要領等の作成】

○研修内容の質のばらつきの改善を図るため、
・演習の進め方、目的・到達目標、オンライン形式での進め方などに着目した **指導要領**
・研修ツールとなる **動画コンテンツ** を作成

→「演習を含む講義」に

→「演習を含む講義」に

→科目を新設

→科目を統合し演習を含む講義として内容を見直し

出典：令和5年度老人保健健康等増進事業

「介護保険における福祉用具の選定の判断

基準の見直しに向けた調査研究事業」

介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会 対応の方向性に関する取りまとめ 概要

令和5年11月8日

介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会において、福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全性の確保、保険給付の適正化等の観点から、福祉用具の貸与・販売種目のあり方や福祉用具貸与・販売に関する諸課題について検討を行い、令和5年11月8日に取りまとめた。

■取りまとめで示された主な対応の方向性

安全な利用の促進

- ・福祉用具貸与事業所向けの「事故報告様式」及び「利用安全の手引き」の活用促進による事故防止に向けた体制整備
- ・福祉用具の事故及びヒヤリ・ハット情報に関するインターネット上の公表 等

サービスの質の向上

- ・福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直し
- ・現に従事している福祉用具専門相談員に対する研修機会及びPDCAの適切な実践に関する周知徹底 等

給付の適正化

- ・福祉用具専門相談員が行うモニタリング時期の明確化とモニタリング記録の作成及び介護支援専門員への交付の義務化
- ・「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」の見直し（新たな福祉用具の追加、医療職を含む多職種や自治体職員等の幅広い関係者で共有できる内容とする観点等からの見直し）
- ・自治体職員等によるチェック体制の充実・強化を図るための自治体向け点検マニュアルの作成 等

■今後の進め方

- 社会保障審議会介護給付費分科会の意見を踏まえ、着実に各種取組を実行するとともに、その効果や課題等を引き続き調査・検証を行い、改善や充実を図る。
- 貸与と販売の選択制の導入にあたっては、現場で制度が円滑に運営されるよう、関係者の意見を十分に反映し、負担軽減にも配慮した詳細な制度設計とわかりやすい制度の周知に努める。

一部種目・種類における貸与と販売の選択制の導入

長期間レンタルするよりも、購入した方が利用者負担を抑えられる者の割合が多い一部の種目について、利用者の負担の抑制・保険給付の適正化を図る観点から、貸与と販売を選ぶ仕組みを導入する。

1) 対象とする種目・種類

固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉杖を除く）、多点杖

2) 対象者の判断と判断体制・プロセス

利用者等の意思決定に基づき、貸与又は販売を選択できることとし、その際に、介護支援専門員や福祉用具専門相談員は、取得可能な医学的所見等やサービス担当者会議等による多職種連携で得た判断のもと、貸与又は販売について提案をする。

3) 福祉用具専門相談員による貸与・販売後のモニタリングやメンテナンス等のあり方

○貸与後

利用開始後少なくとも6ヶ月以内に一度モニタリングを行い、貸与継続の必要性について検討を行うこととし、その後も必要に応じて行う。

○販売後

- ・福祉用具サービス計画における目標の達成状況を確認する。
- ・保証期間を超えても利用者等からの要請に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認し、必要場合は使用方法の指導、修理等（メンテナンス）を行うよう努める。
- ・利用者に対し、商品不具合時の連絡先を情報提供する。

介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会について

【目的】

利用者や保険者等の提案を踏まえ、新たな種目・種類の追加や、拡充等の検討のため、介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会を開催。

【検討事項】

- ・介護保険の給付対象となる福祉用具・住宅改修の新たな種目・種類の追加や拡充についての妥当性や内容に関すること。
- ・その他、介護保険の福祉用具・住宅改修に関すること。

【評価・検討の流れ】

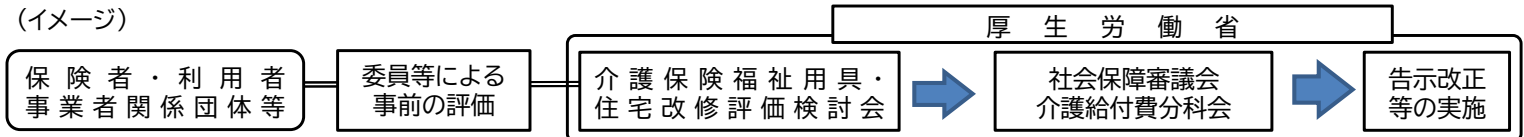
■新規提案の場合

通年	厚生労働省HPより提案票の受付。（11月以降に受付けた提案は、次年度の検討会で評価・検討）
11月～1月	提案資料の確認。評価・検討に必要な情報が不十分な場合、構成員の助言を踏まえ、追加データを提案者に依頼。
2月～3月	評価検討会を開催し、提出された提案について種目・種類の追加や拡充の妥当性や内容について評価・検討。

■「評価検討の継続」と判断された提案の場合

通年	必要なエビデンス等が整理され次第、随時評価検討を実施。（改めての提案票の提出は不要）
----	--

（イメージ）



【介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会 構成員】（順不同・敬称略）令和6年7月時点

氏名	所属・役職	氏名	所属・役職
石田 光広	稲城市 副市長	大河内 二郎	介護老人保健施設竜間之郷 施設長
井上 剛伸	国立障害者リハビリテーションセンター研究所 福祉機器開発室長	久留 善武	一般社団法人シルバーサービス振興会 常務理事
井上 由起子	日本社会事業大学専門職大学院 教授	五島 清国	公益財団法人テクノエイド協会 企画部長
岩元 文雄	一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 理事長	濱田 和則	一般社団法人日本介護支援専門員協会 副会長
上野 文規	介護総合研究所 元気の素 代表	松本 吉央	東京理科大学先進工学部機能デザイン工学科 教授
大串 幹	兵庫県立リハビリテーション中央病院 病院長	渡邊 慎一	横浜市総合リハビリテーションセンター 副センター長
宮本 隆史	社会福祉法人 善光会 理事 最高執行責任者 兼 統括施設局長	斉藤 裕之	株式会社SOYOKAZE 常務執行役員 経営企画室部長

令和6年度 介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会のスケジュール

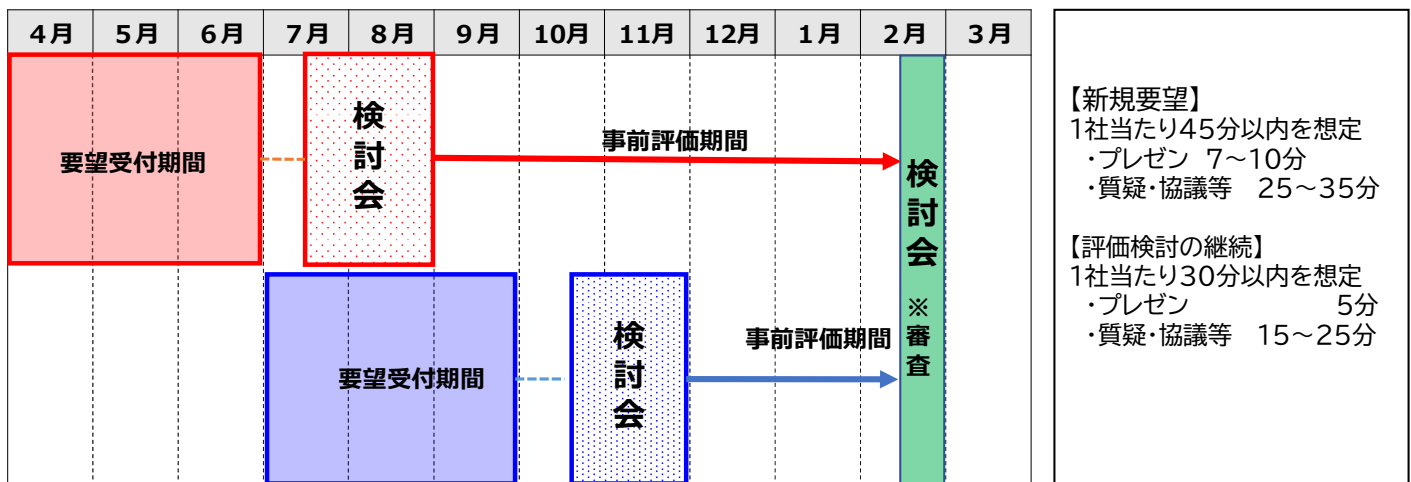
- 提案企業・団体の評価検証に対する支援を目的として、新規の要望（種目の追加・拡充）や評価検証の継続案件について、提案者が構成員に対しプレゼンテーションや相談を行う検討会（非公開）の場を設ける。
- 構成員が評価検証に係る助言等を直接行うことにより、提案者が具体的に評価検証に取り組み易くする。

【新規要望の場合】

- 4月～7月に新規の提案があった場合 ……提案状況に応じて7月下旬～8月の間に検討会の機会を設ける。
- 7月～9月下旬に新規の提案があった場合 ……提案状況に応じて10月中旬～11月の間に検討会の機会を設ける。
（上記検討会はいずれも議事概要のみ公開）
- 2月下旬を目途に評価検討会を開催し、審査を行う（公開）。

【評価検討の継続の場合】

- 評価検討の継続とされた企業・団体から要望があれば、構成員に対し検証等への相談を行う機会を設ける（議事概要のみ公開）
- 検証等への相談の機会を設けた上で、2月末に評価検討会を開催し審査を行う（公開）。



- ・提案者は手引きを参考に提案書一式を作成し事前に構成員に確認したい事項を整理の上で、当日は製品のデモンストレーションを行う。
- ・検討会後も引き続き構成員への相談を再度行う希望があれば、事務局経由で委員にメールにて相談を行うことができる。

福祉用具の貸与価格の上限設定の考え方

- 適正化を図るため、平成30年10月より、商品ごとに「全国平均貸与価格 + 1 標準偏差（1 SD）」を福祉用具の貸与価格の上限としている。
 - ※ 標準偏差とは、データの散らばりの大きさを表す指標であり、「全国平均貸与価格 + 1 標準偏差（1 SD）」は正規分布の場合、上位約16%に相当。
 - ※ 上限を超えた価格で貸与しようとする場合は、保険給付の対象外の取扱い
 - ※ 平均貸与価格は公表前の概ね 3 か月間の平均価格を算出。
- 上限設定等の対象になるのは、月平均100件以上の貸与件数がある商品。
- 新商品については、3 ヶ月に 1 度の頻度で公表、既に設定されている商品は 3 年に一度の割合で見直しを行う。
 - ※ 既設定商品の見直しは施行当初は 1 年に一度としていたが、見直しによる適正化の効果と事業者負担を勘案して、令和 3 年度より 3 年に一度とした。
- 事業所の準備期間等の一定の配慮が必要なため、上限設定の公表は概ね 6 ヶ月前に行う。

貸与価格の上限設定のイメージ(正規分布)

上限価格が設定されている商品数

○ 4,577商品（令和 6 年10月 1 日現在）

直近1年の公表実績

公表時期	公表商品数	適用時期
令和 6 年 1 月	82（新商品）	令和 6 年 7 月
令和 6 年 4 月	61（新商品）	令和 6 年10月
令和 6 年 7 月	54（新商品）	令和 7 年 1 月
令和 6 年10月	75（新商品）	令和 7 年 4 月

福祉用具の「事故・ヒヤリハット」情報

厚生労働省：「福祉用具・介護ロボット実用化支援事業」

- 「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会」の取りまとめにおいて、「福祉用具に係る事故情報について、福祉用具の安全情報として一元的に提供できるよう、インターネット上で公表していくこと等を検討する」とされたことを踏まえ、令和 6 年度から最新事故情報を集約・一元化し「事故・ヒヤリハット情報」を発信
- 消費者庁、独立行政法人 製品評価技術基盤機構（NITE）、都道府県・事業所等から任意で提供された情報の件数や特徴を「最近の傾向」として定期的に公表している他、ヒヤリハット情報として周知

出典：公益財団法人テクノエイド協会 <https://www.techno-aids.or.jp/hiyari/accident.html>

福祉用具「事故・ヒヤリハット」情報

Information on accidents and near-misses of welfare equipment

ホーム > 最新事故情報

最新事故情報

この「最新事故情報」は、消費者庁やNITEが公表する最新の事故情報と都道府県等から情報提供された件数や特徴を「最近の傾向」として定期的に情報提供し、注意喚起するものです。

厚生労働省、消費者庁、NITEが公開している介護機器に係る事故及びヒヤリハット情報

都道府県等を通じて、情報収集した事故及びヒヤリハット情報

1. 最新事故情報の検索

福祉用具の
事故情報を
集約・一元化

事故情報データベースシステム

消費者庁

→消費生活用品安全法に基づく重大製品事故

SAFE-Lite（セーフ・ライト）

独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）

→消費生活用品安全法に基づく非重大製品事故

都道府県等から提供された事故情報

→保険者（都道府県・市区町村）から提供される製品に起因しない事故

事故情報を「発生場面」「用具分類」「利用シーン」「利用場所」「被害状況」に分け「最近の傾向」として定期的に公表



11. 介護現場におけるリスクマネジメントについて

介護保険施設等におけるリスクマネジメントについては、令和3年度介護報酬改定では安全対策に係る体制評価を行い、標準様式について周知を行ったほか、令和5年度老人保健健康増進等事業において事故報告受付のオンライン化に向けた課題整理・分析、標準様式の修正に向けた検討・課題の整理等を行った。この結果を踏まえ、令和6年11月29日に電子的な報告及び受付を想定した標準様式について周知を行ったところである。

また、介護事故予防の取組や体制整備の促進等を目的として、平成24年度老人保健健康増進等事業で作成された「特別養護老人ホームにおける介護事故予防ガイドライン」が示されているものの、本ガイドラインが特養に限定されていることに加えて、作成から10年以上が経過しており、介護業界におけるケアのあり方の変化や介護テクノロジーなどの技術的進歩を踏まえた最近の取組事例が反映されていないといった課題がある。このため、令和6年度老人保健健康増進等事業において、特養に限らない全介護サービスについてリスクマネジメント対策の現状を把握し、サービス種別ごとの特性に応じた留意点を追加するなど、全介護事業所に向けたリスクマネジメントのガイドラインとすること、また事故報告書の調査や事業所ヒアリングにおいて得られた最近の事故防止における各種取組の好事例を示す等、これまでのガイドラインをアップデートする方向で検討を進めており、令和7年度中に公表する予定であり、管内の事業者等への周知をお願いする。

また、「令和6年度介護報酬改定に関する審議報告」では、国による事故情報の収集・分析・活用による全国的な事故防止のPDCAサイクルを構築することを見据え、国・都道府県・市町村がアクセスできるデータベースの整備を検討していくべきとされたほか、事業所及び地方公共団体の負担軽減の観点から、電子報告様式の統一化、報告事項の見直し、事故報告の対象範囲の見直し、国・都道府県・市町村の役割分担等の在り方、データベース設計等について検討していくこととされた。関係団体、有識者、先進的な自治体へヒアリングをしながら具体的に検討していきたいと考えており、対応の方向性が決まったら、改めて周知させていただきたい。

各自治体におかれても、引き続き、事故報告の担当部署の明確化等の体制整備や、標準様式の活用の徹底、電子的な受付を原則化するなどの対応を検討されたい。

老高発 1129 第 1 号
老認発 1129 第 1 号
老老発 1129 第 1 号
令和 6 年 11 月 29 日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課長
（ 公 印 省 略 ）
認知症施策・地域介護推進課長
（ 公 印 省 略 ）
老人保健課長
（ 公 印 省 略 ）

介護保険施設等における事故の報告様式等について

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）等に基づき、介護保険施設等は、サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずることとされている。

今般、「令和 6 年度介護報酬改定に関する審議報告」（令和 5 年 12 月 19 日社会保障審議会介護給付費分科会）において、「様式の統一化や電子的な報告に向けて、市町村に対して、事故情報の電子的な受付を実施するよう周知する」とされたことも踏まえ、電子的な報告及び受付を想定した介護保険施設等における事故報告の様式を別紙のとおり示すので、同様式の活用及び管内市町村や管内事業所への周知をお願いします。

これに伴い、「介護保険施設等における事故の報告様式等について」（令和 3 年 3 月 19 日付け厚生労働省老健局高齢者支援課長・認知症施策・地域介護推進課長・老人保健課長通知）については、本日付けで廃止する。

なお、同審議報告において、効率的な事故情報の収集、効果的な分析、事業所及び地方公共団体の負担軽減の観点から、電子報告様式の統一化や、報告を求める事項及び事故報告の対象範囲の見直しのほか、事故情報の収集・分析・活用に関する国・都道府県・市町村の役割分担等の在り方、事故情報に関するデータベースの設計等について検討することとされている。検討の結果を踏まえ、事故報告様式について更なる見直しを行った場合には、改めて周知する。

記

1. 目的

- 介護現場での事故の報告は、事業所から市町村に対してなされるものであるが、報告された事故情報を収集・分析・公表し、広く介護保険施設等に対し、安全対策に有用な情報を共有することは、介護現場での事故の予防・再発防止及び介護サービスの改善やサービスの質向上に資すると考えられる。
- 分析等を行うためには、事故報告の標準化が必要であること、また、事業所及び市町村の負担軽減を図る観点から、電子的な報告及び受付を想定し、「介護保険施設等における事故の報告様式等について」（令和3年3月19日付け厚生労働省老健局高齢者支援課長・認知症施策・地域介護推進課長・老人保健課長通知）により示していた標準報告様式を改訂し、周知するもの。

具体的には、選択式の項目については、容易にデータ化できるよう、チェックボックス形式に修正したほか、市町村が独自に収集したい情報を追加できるよう、独自項目追加欄・独自選択肢欄を作成した。

2. 報告対象について

- 下記の事故については、原則として全て報告すること。
 - ①死亡に至った事故
 - ②医師（施設の勤務医、配置医を含む。）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故
- その他の事故の報告については、各自治体の取扱いによるものとする。

3. 報告内容（様式）について

- 高齢者施設・事業所による市町村への事故報告は、可能な限り別紙様式を使用すること。
- 市町村において独自に報告を求めている事項については、可能な限り別紙様式の独自項目追加欄・独自選択肢欄を活用して情報収集を行うこと。
- なお、これまで市町村等で用いられている様式の使用を妨げるものではないが、その場合であっても、将来的な事故報告の標準化による情報蓄積と有効活用等の検討に資する観点から、別紙様式の項目を含めること。

4. 報告方法について

- 原則、電子メール等の電磁的方法により行うものとする。

5. 報告期限について

- 第1報は、少なくとも別紙様式の1から6の項目までについて可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出すること。
- その後、状況の変化等必要に応じて、追加の報告を行い、事故の原因分析や再発防

止策等については、作成次第報告すること。

6. 対象サービスについて

- 別紙様式は、介護保険施設、認知症対応型共同生活介護事業者（介護予防を含む。）、特定施設入居者生活介護事業者（地域密着型及び介護予防を含む。）、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホーム及び軽費老人ホームにおける事故が発生した場合の報告を対象として作成したものであるが、その他の居宅等の介護サービスにおける事故報告においても可能な限り活用いただきたい。

以上

事故報告書（事業者→〇〇市（町村））

（別紙）

※第1報は、少なくとも1から6までについては可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出すること

※選択肢については該当する項目をチェックし、該当する項目が複数ある場合は全て選択すること

☐ 第1報	☐ 第 報	☐ 最終報告
------------------------------	------------------------------	-------------------------------

提出日： 年 月 日

1事故 状況	事故状況の程度	☐ 受診(外来・往診)、自施設で応急処置 ☐ 入院 ☐ 死亡 ☐ その他（ ）											
	死亡に至った場合 死亡年月日	西暦		年		月		日					
2 事 業 所 の 概 要	法人名												
	事業所（施設）名								事業所番号				
	サービス種別												
	所在地												
3 対 象 者	氏名・年齢・性別	氏名				年齢			性別	☐ 男性 ☐ 女性			
	サービス提供開始日	西暦		年		月		日	保険者				
	住所	☐ 事業所所在地と同じ ☐ その他（ ）											
	身体状況	要介護度	☐ 要支援1 ☐ 要支援2 ☐ 要介護1 ☐ 要介護2 ☐ 要介護3 ☐ 要介護4 ☐ 要介護5 ☐ 自立										
		認知症高齢者 日常生活自立度	☐ I ☐ II a ☐ II b ☐ III a ☐ III b ☐ IV ☐ M										
4 事 故 の 概 要	発生日時	西暦		年		月		日		時		分頃（24時間表記）	
	発生場所	☐ 居室（個室） ☐ 居室（多床室） ☐ トイレ ☐ 廊下 ☐ 食堂等共用部 ☐ 浴室・脱衣室 ☐ 機能訓練室 ☐ 施設敷地内の建物外 ☐ 敷地外 ☐ その他（ ）											
		事故の種別	☐ 転倒 ☐ 誤薬・与薬もれ等 ☐ （自由記載3） ☐ 転落 ☐ 医療処置関連（チューブ抜去等） ☐ 不明 ☐ 誤嚥・窒息 ☐ （自由記載1） ☐ その他（ ） ☐ 異食 ☐ （自由記載2）										
			発生時状況、事故内容の詳細										
	その他 特記すべき事項												
	5 事 故 発 生 時 の 対 応	発生時の対応											
受診方法		☐ 施設内の医師(配置医含む)が対応 ☐ 受診(外来・往診) ☐ 救急搬送 ☐ その他（ ）											
受診先		医療機関名						連絡先（電話番号）					
診断名													
診断内容		☐ 切傷・擦過傷 ☐ 打撲・捻挫・脱臼 ☐ 骨折(部位:) ☐ その他（ ）											
		検査、処置等の概要											

6 事 故 発 生 後 の 状 況	利用者の状況										
	家族等への報告	報告した家族等の 続柄	☐ 配偶者 ☐ 子、子の配偶者 ☒ その他（ ）								
		報告年月日	西暦		年		月		日		
	連絡した関係機関 (連絡した場合のみ)	☐ 他の自治体 ☐ 警察 ☐ その他 自治体名（ ） 警察署名（ ） 名称（ ）									
	本人、家族、関係先等 への追加対応予定										
	(独自項目追加欄)										
7 事故の原因分析 (本人要因、職員要因、環境要因の分析)		(できるだけ具体的に記載すること)									
8 再発防止策 (手順変更、環境変更、その他の対応、 再発防止策の評価時期および結果等)		(できるだけ具体的に記載すること)									
9 その他 特記すべき事項											

12. 高齢者虐待の防止等について

(1) 高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果を踏まえた高齢者虐待防止及び身体的拘束等の適正化に資する体制整備について

① 高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果について

令和6年12月27日に高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）（以下「法」という。）に基づく対応状況等に関する令和5年度の調査結果を公表したところである。

本調査結果によると、養介護施設従事者等による虐待については、相談・通報件数3,441件、虐待判断件数1,123件といずれも過去最多であり、養護者による虐待については、相談・通報件数40,386件と過去最多、虐待判断件数は、17,100件で横ばい傾向となった。

特に、養介護施設従事者等による虐待の相談・通報件数に占める虐待判断件数の割合や再発事案の増加が確認された。

養介護施設従事者等による虐待の相談・通報及び虐待判断件数の増加要因については、適正な手続きを経ていない身体的拘束等を含む身体的虐待、心理的虐待、介護等放棄が増加したことや、有料老人ホーム、特別養護老人ホーム、認知症対応型共同生活介護で件数が増加したことなどが考えられる。

本調査結果を受け、施設・事業所における虐待防止及び身体的拘束等の適正化の取組の徹底を図るため、高齢者施設等の関係団体に対し、「高齢者施設等における高齢者虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化のための措置の徹底並びに周知に関する取組の実施について（要請）」を発出し、改めて会員施設・事業所に虐待防止措置等について周知を図るとともに、分析結果を踏まえた当該措置等の実施の徹底に向けた団体としての啓発活動の実施についての協力を要請した。

② 自治体による高齢者虐待への対応について

養介護施設従事者等による虐待への対応においては、老人福祉法及び介護保険法の指導監督権限を有する都道府県と虐待対応を行う市町村との間で、十分な情報共有、連携・協働を図ることが重要であり、虐待が再発している施設等が増加傾向にあることから、最初の改善指導を適切に行うことも含め、介護施設等への改善指導を徹底し、適宜、訪問等によるモニタリングを行い、虐待防止の取組が継続していることを確認することが不可欠である。

令和6年度介護報酬改定において、高齢者虐待防止の推進のため、高齢者虐待防止措置が講じられていない場合に、基本報酬を減算することとしたとともに、身体的拘束等の適正化のさらなる推進のため、短期入所系・多機能系サービスと訪問・通所系サービス等に対し、身体的拘束等の原則禁止と身体的拘束等を行う場合の記録について義務付け、短期入所系サービス及び多機能系サービスについては、身体的拘束等の適正化のための委員会の開催、指針の整備、研修の実施を義務づけ、これらの措置が講じられていない場合に、基本報酬を減算することとした。短期入所系サービス及び多機能系サービスについては、今年

度で減算にかかる経過措置期間が終了することから、「高齢者虐待防止措置未実施減算、身体的拘束廃止未実施減算の取扱いに係る Q&A の周知について」令和 7 年 1 月 20 日に事務連絡を発出したところである。

当該事務連絡を含め、集団指導等の機会等において、高齢者虐待防止措置や身体的拘束等の適正化のための措置の実施状況を把握し、措置の未実施または集団指導等に不参加の事業者に対して、周知及び集中的な指導の徹底をお願いしたい。

また、当該調査結果において、養護者及び養介護施設従事者等による虐待の発生要因として、認知症による行動・心理症状（BPSD）などを起因とした養護者の介護疲れや、養介護施設従事者の認知症ケア等に関する知識・技術不足等があげられたことを背景に、認知症施策推進基本計画において「認知症の人の意思決定の支援および権利利益の保護」のため「虐待の発生又はその再発防止等」の取組について明記されたことを踏まえ、当該計画に基づく認知症施策等との連携を図られたい。

なお、年度内に「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（以下、「高齢者虐待対応マニュアル」という。）を改訂し、虐待対応における Q&A の充実、研修等に活用できる資料を作成するとともに、昨年度の老健事業で作成した「介護施設・事業所等で働く方々の身体拘束廃止・防止の手引き」を「高齢者虐待対応マニュアル」の別冊とするなど再構築を行い、当該調査結果の報告書とともに、年度末に厚生労働省のホームページにて公表予定であるため、周知徹底をお願いする。

併せて、性的指向・ジェンダーアイデンティティに関すること等を理由とした虐待も含め、虐待を受けた高齢者に対して、老人福祉法に基づく措置入所等が必要な場合には、本人の意思や人格を尊重し、適切な措置が講じられるよう市町村への周知も併せて徹底されたい。

（２）高齢者権利擁護等推進事業の活用

高齢者権利擁護等推進事業については、利用者の人権の擁護、虐待の防止等により推進する観点から、権利擁護推進員養成研修において、ハラスメント等のストレス対策に関する研修も実施できることとするとともに、権利擁護相談窓口の利用の対象者に、高齢者本人とその家族だけでなく介護職員等も活用が可能であることから、さらなる活用を図られたい。

また、養護者による虐待においては、医療・介護ニーズがありながら関係機関につながっていないなど、虐待につながる可能性があるものの、市町村での対応が難しい事案に対して、市町村、介護支援専門員等と連携の下、弁護士、社会福祉士、医師等の専門職の派遣（いわゆるアウトリーチ）が有効とされており、当該費用についても当事業の対象としていることから積極的に活用いただき、引き続き、管内市町村へのさらなる支援をお願いする。

高齢者虐待はあってはならないことであり、高齢者の尊厳を守るため、都道府県と市町村が緊密に連携し、虐待の未然防止、早期発見や迅速かつ適切な対応を確実に行うことによる再発防止に努めていただくようお願いする。

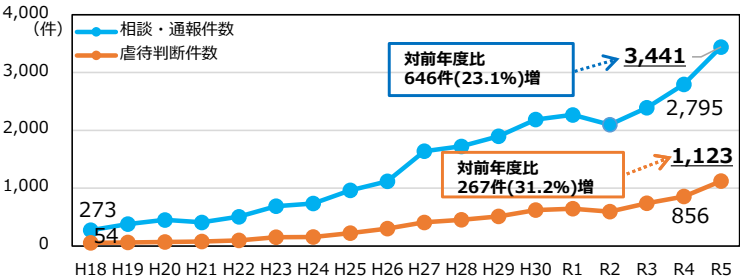
高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果の概要（令和5年度）

- 平成19年度より毎年度、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、全国の市町村・都道府県で発生した高齢者に対する虐待への対応状況に関する調査を実施している。
- 本調査結果によると、
 - ・「**養介護施設従事者等（※1）による虐待**」は、**相談・通報件数が3,441件（対前年度比646件増）、虐待判断件数が1,123件（同比267件増）**であり、いずれも過去最多で3年連続増加、
 - ・「**養護者（※2）による虐待**」は、**相談・通報件数が40,386件（同比2,095件増）、虐待判断件数が17,100件（同比431件増）**であり、相談・通報件数は過去最多で11年連続増加、虐待判断件数は横ばい傾向となっている。

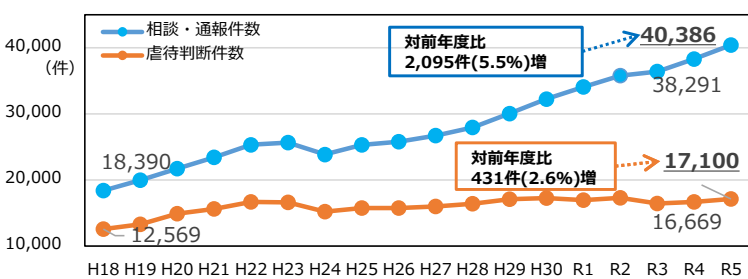
※1 介護サービスの業務に従事する者

※2 高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

養介護施設従事者等による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移



養護者による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移



	養介護施設従事者等による虐待	養護者による虐待
相談・通報者	当該施設職員（28.7%）、当該施設管理者等（16.7%）、家族・親族（15.2%）	警察（34.3%）、介護支援専門相談員（24.8%）、家族・親族（7.5%）
虐待の種別	身体的虐待（51.3%）、心理的虐待（24.3%）、介護等放棄（22.3%）、経済的虐待（18.2%）、性的虐待（2.7%）	身体的虐待（65.1%）、心理的虐待（38.3%）、介護等放棄（19.4%）、経済的虐待（15.9%）、性的虐待（0.4%）
虐待の発生要因	職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足 77.2% 職員のストレス・感情コントロール 67.9% 職員の倫理観・理念の欠如 66.8%	被虐待者の認知症の症状（56.6%）、虐待者側の介護疲れ・介護ストレス（54.8%）、虐待者側の理解力の不足や低下（47.7%）
虐待等による死亡事例	5件（5人）	27件（27人）
その他	（主な施設・事業所種別） 特別養護老人ホーム（31.3%）、有料老人ホーム（28.0%） 認知症対応型共同生活介護（13.9%）	（主な虐待者の続柄） 息子（38.7%）、夫（22.8%）、娘（18.9%）

高齢者権利擁護等推進事業（介護保険事業費補助金）

令和7年度当初予算案 1.2億円（1.3億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業目的

「高齢者の尊厳の保持」の視点に立って、虐待防止及び虐待を受けた高齢者の被害の防止や救済を図り、高齢者の権利擁護を推進

2 事業概要、実施主体等

1. 【未然防止】のための支援

①地域住民向けのシンポジウム等の開催（2017年～）

高齢者虐待防止法の普及促進、介護保険の適切な利用推進などを目的としたシンポジウム等の開催

②地域住民向けリーフレット等の作成（2017年～）

・高齢者虐待防止法の通報・窓口の周知徹底、適切な利用などを推進するためのリーフレット等の作成

・民生委員、自治会・町内会等の地域組織や保健医療福祉関係機関等との協力連携を図るため、高齢者虐待が発生した場合の地域連携体制の構築のためのマニュアルを作成

③養護者による虐待等（セルフ・ネグレクト含む）につながる可能性のある困難事例での専門職の派遣（アウトリーチ）（2019年～）

養護者による虐待等（セルフ・ネグレクト含む）につながる可能性があるものの、市町村での対応が難しい事例について、市町村・介護支援専門員等と連携の下、必要時専門職を派遣し、介護負担・ストレスの軽減に向けた精神的・医療的な支援や、関係機関・団体へのつなぎ等を実施

2. 【早期発見、迅速且つ適切な対応（悪化防止）】のための支援

①身体拘束ゼロ作戦推進会議（2007年～）

身体拘束廃止に向けた関係機関との連絡調整・相談機能の強化を図るための会議

②権利擁護推進員養成研修（2007年～）

・施設長など介護施設内において指導的立場にある者を対象に、職員のストレス対策や利用者の権利擁護の視点に立った実践的介護手法の修得等に関する研修

③看護職員研修（2007年～）

介護施設等の看護指導者・実務者を対象に、利用者の権利擁護等を推進するための研修プログラムの作成方法の習得や高齢者の権利擁護に必要な援助等を行うための実践的な知識・技術の修得等に関する研修

④市町村職員等の対応力強化研修（2017年～）

市町村職員等を対象にした管内市町村等の効果的な取組事例の紹介等による横展開により対応力の強化を図るための研修

⑤権利擁護相談窓口の設置（2007年～）

困難事例への対応に対する市町村等の助言・支援、養護者からの相談を受け適切な関係機関へのつなぎ支援、成年後見制度の手続きに対する高齢者等に対する相談等を行うため、弁護士・社会福祉士等の専門職を配置した権利擁護相談窓口の設置

⑥ネットワーク構築等支援（2017年～）

高齢者虐待防止に関するネットワークが未整備の市町村に対するアドバイザー派遣や措置に伴うシェルター等居室確保等に係る広域調整等

3. 【再発防止】のための支援

虐待対応実務者会議等の設置（2020年～）

・虐待対応実務者会議～都道府県の指導監督部局や市町村の虐待対応部局の実務者等で構成される会議を開催し、虐待の発生・増減要因の精査・分析や連絡・対応体制の構築などのため、連携強化を図る

・虐待の再発防止・未然防止策検証会議～死亡等重篤事案の虐待が発生した事案の要因分析及び相談・通報から終結までの虐待対応を評価・検証を行い、虐待防止に関する調査計画策定（再発・未然防止策等）の検討を行うために、専門職等のアドバイザーの派遣等の実施

・市町村等の指導等体制強化～介護施設等における虐待防止検討委員会の運営指針の整備、研修の実施等に係る指導等のための専門職の派遣

■事業主体：都道府県

■補助率：1／2

■補助対象経費：高齢者権利擁護等推進事業の実施に必要な賃金、報償費、報酬、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金

■令和5年度事業実施：44都道府県

高齢者虐待防止の推進

- 虐待の発生又はその再発を防止するための措置（高齢者虐待防止措置）が講じられていない場合に、基本報酬を減算（所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算）する。

※居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く。福祉用具貸与については、3年間の経過措置期間を設ける。

（参考）高齢者虐待防止措置

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ② 虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- ④ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

身体的拘束等の適正化の推進

- 短期入所・多機能系サービスに対し、身体的拘束等の適正化のための措置を義務付け、これらの措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算（所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算）する。

※1年間の経過措置期間を設ける。

（参考）身体的拘束等の適正化のための措置（新たな義務付けは下線部）

- ① 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際のの心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- ② 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

- 訪問・通所系サービス等に対し、身体的拘束等の原則禁止と身体的拘束等を行う場合の記録について義務付ける。

（参考）指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）

第23条 訪問介護員等の行う指定訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

1・2（略）

3 指定訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

4 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

5・6（略）

13. 介護サービス相談員制度等の推進について

（１）介護サービス相談員制度の推進について

介護施設等において、虐待等の不適切な事案が生じることなく、利用者が安心して過ごせる環境を作るためには、風通しの良い環境を作り出すことが大切であり、このためには、施設長を中心とした職員同士の協力・連携はもとより、第三者である外部の目を積極的に導入することが効果的である。

具体的には、介護保険の地域支援事業（任意事業）である介護サービス相談員派遣等事業（※）の実施が考えられるが、介護サービス相談員を育成するための研修費用が受講者や自治体の負担となっていることや、その活動に対する十分な理解が進んでいないなどの理由により、実施市町村は３割程度に留まっているのが現状である。

また、近年、戸数及び利用者数に顕著な増加がみられる住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅においては、外部サービスを利用しているケースも多く、サービスごとに法体系が異なるなど、サービス提供が複雑な状況にある。

これらの状況を踏まえ、令和２年度に介護サービス相談員研修の体系の見直しや、地域医療介護総合確保基金による研修費用への助成を行う等、介護サービス相談員を育成しやすい環境を整備するとともに、介護施設等でのサービスの質を向上させる観点から、住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅を派遣先として追加することにより制度の充実を図ったところである。

都道府県においては、介護サービス相談員の積極的な活用及び効果的な実施に向けて、未実施市町村に対して、事業効果等の周知、地域医療介護総合確保基金（介護従事者分）における介護サービス相談員派遣等事業に係る研修費用等の助成対象化、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅での介護サービス相談員の受入促進に向けた働きかけをお願いする。

また、事業実施市町村に対しては、本制度のなり手を確保すべく介護サービス相談員（補）研修への参加者の募集や介護サービス相談員の資質向上のための研修参加を積極的に進めていただくようお願いする。

（※）介護サービス相談員派遣等事業

地域で活躍する市民ボランティア（介護サービス相談員）が介護サービスの現場を訪問し、利用者の疑問や不満を汲み取り、介護サービス提供事業者にフィードバックして事業者・利用者・保険者である市町村等の間の橋渡し役を果たし、利用者の不安解消を図るとともに、サービスの改善に結びつけるもの

（２）特別養護老人ホーム等における福祉サービス第三者評価事業の推進について

「福祉サービス第三者評価事業」の推進については、これまでも、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム等の受審率の引上げを目指すため、「前年度以上の受審率」の目標を掲げるとともに、管内の介護施設等に対して本

事業の積極的な受審を促していただくようお願いしてきたところである。

一方で、国民のより質の高い介護サービスの選択を支援するなどの観点から、規制改革実施計画（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）において、

- ・受審促進に向けた数値目標の設定
- ・受審に係るインセンティブの強化
- ・第三者評価の利用者選択情報としての位置づけ強化

等に、取り組むべきことが指摘されたことを踏まえ、平成 30 年 3 月に「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」等の改正を行うとともに、介護サービス情報公表システムにおいて、事業者の同意に基づき、「総評」や「第三者評価結果に対する事業者のコメント」といった評価結果を掲載するためのシステム改修を行ったところである。

社会福祉法第 78 条第 1 項では、「社会福祉事業の経営者は、自らその提供するサービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない」とされていることから、サービスの質の向上に結びつけるためにも、管内社会福祉施設等に対し、積極的な受審を促していただきたい。

介護サービス相談員派遣等事業の概要

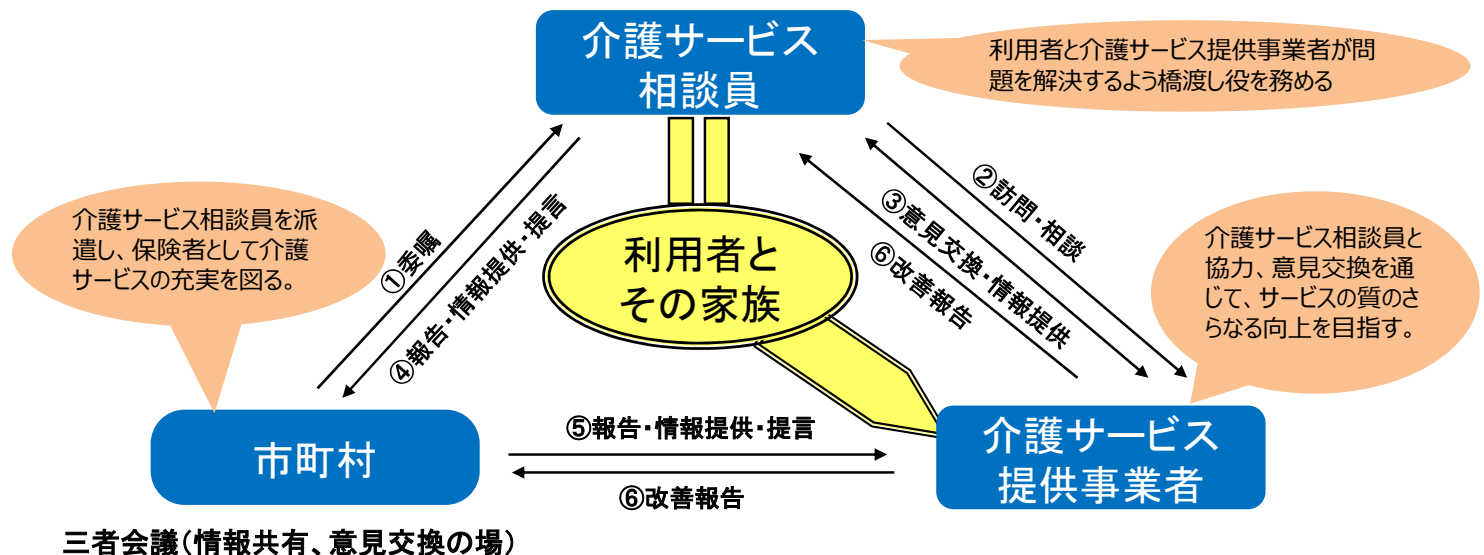
- 市町村に登録された介護サービス相談員（※）が、介護サービス施設・事業所に出向いて、利用者の疑問や不満、不安を受け付け、介護サービス提供事業者及び行政との橋渡しをしながら、問題の改善や介護サービスの質の向上につなげる取組

（※）事業の実施に相応しい人格と熱意を有し、一定水準以上の研修を修了した者（市町村が委嘱）

- 介護保険制度における位置付け

- ・ 地域支援事業の任意事業（介護サービスの質の向上に資する事業）として実施（国の負担割合：38.5%）
- ・ 介護サービス提供事業者は、市町村が実施する本事業に協力するよう努める義務（努力義務）を規定

介護サービス提供事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した介護サービスに関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
【指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第34条第2項（ほか）】



介護サービス相談員派遣等事業の位置付けと改正内容

- **地域支援事業の実施について**（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）

別紙 地域支援事業実施要綱

別記4 任意事業 3 事業内容 (3) その他の事業 カ 地域自立生活支援事業

- ② 介護サービスの質の向上に資する事業

地域で活躍している高齢者や民生委員等（※）が、介護サービス利用者のための相談等に応じるボランティア（介護サービス相談員）として、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、サービス担当者と意見交換等（介護サービス相談員派遣等事業）を行う。

（※）近年は「主婦・主夫」「福祉・医療関連職員OB」「会社員・公務員OB」が多い。

- **介護サービス相談員派遣等事業の実施について**

（平成18年5月24日老計発第0524001号厚生労働省老健局計画課長通知）

申出のあったサービス事業所等に介護サービス相談員（介護サービスの提供の場を訪ね、サービスを利用する者等の話を聞き、相談に応じる等の活動を行う者）を派遣

利用者の疑問や不満、不安の解消
事業所の介護サービスの質の向上

問題提起・
提案解決型の事業

- **介護サービス相談員制度の主な改正内容（令和2年）**

- (1) 派遣先として「有料老人ホーム」「サービス付き高齢者向け住宅」を追加
- (2) 「介護相談員」から「介護サービス相談員」への改称
- (3) 利用者目線の明確化（目的に「利用者の自立した日常生活の実現」を追記）
- (4) 介護サービス相談員に係る研修の整理・充実（介護サービス相談員40時間以上、介護サービス相談員補研修12時間に整理）

※上記の改正に加え、令和2年度より、地域医療介護総合確保基金（介護事業者確保分）による、介護相談員育成に係る研修支援事業も実施。

特別養護老人ホーム等における福祉サービス第三者評価事業
～ 施設・サービス別の受審数・受審率と累計受審数 ～

主な施設・サービス種別	令和5年度 受審数	全国施設数※	受審率	令和5年度迄の 累計受審数
特別養護老人ホーム	465	10,469	4.44%	8,683
養護老人ホーム	35	932	3.76%	751
軽費老人ホーム	27	2,330	1.16%	602
訪問介護	64	36,420	0.18%	1,529
通所介護	128	24,569	0.52%	3,741
小規模多機能居宅介護	42	5,570	0.75%	1,122
認知症対応型共同生活介護	504	14,139	3.56%	7,578

※ 全国施設数は、「令和4年社会福祉施設等調査報告」（令和4年10月1日現在）、「令和4年介護サービス施設・事業所調査」（令和4年10月1日現在）